

平成 23 年 3 月 4 日

## 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に対する意見募集

総務省は、本年度の競争セーフガード制度に基づく定期的な検証に先立ち、平成 22 年 9 月 10 日から同年 10 月 8 日までの間、意見募集を行い、同年 10 月 15 日から同年 11 月 12 日までの間、再意見募集を行いました。

上記意見募集及び再意見募集において寄せられた意見を踏まえて検証を行い、今般、競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)(以下「検証結果案」)を取りまとめました。ついては、平成 23 年 3 月 5 日(土)から同年 4 月 4 日(月)までの間、意見募集を行います。

### 1 趣旨

総務省は、指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含みます。)の有効性について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を平成 19 年度から運用しています。

本年度の検証の際の参考とするため、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(平成 19 年 4 月策定・公表、平成 20 年 7 月改定)に定められている検証対象となる各事項について、平成 22 年 9 月 10 日から同年 10 月 8 日までの間、意見募集を行いました。また、提出された意見について同年 10 月 15 日から同年 11 月 12 日までの間、再意見募集を行いました。

総務省は、上記意見募集及び再意見募集において寄せられた意見を踏まえて検証を行い、今般、検証結果案を取りまとめましたので、平成 23 年 3 月 5 日(土)から同年 4 月 4 日(月)までの間、案に対する意見募集を行います。

### 2 意見募集要領

意見募集対象:競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)

意見募集締切:平成23年4月4日(月)午後5時(必着)(郵送の場合は、同日付け必着)

詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

なお、本案については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にて配布することとします。

### 3 今後の予定

総務省は、検証結果案に対して寄せられた意見を踏まえ、速やかに検証結果を取りまとめ、公表するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会に報告する予定です。

<添付資料>

(参考)競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2008/pdf/080707\\_2\\_bs1.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080707_2_bs1.pdf)

<関連報道資料>

- 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)の公表等(平成22年2月19日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/25154.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/25154.html)
- 平成21年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況(平成22年6月30日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/31388.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/31388.html)
- 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成22年度第2四半期(9月末))(平成22年12月28日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_01000003.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_01000003.html)
- 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)(平成22年9月10日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000005.html)
- 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)の結果及び再意見の募集(平成22年10月15日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_01000008.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000008.html)
- 競争セーフガード制度の運用に関する再意見募集(2010年度)の結果公表(平成22年11月19日公表)  
URL: [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_01000013.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000013.html)

**【連絡先】**

(指定電気通信設備制度等について)

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担当: 安東課長補佐、小杉係長

栗谷課長補佐、林田係長

電話: 03-5253-5844      FAX: 03-5253-5848

E-Mail: [compe-sg@ml.soumu.go.jp](mailto:compe-sg@ml.soumu.go.jp)

(注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

(日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件等について)

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

担当: 大内課長補佐、高橋係長

電話: 03-5253-5837      FAX: 03-5253-5838

E-Mail: [compe-sg@ml.soumu.go.jp](mailto:compe-sg@ml.soumu.go.jp)

(注)迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

## 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)

(案)

平成 23 年 3 月  
総 務 省

### 1 制度の概要

総務省は、指定電気通信設備の範囲や NTT グループに係る累次の公正競争要件（活用業務認可制度に係るものを含む。）の有効性について定期的に検証するため、平成 19 年 4 月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）を策定・公表した。

また、平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（以下「NGN答申」という。）を踏まえ、平成 20 年 7 月、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

### 2 今回の検証プロセス

上記 1 を受け、平成 22 年 9 月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行ったところ、11 件の意見が提出された。同年 10 月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、13 件の意見が提出された（同年 11 月、再意見募集の結果を公表）。

これらを踏まえ、寄せられた意見（56 項目に整理）に対する総務省の考え方（参考資料）を別添のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下のとおり整理した。

なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意見番号に対応するものである。

### 3 検証結果

#### (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)を踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

#### ア 指定要件に関する検証

**指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきか等の論点(意見5～6)について**

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

#### イ 指定の対象に関する検証

**次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)、地域IP網、ひかり電話網等のIP通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見8～9)について**

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。

## ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

### (ア) NGN に係る收容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見23)について

IPネットワークは、PSTNに比べると構築が容易であり、独自のIPネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らのIPネットワークにユーザを收容することが可能であれば、IPネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。

ただし、現状では、①ユーザは、NTTのFTTHサービスを選択すると、コア網はNTT(NGN)を選択するしかないといった実態にあり、②FTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは74%を超え、上昇傾向にある状況である。

以上を踏まえ、総務省においては、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

### (イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見25)について

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース取りまとめ「光の道」構想実現に向けて(平成22年12月14日)において示されたとおり、1芯(8分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが考えられる。

- ① 1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる。
- ② 分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設備競争への影響や効率的な利用のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。

上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うことされている。

総務省においては、NTT東西から申請のあった接続料変更案について、平成23年1月25日に認可の適否を示さずに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成22年度内を目途に成案を得る予定である。

**(ウ) NGN の帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見26)について**

NGN上においては、NTT 東西が提供する回線情報通知機能やデータコネクタ等の新サービスが登場するなど、UNI/SNI 接続によるサービスの多様化が見られるところである。

これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、帯域制御、位置固定等)のオープン化については、まずは当該機能のオープン化を求める事業者が具体的な要望内容をもとに、NTT 東西と協議をすることが適当である。

また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGN において実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。

**(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証**

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、接続ルール答申及び平成 22 年3月に接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインを踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、モバイル市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

**ア 指定要件に関する検証**

**全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見28)について**

接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。

なお、接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインで示したとお

り、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

#### イ 指定の対象に関する検証

##### **注視すべき機能として、パケット着信機能とIMEI通知機能を追加すべきとの指摘(意見29)について**

パケット着信機能は、MVNO網からのパケット通信の開始を可能とする機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、M2M端末の呼起し等、端末の能動的な制御が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。

IMEI通知機能(以下「端末情報提供機能」という。)は、通信中の端末の種類・個体を識別する番号(IMEI)をMVNO網へ通知する機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、端末種類別の帯域制御等、端末ごとの異なるサービス提供が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。

したがって、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、二種指定ガイドラインにおいて「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。

#### (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT 東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項に区分して列挙する。

##### ア NTT 東西に所要の措置を要請する事項

##### **NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見34)について**

本意見で指摘されている事項について、NTT 東西から県域等子会社への業務委託は NTT 東西の経営の効率化の観点から行われていることから、それを制限するような措置をとることは望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば、NTT 東西がその子会社に業務委託した場合に当該子会社が委託を受けた業務に関し反競争的な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱す

るものとして看過し得ないと考えられる。このことから「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(以下「合同部会」という。)の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

なお、本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規定の整備等と並行して、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく必要があるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。

#### イ 引き続き注視する事項

##### (ア) 昨年の NTT 西日本の業務改善命令に象徴されるように、NTT 東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘(意見32)について

一昨年 NTT 西日本及びその県域等子会社において接続情報が目的外に提供された事案が発生したことを受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改善及びその他の措置を講じることを命令するとともに、NTT 東日本に対して業務の運営の在り方について要請を行った。今後はNTT 西日本の業務改善計画、NTT 東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視していくこととする。

##### (イ) NTT 東西の 116 窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われているとの指摘(意見33)について

本意見に指摘されている事案について、NTT 東西は、116 番への加入電話又は INS ネット 64 の移転申込みを行う顧客に対し、当該顧客からの要望が無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行うことを厳格に禁じており、これまでもその周知・徹底について要請及び取組状況の注視を行ってきたところである。また、上記 NTT 西日本に対する業務改善命令等を受けて、NTT 東西において、116 窓口における他事業者情報の閲覧規制を実施している。仮に、NTT 東西による措置が徹底されず 116 窓口において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第1号に抵触し又は潜脱することとなるおそれがある。

このため、NTT 東西における改善計画、実施計画等の適切な履行が図られるよう、引き続き注視していくこととする。

- (ウ) ドコモショップは NTT ドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTT ドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見35)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について

本件について、NTT 東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動を NTT 東西とは独立して実施しているとし、NTTドコモは販売代理店が NTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断で NTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していくこととする。

- (エ) NTT ファイナンスの NTT グループカードによるセット割引や、NTT が検討中であるとされるNTTファイナンスによる料金一括請求については、NTTグループの排他的な連携により公正競争を害するものであるとの指摘(意見37)について

本意見において指摘されているセット割引等は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等が禁止されている NTT 東西又は NTT ドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTT ファイナンスによるセット割引については、NTT グループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されていることから、現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。

しかし、これらは特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年 12 月4日)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争

の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

- (オ) コンテンツのメニューリストへの掲載については、通信事業者による不当な扱いを受けているといった状況はなく、禁止行為規制は円滑に運用されているとの指摘(意見39)について

本意見では特にメニューリストへの掲載について、通信事業者より不当な扱いを受けるといった状況は見当たらないとしているが、第二種指定電気通信設備を設置する事業者のうち禁止行為規制の適用を受ける者が特定のコンテンツプロバイダに対し不当な規律・干渉を行っていると認められる場合は、第30条第3項第3号に抵触するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。

- (カ) 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTTデータ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきであるとの指摘(意見41)について

電気通信事業法第31条第1項及び第2項は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制には該当しない行為について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定関連事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことを鑑み、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、特定関連事業者との間においてさらに厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。

子会社等との一体経営への対応については、これまでも競争セーフガードの検証等に基づきその状況を注視してきており、今般、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、電気通信事業法の改正案が今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

よって、特定関係事業者の指定範囲の拡大については、上記の措置の有効性を検証することが適当であり、引き続き注視していくこととする。

- (キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用した

## アウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見42)について

NTT コミュニケーションズによれば、そのアウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものであるとしているところであるが、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に NTT コミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。NTT コミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していくこととする。

- (ク) NTT 東西とNTT コミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられており、禁止行為規制及び NTT 再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあるとの指摘(意見43)について

本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同様であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。しかし仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT 東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

- (ケ) 活用業務制度の導入により日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、また NTT 東西の業務範囲規制が形骸化しているとの指摘(意見44)、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべきとの指摘(意見45)について

本指摘について、総務省は、NTT 法第2条第5項の規定及び「東・西 NTT の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方(平成13年12月11日公表、平成19年7月18日改正。以下「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」という。)に従

い、NTT 東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを審査した上で、認可に係る判断を行ってきたところ。

グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図ることを前提に、市場環境の変化や消費者のニーズに迅速に対応できるよう制度・ルールの見直しが必要である。こうした観点から、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を定めたところである。当該基本方針等に基づき、NTT 東西の業務範囲の弾力化を内容とする NTT 法の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。

また、上記の措置を含む当該とりまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

**(コ) NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然として NTT 東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見46)について**

NTT 法においては NTT 東西が放送業を営むことは認められておらず、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。

このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。

**(サ) 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等の上位レイヤサービスを通して NTT グループの不当なグループ連携が進められているとの指摘(意見47)について**

NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものであり、特定の事業者について排他的な差別的取扱いを行うものではないとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者の

サービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

**(シ) NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の公正競争要件に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要であるとの指摘(意見48)について**

本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。

しかし、当該措置の運用が徹底されない場合には、「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)等に抵触するおそれがあることから、NTT 東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

**(ス) NTT ブランド力は競争環境に大きな影響を及ぼすため、そのブランド力の影響を検証し、早急にブランド使用に係るルールを確立する必要があるとの指摘(意見49)について**

ブランド力が公正競争にもたらす影響については、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要であり、NTT のブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく。また、「NTT 東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視することとする。

**(セ) NTT 西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見50)について**

競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料

金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくこととする。

## 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方(案)

## 総論

意見	再意見	考え方
<p>意見1 現行の規制には限界があり、公正な競争が確保されていない。よって、NTTグループ組織の抜本的な見直し、または公正競争ルールの再構築と独立した第三者による監査の仕組みの導入が必要である。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ はじめに 平成22年8月に総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」によって公表された「光の道」戦略大綱においては、「光の道」推進の3つの柱の一つとして、「NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し」が挙げられており、公正競争の一層の活性化のための環境整備が必要との方向性が示されています。 その一方で、現実にも目を向けると、我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、NTTグループが、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けています。 これまで、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルール整備が行われきましたが、NTT西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の目的外利用(2009年11月)(以下「NTT西日本事案」という。)等、いまだに公正競争に関する問題が発生している状況が続いています。これは、現行の規制が適確に運用し切れていないことに加え、現行の規制だけでは公正な競争が確保されていない</p>	<p>■ 本年度の意見募集においても、昨年発覚したNTT西日本情報漏洩問題やNTTグループの一体的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等)等のNTTグループの市場支配力の濫用が懸念される事例に対して数多くの意見が各社より主張されており、公正な競争環境確保を考える上で課題となっているNTTグループの公正競争要件の再構築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早急に検討される必要があります。 そのような中で、各社殿が共通的に意見されているNTTグループの各公正競争要件の遵守状況に対する実効性のある検証及び監査スキームの導入について、弊社としても賛同致します。 本来は競争セーフガード制度がその大きな役割を担うひとつと考えますが、NTT西日本情報漏洩の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の拡充が必要と考えます。 具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果</p>	<p>■ 本競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。 総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象やNTT等に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになると考えている。 ■ 一昨年に西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)及びその県域等子会社で接続情報が目的外に提供された事案の発生を受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り方について、NTT西日本に対して業務の方法の改善及びその他の措置を講じることが命ずるとともに、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」</p>

ことの証左であり、今後の電気通信市場のさらなる発展に向けて、ブロードバンド基盤整備やICT利活用を促進するためには、「光の道」戦略大綱に述べられている方向性のおおりの、真の公正な競争状況を作り出すことが必要であると考えます。

そのためには、ドミナント事業者であるNTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」による競争阻害行為を根絶する必要があります。「ボトルネック設備の保有」や「顧客基盤の活用」については、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。

「グループドミナンスの行使」に関しても、行為規制が及ばないNTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTTファイナンスを通じてグループ各社請求を一本化するなど、脱法的な行為が公然と行われています。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、NTTグループの組織の在り方を抜本的に見直さない限り完全に払拭することは困難と言わざるを得ません。現行の制度では、上記に述べたような

的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。

参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意見書 当社意見

#### ■競争セーフガード制度の在り方 ～略～

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的な事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。

#### ・報告内容に対する検証

要請事項に対する報告内容(NTT東西殿等)について、実効性の有無等の検証を実施

#### ・実効的な検証・検討スキームの構築

注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築

#### ・PDCAサイクルの確立

制度全体の運用状況を定期的(例:3年毎)に検証し、市場環境やNTTグループの組織・業務形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を

という。)に対して業務の運営の在り方について要請を行った。今後はNTT西日本の業務改善計画、NTT東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視し、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

■ NTTに係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(以下「合同部会」という。)の取りまとめ等を踏まえ、昨年12月「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が今国会への提出に向けて閣議決定された。

■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。これに関連して、競争セーフガード制度の在り方についても必要に応じて検討が加えられるものと考えられる。

<p>監視機関がないことや「活用業務」による NTT 東・西の事業領域の拡大などによって累次の公正競争ルールの実効性が益々失われる恐れがあります。抜本的な見直しが行われないのであれば、NTTグループの総合的な市場支配力に着目した公正競争ルールの再構築と実効力のある外部監査が可能な仕組みの導入を急ぐ必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>行うといったPDCAサイクルの確立 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</li> <li>・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。</li> <li>・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。</li> <li>・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。</li> <li>・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。</li> </ul>	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</li> <li>・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。</li> <li>・ それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故に NTT グループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</li> </ul> <p>(NTT)</p> <p>■ そもそも活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範囲の拡大が 2001 年に法制化されたものと認識しています。</p> <p>また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT 法、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p>	
--	--	--

	<p>当社は、今後も光サービスの利活用促進に向けて、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見2 公正な競争環境を保つためには、本年度の競争セーフガードの運用に当たり、検証プロセスの明確化等の運用面の改善に加え、新たなルール整備を伴う指導や抜本的な措置の実現が必要である。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ &lt;総論&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の IP 化・ブロードバンド化の進展により、通信インフラの中心は旧来のメタルから光ファイバへと移行していますが、この流れの中で東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)がアクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有していることにより、NTT グループのドミナンス性はさらに強まり、あたかも独占回帰の様相を呈しています。</li> <li>現に、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)における NTT グループのシェアは、2010 年 3 月末で 74.4%※1 まで上昇しており、これに加えて NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)はボトルネック性を有するアクセス回線と一体的に構築されていることから NTT 東西殿の独占化拡大傾向が見込まれます。</li> <li>さらに NTT 東西殿は、NTT-NGN をはじめとして、地域電気通信業務の枠を超えた活用業務によるサービス展開、サービス拡大を図っており、業務範囲規制が有効に機能していない状況です。</li> <li>これらの傾向が今後も継続していけば、早晚、ブロードバンド市場をはじめとする電気通信市場の健</li> </ul>	<p>■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP 時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利用(以下「NTT 西日本事案」という。)のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事業者との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。</p> <p>加えて、NTT 東・西の NGN はボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTT グループは、競争を排除し、NGN を梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言わざるを得ません。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社</p>	<p>■ 考え方1に同じ</p>

<p>全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違いなく、サービスの多様化・料金の低廉化の実現に悪影響を及ぼす懸念が非常に大きいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心とした NTT グループの一体経営や、NTT グループによる排他的サービスの提供等が当然の如く横行することで、NTT 再編の趣旨が形骸化している状況です。このような状況下で NTT グループの規制緩和を求める主張を認めるようなことがあれば、公正競争市場のゆがみは著しいものとなり消費者利便に悪影響を与え、今まで推進されてきた競争政策の成果が水泡に帰す恐れがあると考えます。</li> <li>そもそも、「公正競争確保」を目的とした本制度の運用において、総務省殿は、NTT 東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を回避している疑いのある事例についても問題の本質を注視せず、電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令をもとに形式的に判断するにとどまっている状況です。</li> <li>本制度については、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみに負わせるといった運用上の限界や、NTT 東西殿に対するその違反事案の防止に向けた周知徹底と報告にとどまる形式的な行政指導といった結果から見ても、公正競争環境の実現に向けて十分な効果を上げていないことも事実です。</li> <li>従って、今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥当性や実効性を検証した上で、現実に即した新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされることが必要です。</li> <li>なお、本制度の妥当性、実効性を検証するうえで</li> </ul>	<p>体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」などに起因する NTT 東・西の利用部門と競争事業者との同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力を背景とした「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 本年度の意見募集においても、昨年発覚した NTT 西日本情報漏洩問題や NTT グループの一体的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等)等の NTT グループの市場支配力の濫用が懸念される事例に対して数多くの意見が各社より主張されており、公正な競争環境確保を考える上で課題となっている NTT グループの公正競争要件の再構築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早急に検討される必要があります。</p> <p>そのような中で、各社殿が共通的に意見されている NTT グループの各公正競争要件の遵守状況に対する実効性のある検証及び監査スキームの導入について、弊社としても賛同致します。</p> <p>本来は競争セーフガード制度がその大きな役割を担うひとつと考えますが、NTT 西日本情報漏洩の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の</p>	
--	---	--

<p>ひとつの材料となるのが、昨年 11 月に発覚した NTT 西日本殿における情報漏洩事件です。この問題は、これまでも本制度において競争事業者が何度となく、指摘していた問題が明らかになったものです。2008 年 2 月 18 日に NTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からは適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、実際にはその対応が有名無実であったと言わざるを得ません。総務省殿においては、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織構造上の問題であることを認識いただく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、上記の問題を抜本的に解決するために、総務省殿は、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)等において、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を実施し、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)に対する弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)」において述べた、NTT グループの「アクセス分離」、「資本分離」、「ブランドの分離」、「人事の分離」の「4 つの分離」等、抜本的な措置を実現すべきと考えます。</li> </ul> <p>※1 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(2009 年度第 4 四半期(3 月末))(2010 年 7 月 6 日)</p> <p>以上を踏まえた上で、以下に、本制度の検証項目に関する弊社共意見としてそれぞれの問題事例に対して講ずべき対策等について詳述します。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>拡充が必要と考えます。</p> <p>具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT 西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT 東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。</p> <p>参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意見書 当社意見</p> <p>■競争セーフガード制度の在り方 ～略～</p> <p>競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告内容に対する検証 要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等)について、実効性の有無等の検証を実施</li> <li>・実効的な検証・検討スキームの構築 注視すべき事項については、現在まで指摘の</li> </ul>	
---	--	--

	<p>あった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築</p> <p>・PDCAサイクルの確立 制度全体の運用状況を定期的(例:3年毎)に検証し、市場環境やNTTグループの組織・業務形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を行うといったPDCAサイクルの確立 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。</li> <li>・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。</li> <li>・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の</li> </ul>	
--	--	--

	<p>創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このような観点から、NTT 東西及び NTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。</li> <li>・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</li> <li>・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。</li> <li>・ それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故に NTT グループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</li> </ul> <p>(NTT)</p> <p>■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報</p>	
--	---	--

	<p>を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配意しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010年3月2日)を策定しました。</p> <p>現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム面の措置として、他事業者情報の一括抽出規制及び閲覧規制</li> <li>・ 体制整備として、情報セキュリティ推進部の設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管、県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</li> <li>・ 社員教育等の充実として、子会社も含めた規程類の充実、研修の拡充</li> <li>・ 点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主点検周期の短縮化監査項目の追加等を実施しています。</li> </ul> <p>この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。</p> <p>今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。</p> <p>したがって、公正競争は確保されていると考えており、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直し等の追加的措置は必要ないと考えます。</p> <p>また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザーニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザーの利便性を低下させる等の問題があると考えます。</p>	
--	---	--

(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み

項目	実施内容	実施時期
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22. 5月
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22. 7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22. 5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月
・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月
・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22. 8月

(NTT 東日本)

■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映していません。

会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管

	<p>など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>また、県域等子会社による NTT ドコモの代理店業務については、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、排他的な一体営業はありません。</p> <p>したがって、県域等子会社を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見3 競争セーフガード制度の整備の目的に立ち戻り、実効性の高いスキームへの再構築する必要がある。また、NTT グループの共同的・一体的な市場支配に対する公正競争要件の見直しが必要である。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 競争セーフガード制度の見直しにあたって</p> <p>競争セーフガード制度については、「光の道構想実現に向けて」(2010年5月16日 総務省殿)において、総合的な市場支配力に着目したドミナント規制の導入検討に際し「(略)競争セーフガード制度、競争評価制度の在り方も再検討することが望ましい。」とあらためて指摘されており、今後具体的な検討が始まるものと考えます。</p> <p>検討にあたっては、過去の競争セーフガード制度の運用状況の検証はもちろんのこと、本制度の整備を提起した「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について―新競争促進プログラム 2010―」報告書(2006年9月 総務省)(以下、報告書)において示された競争セーフガード制度整備の目的や当時指摘されたドミナント規制に関する各検討課題事例の現状についても、あわせて検証する必要があると考えます。</p>	<p>■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利用(以下「NTT 西日本事案」という。)のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事業者との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。</p> <p>加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これ</p>	<p>■ 考え方1に同じ。</p>

■ 競争セーフガード制度の在り方

報告書では、指定電気通信設備制度(ドミナント規制)に関する見直しの検討の方向性が整理されており、現行制度の運用改善等に係る措置全体を、競争セーフガード制度の整備と位置付けられ、提起されています。当時検討された指定電気通信設備制度(ドミナント規制)に関する見直しの検討の方向性について、現在の進捗状況を別添資料に纏めました。こちらをみて分かるとおり、当時指摘されたそれぞれの問題点において、その後、抜本的な措置が行われるまでには至っておりません。特に「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」における「NTT 東西殿とその県域等子会社等の一体的な事業運営」については、競争セーフガード制度においても競争事業者より数多くの指摘が行われてきました。しかしながら昨年発覚した NTT 西日本情報漏洩問題をみると、情報漏洩を実際に起こした NTT 西日本-兵庫殿、NTT 西日本-北陸殿に対しては各公正競争要件に何ら抵触することはなく、指摘された問題が現実発生する結果となっています。

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。

- ・ 報告内容に対する検証  
要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等)について、実効性の有無等の検証を実施

まで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言わざるを得ません。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」などに起因する NTT 東・西の利用部門と競争事業者との同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力を背景とした「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直ちに実施すべきと考えます。

(KDDI)

■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。

会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシス

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効的な検証・検討スキームの構築 注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築</li> <li>・ PDCAサイクルの確立 制度全体の運用状況を定期的(例:3年毎)に検証し、市場環境や NTT グループの組織・業務形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を行うといったPDCAサイクルの確立</li> </ul> <p>■ NTT グループドミナンスの公正競争要件の見直しについて</p> <p>競争セーフガード制度では、「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「NTT 東西殿とその子会社等の一體的な事業運営」の他にも「県域等子会社における NTT ドコモ殿商品・サービスの販売」、「グループ間の人事交流」など数多くの事例が注視すべき事項として挙げられており、NTT グループの共同的・一体的な市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。前述のNTT西日本情報漏洩問題の発生を踏まえれば、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に対する公正競争要件の見直しは喫緊の課題であると考えます。</p> <p>なお、具体的な見直し内容としては、以下のよう な点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止行為規制の見直し</li> </ul>	<p>テム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しています。</p> <p>したがって、公正競争上の問題はなく、県域等子会社を禁止行為規制の対象及び特定関係事業者とする必要はないと考えます。</p> <p>また、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しており、現に NTT グループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話ー携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は大きく変化しています。</p> <p>このような中で当社だけが柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、公正競争上の問題はないことから、NTT ドコモやNTT データ等を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比し</p>	
---	--	--

<p>NTT 東西殿の実質的な業務を行う県域子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用禁止をより厳格化する必要があると考えます。更には NTT グループの巨大な市場支配力の濫用を抑止する観点から、グループ会社間の優先的な共同営業、連携サービスの禁止規定が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定関係事業者制度の見直し 上記と同様の理由から、NTT 東西殿の実質的な業務を行う県域等子会社を特定関係事業者の対象として追加する必要があると考えます。また、固定とモバイルの融合が見込まれる中、共に指定電気通信設備を有する NTT 東西殿と NTT ドコモ殿間の一体的な事業運営による市場支配力の濫用を抑制する必要があるため、NTTドコモ殿についても特定関係事業者に追加することが適切と考えます。</li> <li>・ 活用業務制度の在り方の見直し 活用業務制度は、本来、NTT 東西殿間のヤードスティック競争促進を目的に導入されましたが、NTT 持株会社体制の下では、グループ内の会社間同士の利益を互いに奪い合うような競争は現実的には有り得ないこと、また、IP 電話や NGN 等で既に県間業務の提供を行っていること等から、今後想定される業務を見据えつつ制度の見直しを図る時期にきているものと考えます。</li> </ul> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>て、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行ってならず、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画(平成 22 年 2 月 26 日)の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。</li> <li>・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 我が国の情報通信市場においては、情報通信技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参入によって激しい競争が繰り広げられており、当社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかです。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しています。</li> <li>・ 情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化の進展し、また、コンテンツ・アプリケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めています。</li> </ul> <p>こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠であり、また、多様な競争の創出による市</p>	
--	---	--

	<p>場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 当社は、特定関係事業者の指定に相当する「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」(平成4年4月)や電気通信事業法による禁止行為規制を遵守していることから、特定関係事業者への指定等を導入する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見4 指定電気通信設備制度の導入、及びNTTグループに係る累次の公正競争要件の設定がなされた当時とは競争環境が変化している。顧客利便等の観点から、指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行うべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。その市場の一部である固定系ブロードバンド市場だけ見ても、FTTH、ADSL及びCATV等、他事業者が多種多様なアクセスラインを提供するとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置しており、当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実設備ベースの競争が進展しており、指定電気通信設備制度が</p>	<p>■ これまでも、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT 西日本による接続情報の目的外利用(以下「NTT 西日本事案」という。)のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務によるNTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事</p>	<p>■ NTTに係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が、今国会提出に向けて閣議決定された。</p> <p>■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・</p>

導入されたり、NTT グループに係る累次の公正競争要件が設定された当時のように、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況からは大きく変化しております。

特に、西日本のブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者が健全な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで 53%、府県別では最小で 36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く 1 府 4 県でシェア 50%を下回る状況(平成 22 年 3 月末)になっています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更なる普及に向けてドライブをかけてゆくためには、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度や NTT グループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を

業者との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。

加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言わざるを得ません。

これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。

加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」などに起因する NTT 東・西の利用部門と競争事業者との同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力を背景とした「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大を直ちに実施すべきと考えます。

(KDDI)

適正性について、包括的な検証を行うこととしている。その結果、特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。

整備していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)		
-------------------------------	--	--

**1 指定電気通信設備制度に関する検証**  
**(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証**  
**ア 指定要件に関する検証**

意見	再意見	考え方
意見5 第一種指定電気通信設備の指定については、状況の変化は認められないことから、①「指定しない設備を具体的に列挙する方法(ネガティブリスト方式)」とする、②端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しないという現行の考え方を継続すべき。	再意見5	考え方5
<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定に当たりネガティブリスト方式を採用し、また端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに行う現行方式については、本制度の検証において示されている以下の考え方について、これまでの検証においても、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。</li> <li>- メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路</li> </ul>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有すると蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえ</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。</p> <p>昨年度の検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところであるが、現時点においても、依然NTT東西が指摘するような「NTT東西を競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。</p>

等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。

- ・今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法と併せて、現行方式を維持すべきと考えます。
- ・なお、この点に対しNTT東西殿は、自身の迅速なサービス提供ができないことを理由にポジティブリスト方式の採用を主張していますが、この方式は競争事業者がボトルネック設備を利用したサービス提供を迅速に行えない結果を招くことからNTT東西殿のより一層の独占化につながり、公正競争環境確保の観点から認められません。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 指定要件は現行維持が必要

- ・ネガティブリスト方式の現行維持が必要であると考えます。ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスをNTT東西殿に遅れをとることなく迅速に提供することを可能としており、日本の通信市場の公正競争確保において非常に重要な役割を担っているルールであると考えます。
- ・端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果の考え方5(※1)にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。特に考え方「①共に利用者から見

ば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低いと考えます。

それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。

加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

■ なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、

- ① 共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、

また、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、当セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当である。

■ 端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT東西の今回の意見を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することが適当である。

■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見については、考え方11に同じ。

て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること」については、光の道構想において超高速ブロードバンドの普及が推進されていく現状において、その有する意義は更に強くなっていくものと考えます。

参照:※1 平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方5「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。」  
(イー・アクセス、イー・モバイル)

② 既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、  
③ 実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、  
から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。

(NTT 東日本)

■ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。

・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネッ

	<p>ク規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 9 年間で契約数を 1.7 倍の 3,264 万世帯(平成 22 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。</li> <li>・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</li> <li>・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</li> <li>・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが 50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者</li> </ul>	
--	---	--

	<p>に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、第一種指定電気通信設備の指定方法に関しては、ソフトバンク殿及びイー・アクセス殿より、昨年度の総務省の検証結果を引用し、現行の指定方法を継続すべきとの主張がなされていますが、ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。</li> <li>したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見6 第一種指定電気通信設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>

必要最小限のものに限定すべき。		
<p>■ 【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。</p>	<p>■ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日)」で示されているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式が適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 【指定電気通信設備制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年の本制度における弊社共意見書(2010年10月8日)でも述べたとおり、第一種指定電気通信設備の指定方法については、特段の環境変化が認められないため、引き続き、ネガティブリスト方式を採用し、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定を行う現行方式を維持すべきと考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えます。</p> <p>ポジティブリスト方式を採用した場合、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合があり、その際に接続事業者がボトルネック設備を用いたサービスを迅速に提供することが不可能となるリスクがあります(※8)。総務省ICTタスクフォース第1・2部会にて、ボトルネック設備利用の同等性確保があらためて議論される中において、ネガティブリスト方式による指定設備の指定方法は、その根幹を支える重要な役割を果たしており、現行維持が必要であると考えます。</p>	<p>■ 考え方5で示したとおり、ネガティブリスト方式を採用することは、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p>

加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

(NTT 東日本)

■ 【現行の指定方法の見直しについて】

- ・ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、

参照:※8

平成 22 年 2 月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方 5

「第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、2007年3月付情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

<p>当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>		
---	--	--

### イ 指定の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見7 設備ベース競争の進展を鑑み、不可欠性の無い設備については、早急に指定対象から除外すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>■【基本的な考え方】          現行の指定電気通信設備制度は、従来の電話のメタル回線やネットワークを前提に、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況を念頭に導入されてきたものですが、その後、我が国では、世界で最もオープン化が進展しており、ブロードバンド市場においては、FTTH、ADSL、CATV及び高速無線アクセス等、他事業者による多種多様なアクセスラインが提供されるとともに、ルータ等</p>	<p>■ NGNは、指定設備である光アクセス回線と一体で構築されており、さらに接続事業者との接続を前提としていないため、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、ボトルネック性はむしろ強まっている状況にあります。このため、ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備の対象については、本制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に規定する考え方に基づき検証し、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。</p> <p>なお、IP 通信網同士の接続に関するご意見については、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース取りまとめ「光の道」構想実現に向けて」(平成22年12月14日。以下「光の道報告書」</p>

<p>の局内装置については他事業者が自ら設置し当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、その市場環境・競争状況は大きく変化しています。</p> <p>昨年度の検証においては、NGN・地域IP網・ひかり電話網といったIP通信網や局内装置類及び加入者光ファイバ等について、シェアや他事業者が当社の設備・ネットワークに接続している又は接続する可能性があること等を理由として、引き続き指定の対象としております。</p> <p>しかしながら、シェアについては、公正な競争環境下における競争の結果に過ぎず、指定電気通信設備としての不可欠性に起因しているものではないと考えます。</p> <p>また、現実的にアクセス設備が当社の固定電話網しかなく、他事業者は当社の固定電話網と接続しなければ電話サービスを提供できないといった時代のPSTNの接続とは異なり、IP通信網同士の接続は、当社及び他事業者双方にとって相互接続性を確保することが必要であるため、当社の設備・ネットワークに接続していることを以って指定電気通信設備の対象にすることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、現時点における市場環境・競争環境を十分に検討した上で、「不可欠性」のない以下の設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>なお、NGNについては、競争促進の観点から、早急にオープン化し、あらゆるプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整備する必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>という。)において、NGN は、我が国の基幹的な中継 IP 網になると考えられる中で、適時適切にオープン化されることが重要と指摘されていることを踏まえると、NGN 等を一種指定設備として維持することが、現時点で不適切とまでは言えないと考える。</p>
<p>意見8 NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の IP 通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 【NGN、地域IP網及びひかり電話】 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のI</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27</p>	<p>■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」</p>

P通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。

・ 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。

中継ダークファイバの提供実績：151事業者、2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末)⇒152事業者、3,431区間、約5.4万芯(2010年3月末)  
局舎コロケーションの提供実績：127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)⇒119事業者、2,003ビル、約5.0万架(2010年3月末)

・ また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。

(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。

・ 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。

(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制

日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えます。

NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、そもそも競争事業者との接続を前提としていないため、競争が後退し、NTT が市場支配力を拡大する結果となっています。現に、NGN上で利用されるNTT 東・西のFTTHのシェアは74.5%、OABJ-IP電話のシェアは68.3%(平成22年6月時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成22年度第1四半期(6月末))」)と非常に高い状況です。

そのため、指定化は当然であることに加え、競争を機能させる観点から、NGN等のIP通信網の更なるオープン化は必要不可欠であると考えます。

・ 線路敷設基盤については、NTT 東・西は、メタル回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上の敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の公平な利用の問題は未だ解決されていません。このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。

・ 現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、上述の通り、NTT 東・西は74.5%と非常に高いシェアを有しており、引き続き上昇している状況です。

これは、NTT 東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT 東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバ

(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。)において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することとされたものである。

また、NTT 東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している。

現在でも FTTH サービスのシェアは上昇傾向にあり、OABJ-IP 電話におけるシェアも依然 70%近い状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGN は、第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

なお、いまだに中継ルータ等での接続が実現していないという NTT 東西の意見については、NGN のアンバンドルやインターフェースのオープン化が進んでいないという他事業者からの意見が提出されている点を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない。

■ 地域IP網については、現に NTT 東西合計で 160 社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事

している例はないこと。

- ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」

「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見があるように、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと考えます。

なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由は、以下のとおり、合理的な理由とはならないと考えます。

#### ◆ NGNの昨年度の検証結果

昨年度の検証では、当社のNGNについて、

- ① NGNはシェア70%超を占めるFTTH サービスやシェア75%超を占めるひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP通信網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、
- ② NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ル

レッジによって行使された結果であって、事業者間競争は減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えません。

- ・ NTT 西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT 東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していない050 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しいシェアとは言えません。

総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定電話市場は、加入電話、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話としている一方で050-IP電話は含まれていません。

「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」についても「電気通信市場における競争状況の評価」と同様の市場画定を基に発表されており、ご指摘の区分でのシェアによる理由付けは適切ではないと考えます。

(KDDI)

#### ■ 【NGN、地域 IP 網及びひかり電話の指定について】

- ・ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」等でも述べられているとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域 IP 網及びひかり電話網(光 IP 電話用ルータ)への接続は、競争事業者にとって事業展開上不可欠となっており、その状況に何ら変わりはないことから、引き続き、第一種指定電気通信設備への指定を継続する必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられる。

このため、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。

- ひかり電話網については、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB-JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であることから、NGN答申において第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。

このため、ひかり電話網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。

一々に收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・FVNOは、現にNGNの一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。
- ・FNOについても、現にNGNの一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。

■ NGN、地域IP網、ひかり電話網については、引き続き指定電気通信設備の対象とすることが必要と考えます。

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(2010年11月2日 NTT東西殿)が公表されたことや「光の道」構想が推進されることにより今後更にネットワークのIP化が進展していくことを踏まえると、NGN、地域IP網及びひかり電話網の接続事業者からの不可欠性は更に増していくものと考えます

NGN網、地域IP網並びにひかり電話網については、NTT東西殿のFTTHユーザが、それぞれの網における收容ルータに收容されれば、コア網として他事業者網を選択することが出来ないこと(※2)、またNTT東西殿はブロードバンド市場において競争が進展していると意見されていますが、アクセス回線と一体的に設置されるNGNにおいて、NTT東西殿のFTTHの加入者数シェアが74.5%(※3)と独占化の一途を辿っていること等を考えると、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性は非常に高く、引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。

参照：

※2 平成20年3月 総務省 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について

第2章 第一種指定電気通信設備の指定範囲

2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い

(2)考え方

NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、以下の3つの視点から、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要である。

～略～

<p>◆ 地域IP網の昨年度の検証結果</p> <p>昨年度の検証では、地域IP網について、</p> <p>① 少なくとも2010年度時点を見据えた場合、NGNと当面並存する状況の中で、現在よりもその規模を拡大することが想定されており、NTT東西のFTTHサービスが、FTTH市場のシェアの74%を超える状況の中で近年も拡大傾向にある状況を踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないこと、</p> <p>② 現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域IP網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年3月末)は55.8%、特に首都圏では49.6%と熾烈な競争が展開されていること。</li> <li>・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサ</li> </ul>	<p>3)他事業者網の選択可能性からの視点</p> <p>他方、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点では、コア網としてNGN以外の他事業者網を選択することができないことから、他事業者が、NTT東西のFTTHユーザに対してサービス提供をするためには、NGNと接続することが不可欠であり、またNGNのユーザが多様なサービスを楽しむことができるようにするためには、多様な事業者がNGNに接続することが不可欠となる。</p> <p>3. 地域IP網等の扱い</p> <p>(1)地域IP網</p> <p>3)考え方</p> <p>～略～</p> <p>加えて、地域IP網は、メタル回線をアクセス回線とするADSLサービス等と光ファイバ回線をアクセス回線とするFTTHサービスを提供するネットワークであるが、前述のように、NTT東西のFTTHユーザは、地域IP網の收容ルータに收容されると、コア網として地域IP網以外の他事業者網を選択することができないことから、今後地域IP網におけるFTTHユーザの増加が想定される中で、地域IP網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めることが想定される。</p> <p>(2)ひかり電話網</p> <p>～略～</p> <p>更に、ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、NTT東西のFTTHユーザは、ひかり電話網の收容ルータに收容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができないが、今後、ADSLからFTTHへのマイグレーション等に伴い、NTT東西のFTTHユーザの増加が想定される中で、ひかり電話網は、他事業者にとっての事業</p>	
--	--	--

<p>ービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。</p> <p>◆ ひかり電話網の昨年度の検証結果 昨年度の検証では、ひかり電話網について、</p> <p>① 固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>② OAB～JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、2009年6月時点で70%(番号ベース)であること、</p> <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</li> <li>・ NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の OAB～J IP電話シェアは35%(東西計:2010年3月末)に過ぎないこと。</li> <li>・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,300万番号を超えている中で、ひかり電話は1,000万番号(東西計:2010年3月末)に過ぎないこと。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p>	<p>展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>※3 平成 22 年 6 月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」(平成 22 年 3 月末) (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
--	---	--

・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添1

② 現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回り、また、三重、富山の2県では、CATV事業者殿のシェアがそれぞれ55%、52%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること。→別添2

③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。

④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは35%程度(平成22年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。→別添3

<p>⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見9 NGN、地域 IP 網及びひかり電話等の指定電気通信設備の指定対象については、今後不可欠性は更に増していくことから、指定を維持すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、ボトルネック性を有している状況に変化がない限り、議論の余地なく、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域 IP 網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況があること、また NTT-NGN、光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により、NTT 東西殿の市場シェアが拡大していることから、第一種指定電気通信設備としての指定を廃止するという選択肢自体が存在する状況にはないと考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 【指定対象設備は現行維持が必要】</p> <p>指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。</p> <p>光の道構想にてIP網の普及促進が求められてい</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。</li> </ul> <p>中継ダークファイバの提供実績:151事業者、2,986区間、約4.6万芯(2007年3月末)⇒152事業者、3,431区間、約5.4万芯(2010年3月末) 局舎コロケーションの提供実績:127事業者、1,884ビル、約4.5万架(2007年3月末)⇒119事</p>	<p>■ 考え方8に同じ。</p>

<p>る現状において、特に地域IP網・ひかり電話網・NGNやDF等については、接続事業者のサービスを展開する上での不可欠性は更に増していくものであり、レガシー系設備含めた現行の各指定対象設備は今後の日本の通信市場を考える上で必要なものであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>業者、2,003ビル、約5.0万架(2010年3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。</li> </ul> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</li> </ul> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</li> <li>「日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</li> </ul> <p>といった意見があるように、ブロードバンド市場に従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと思います。</p>	
---	---	--

なお、個別の設備については、以下の観点から、指定電気通信設備とする合理的な理由がないものと考えます。

**【NGN】**

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・FVNOは、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。
- ・FNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。

**【地域IP網】**

- ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は

	<p>54.9%、特に首都圏では 48.5%と熾烈な競争が展開されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。</li> </ul> <p>【ひかり電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。</li> <li>・NTT 東西の加入電話やISDN以外の直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT 東西の0AB～J IP電話シェアは 36%(東西計:2010 年 6 月末)に過ぎないこと。</li> <li>・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは 7%であり、ソフトバンクモバイル殿が 2,300 万番号を超えている中で、ひかり電話は 1,050 万番号(東西計:2010 年 6 月末)に過ぎないこと。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材とな</p>	
--	---	--

	<p>る基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51%、府県別では最小で36%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回り、また、三重、富山の2県では、CATV事業者殿のシェアがそれぞれ54%、51%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること(平成22年6月末)。</p> <p>③地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。 ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは36%程度(平成22年6月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば7%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--	--

意見10 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、ボトルネック性はないことから、指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見10	考え方10
<p>■【イーサ系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%(2010年3月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>① 現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>② イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のイーサネットサービス等のデータ通信網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならない</p>	<p>■ 昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。</p> <p>※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方(平成22年2月19日) 「イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。 (中略) 以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。」 (KDDI)</p> <p>■【イーサネット系サービス等のデータ通信網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度の本制度の検証における総務省殿の考え方でも示されているとおり、イーサネット系サービス等のデータ通信網は、専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられている設備と異なるものではありません。</li> <li>・ また、接続事業者がネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、NTT 東西殿と同等のデータ通信網を自前構築していることのみをもって、直ちに NTT 東西殿の設備にボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。</li> <li>・ 以上を踏まえれば、イーサネット系サービス等のデータ通信網は、引き続き第一種指定電気通信</li> </ul>	<p>■ 昨年度の検証結果に示したとおり、イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。</p> <p>このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。</p> <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。</p>

<p>と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</li> <li>・ 現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年 6 月に接続料を設定したものの、同年 7 月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。</p> <p>(NTT 西日本)【再掲】</p>	<p>設備として指定を継続することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見 11 加入者光ファイバについて、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見 11</p>	<p>考え方 11</p>
<p>■ 【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光</p>	<p>■ メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線にはボトルネック性があることに加え、NTT 東・西は加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあります。これらに起因する NTT 東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、加入者光ファイバのシェアが高まっていることから、加入者光ファイバについては指定を維持することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線路敷設基盤については、NTT 東・西は、メタル回線敷設の際に各種手続き、敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に</li> </ul>	<p>■ 昨年度の検証結果では、NTT 東西は、電柱や管路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT 東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当としたところである。</p> <p>また、光の道報告書においても、線路敷設基盤の更なる開放に向けて、事業者の要望等を踏まえ、引き続き更なる取組を検討することが適当とされているところである。</p> <p>以上の点を踏まえると、昨年状況は現時点においても変わりはないことから、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当である。</p>

ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- ・ 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。
- ・ 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。
- ・ 「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。
- ・ KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。
- ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、

敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決されていません。具体的には、道路占有許可手続き、電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。

・ 諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のようにNGNが光アクセス回線と一体で構築されている例もないため、ルール整備が必要な状況にないものと考えます。

・ 電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、公社時代から継承された線路敷設基盤の上に構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にある NTT 東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、シェアが高まっている NTT 東・西の加入者光ファイバと、ゼロから敷設をしているCATV回線や高速無線アクセスとを同列に扱うのは適切ではありません。

(KDDI)

■ 【加入者光ファイバの指定について】

・ NTT 東西殿が電柱や管路等の線路敷設基盤や大半の加入者回線を有し、また接続事業者にとって NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせないという状況に変化はないため、加入者光ファイバを第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全くないものと考えます。

・ なお、FTTH 市場は圧倒的に NTT 東西殿のシェアが高く(総務省殿公表値:2010年6月末時点で75.4%)、さらにそのシェアが年々高まっている状況に鑑みれば、第一種指定電気通信設備の指定を維持することは勿論のこと、更なるアンバンドルメ

■ なお、端末系伝送路設備について、光ファイバとメタル回線を区別して指定を行うべきとの意見及びブロードバンドに用いていない CATV 回線等をボトルネック性の判断に含めるべきとの意見については、考え方に同じ。

<p>①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、</p> <p>②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、</p> <p>③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、</p> <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</li> <li>・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。</li> <li>・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。</li> </ul> <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 【加入光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一</li> </ul>	<p>ニューの設定(シェアドアクセスサービスにおける分岐端末回線単位での接続等)等を通じた、公正競争環境の実現に向けた措置を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 加入者光ファイバについては、引き続き指定電気通信設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>加入者光ファイバは、総務省 ICT タスクフォース第1・2部会にて、FTTH市場をより公正な競争市場とし超高速ブロードバンドの利用率向上を目指し、サービス競争を促進する観点から、接続料の低廉化に関してまさに議論されているところであり、光の道実現を果たす上でも、その不可欠性は益々高まっていくものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
--	---	--

<p>体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</li> <li>・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約 2 倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 9 年間で契約数を 1.7 倍の 3,264 万世帯(平成 22 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させています。 →別添 4 別添 5</li> <li>・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</li> <li>・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</li> <li>・ 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが 50%前後で拮抗する場合</li> </ul>		
---	--	--

<p>でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見12 加入者光ファイバについて、第一種指定電気通信設備として指定することは合理性がある。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<p>■ メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)【再掲】</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続も簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</li> <li>・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</li> <li>・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力の</li> </ul>	<p>■ 考え方11に同じ。</p>

	<p>ある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。</li> <li>・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。</li> </ul> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、指定電気通信設備規制(ポトルネットワーク規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</li> <li>・現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備</li> </ul>	
--	---	--

	<p>競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯(平成22年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)【再掲】</p>	
<p>意見13 メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバについて、他事業者による利用実績はないことから、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、82.5%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社</p>	<p>■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカットパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 局内装置類及び局内光ファイバについては引き続き指定電気通信設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、昨年度の競争セーフガ</p>	<p>■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要がある、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外</p>

<p>と同等の期間で敷設が可能となっていること。      自前局内光ファイバの推移：      79%（局内光ファイバ総数184千芯のうち他事業者による 自前敷設が145千芯（2007年3月末））      ⇒82.5%（局内光ファイバ総数283千芯のうち他事業者による自前敷設が234千芯（2010年3月末））</p> <p>なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないといわれています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバにはボトルネック性はないことに加え、少なくとも現時点ではアンバンドルされていることから、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバとは切り離して検討されるべきであり、上記の理由は当該設備を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら</p>	<p>ード制度の検証結果の考え方（※4）から特段の変化もないことから引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>参照：※4      2009 年度 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方      考え方12</p> <p>「メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。」</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の競争セーフガード制度（以下、「本制度」という。）の検証における総務省殿の考え方でも示されているとおり、メディアコンバータやOLT等の局内装置類及び局内光ファイバは、ボトルネック性を有する加入光ファイバと一体として設置・機能する</li> </ul>	<p>とすることは引き続き適当ではない。</p> <p>■ なお、イーサネットスイッチに係る意見については、考え方 10 のとおり。</p>
---	---	--

<p>設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。</li> <li>・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していた</li> </ul>	<p>ものであり、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではありません。従って、当該設備については、引き続き第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--	--

<p>だきたいと考えます。 (NTT西日本)</p>		
<p>意見14 FTTHサービスの屋内配線にはボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考える。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>■【FTTHサービスの屋内配線】 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされたところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p>	<p>■「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において整理されたとおり、NTT 東・西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定設備に該当するという判断が適当と考えます。</p> <p>加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様に第一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレツツマンション(フレツツのみの利用を条件に、NTT 東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備であり第一種指定電気通信設備として指定化されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合には、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建て向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところであり、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的な措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ FTTHサービスの戸建て向け屋内配線については、引き続き指定電気通信設備に指定する必要があると考えます。</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情通審第69号。以下「接続ルール答申」という。)で示されたとおり、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有する。</p> <p>NTT 東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT 東西が自ら設置するため、NTT 東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、第一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT 東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは、イコールフットイングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。以上の点から、接続ルール答申において、NTT 東西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定設備に該当すると整理されたとおり、平成22年9月に戸建て向け既設屋内配線の転用についてNTT 東西の接続約款の変更を認可している。</p> <p>マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT 東西のFTTHのシェアとマンション向け屋</p>

<p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については指定電気通信設備とすることが適当とされ、これを踏まえた電気通信事業法施行規則等の改正により第一種指定電気通信設備に指定されたところですが、本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>FTTH市場シェア 74.5%と NTT 東西殿の独占化が益々高まる状況において、本年 3 月に新たに指定されたFTTHサービスの戸建て向け屋内配線については事業者間競争の活性化に直結するものであり、お客様利便性向上の観点からも非常に有用なものであると考えます。また、同様の観点に立てば、KDDI殿からの意見にもあるとおり今後、マンション向けの光屋内配線に対しての指定についても引き続き検証していく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT 東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、依然、一種指定設備に該当すると整理することは必ずしも適切ではなく、今後とも屋内配線の設置状況を注視していくこととする。</p>
<p>意見 15 マンション向け屋内配線を新たに指定電気通信設備の対象とし、転用ルールについても期限を決めて早期に整備すべき。</p>	<p>再意見 15</p>	<p>考え方 15</p>
<p>■ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において、「NTT 東・西の設置する戸建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当することが適当」との考え方が示されたことを受け、平成22年1月に戸建向け屋内配線が指定設備化されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT 東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ボトルネック設備である加入ダークファイバーと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、</p>	<p>■ マンション向け屋内配線は、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、「NTT 東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT 東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されています。</p> <p>現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。</p>	<p>■ 考え方 14 のとおり。</p> <p>なお、接続ルール答申における考え方に示されたとおり、屋内配線の転用ルールの整備に関しては、関係事業者間の協議により定めるべき事項について、転用を希望する事業者及びNTT 東西において積極的に協議を行うことが適当であり、この内容を整理した上で転用ルールの整備に活用することとしている。</p> <p>また、NTT 東西の屋内配線の転用については、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p>

<p>既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところ、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的な期限を定める等の措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 他事業者が自前の光ファイバを敷設する場合の光屋内配線の相互転用は、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、「自らの屋内配線の転用を認めている関係事業者と速やかに協議し、転用ルールの内容を整理することが適当」と示されており、KDDI殿と数度(2009年12月、2010年9月及び10月)にわたり協議を行いました。</p> <p>その協議において、当社から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相互転用の具体的実施方法を検討するため、KDDI殿のマンション向け光屋内配線の設備実態(スプリッタの設置方法等)を教えてください</li> </ul> <p>と質問させていただくとともに、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の②から⑤をお示しした上で、KDDI殿の転用に関する考え方や転用条件をお示しいただくようお願いしたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 費用負担は転用する設備の残存価額(2010年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと。</li> <li>③ 転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること。</li> <li>④ 転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること。</li> <li>⑤ その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること等</li> </ul> <p>しかしながら、KDDI殿は、パブリックコメントにご意見は出されますが、当社には具体的な設備実態や転用の実施に向けた考え方等をお示しいただけ</p>	
--	---	--

	<p>ないため、協議を進められない状況です。 (NTT 東日本)</p> <p>■ マンション向け屋内配線の指定設備化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンション向け屋内配線について、平成 21 年 10 月 16 日付け答申において、「NTT 東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT 東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT 東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。</li> </ul> <p>■ マンション向け光屋内配線の転用ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンション向け光屋内配線の相互転用について、接続事業者がご要望されるのであれば、まずは協議させていただく考えです。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見 16 NTT 東西のダークファイバを含むアクセス網については開放ルールの更なる徹底と同等性を担保すべき。</p>	<p>再意見 16</p>	<p>考え方 16</p>
<p>■ 現状、NTT 東・西が保有するボトルネック設備については、第一種指定電気通信設備として接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などを目の当たりにするにつけ、現行のルールでは公正な競争</p>	<p>■ 当社は、電気通信事業法や接続約款に規定されているとおり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っております。</p> <p>ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(2～5 月)に、KDDI 殿から</p>	<p>■ KDDI からは、同社が NTT 東日本のダークファイバを利用する際に、一部のエリアにおいて開通遅延が発生し、NTT 東日本の利用部門との間のダークファイバ利用の同等性が担保されていない点については是正すべきとの意見が示された。これに関し、NTT 東日本からは、開通遅延は、繁忙期や</p>

を行い得る環境の確保には不十分であると考えます。

具体的事例としては、当社FTTHサービス(auひかりホーム「ギガ得プラン」)とNTT東日本フレッツ光とで、サービス受付から提供開始までのリードタイムに大きな差が生じたことが挙げられます。

当社auひかりホーム「ギガ得プラン」は、エリアによってはNTT東日本の加入者光ファイバーを利用してサービスを行っていますが、本年2月以降、一部のエリアにおいて主にNTT側の体制が原因で最大3ヶ月もの開通遅延が発生する事態となりました。その一方で、NTT東日本は同じ地域の販売現場で「開通まで、なんと最短10日！」と訴求するPOP広告を掲げるなど、リードタイムに著しい差異が生じる結果となりました。

当社からNTT東日本に対して、再三に亘り開通期間の短縮を申し入れた結果、本年夏頃までに漸次改善が図られましたが、未だ当社とNTT東日本とで同等なリードタイムであるとは言いがたい状況にあります。また、NTT東日本は、当社からの開通申し込み処理が積滞したことが主な原因と説明していますが、そもそも、当社分と自社分の処理体制が同等か否かを外部から客観的に検証することは困難です。

以上の事例からも明らかなように、NTT 東・西のダークファイバーを含むアクセス網については開放ルールの更なる徹底と同等性の担保が望まれます。特に、NTT 東・西がマンションの棟内への加入ダークファイバー引き込みと一体で設置した光屋内配線設備については、住民の選択肢を確保するためにも競争事業者への開放を義務付けるべきと考

大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月の約2倍となり、一時的に受付処理や工事に時間がかかったものです。

順次処理を行い、6月以降はそうした状況は解消しております。

また、受付処理や工事に時間がかかった原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起因する問題があった点を認識していただく必要があります。

① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約3割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざるを得ず、これに時間を要していたこと。

② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客様に新設工事と廃止工事が伴うもの(約4割)があり、当社は1回の派遣工事で行う体制を用意しておりましたが、KDDI殿からの申込方法は2回派遣しなくてはならない申込み方法が多かったこと。

③ KDDI殿は首都圏やマンションの屋内配線等にて自ら工事施工を行う体制を構築しておられますので、当社の工事稼働の逼迫が予想された時期に、当社だけでなくKDDI殿も他県からの工事稼働応援を出していただけないかとお願いましたが、ご協力いただけなかったこと。

いずれにしても、当社利用部門のお客様も含め、お客様をお待たせしたことは大変申し訳なく思っております。

なお、ダークファイバーの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じシステム及び同じ予約枠の中で実施しております。当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答(納期回答の内容は工事形態によって異なりますが、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、

KDDI 起因の要因等があったため、一時的に時間がかかったものであるとの意見が示されている。

このような事態が今後繰り返されるようであれば、公正競争の観点から問題となり得る余地があると考えられるが、派遣工事回数の行き違い等NTTの再意見で示された要因については、当事者間で十分な協議を行えば回避が可能であることから、遅滞のないダークファイバーの開通に向け、先行実施がなされている支店のノウハウを支店間等現場レベルで共有するなどして、課題を解決することが適当である。

なおマンション向け屋内配線に係るご意見については、考え方14のとおり。

<p>えます。 (KDDI)</p>	<p>「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しております。)を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約することになります。 したがって、ご指摘のような当社利用部門と他事業者の間で手続きやリードタイムに差異はないものと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ 当社は、電気通信事業法等にも定められているとおり、ダークファイバ等の利用手続きにおいて、当社利用部門と他事業者とを同等に取り扱っております。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見17 WDM 装置については、他事業者も自ら設置することが可能であり、指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>■ 【WDM装置】 WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確</p>	<p>■ 昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。 ※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方(平成22年2月19日) 「WDM装置については、中継ダークファイバと一体として設置・機能するものであることから、装置類の市場調達性のみから判断するのではなく、中継ダークファイバのボトルネック性と含めて検討することが必要である。 また、接続ルール答申においても、接続料や接続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当との考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置を指定の対象外とすることは適当ではない。」 (KDDI)</p> <p>■ 【WDM装置の指定について】 ・ WDM 装置について、他事業者が調達可能である</p>	<p>■ WDM装置については、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではない。</p>

<p>保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ 光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)【再掲】</p>	<p>ことのみをもって、ボトルネック性の喪失を挙証したとは言えません。</p> <p>・ また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)においても、競争の促進及びWDM装置のコストを原価とする専用線等接続料の低減効果の観点から「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件等の貸出ルールの整備を行うことが適当である」としており、第一種指定電気通信設備の指定が継続されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ WDM装置については、引き続き指定電気通信設備に指定する必要があると考えます。</p> <p>本年3月にWDM空き波長のアンバンドルルールが新たに策定され、すでに当社でのネットワーク構築検討にも大きな役割を果たしており、本ルール化が提唱された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(総務省平成21年10月)において期待された効果(※5)が今後、大きく現れていくものと考えます。NWのIP化が進展する中、今後も本ルールのような各事業者におけるIPネットワーク構築の円滑化が図れる有用な施策の検討が期待されます。</p> <p>参照: ※5 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申</p> <p>3. 固定ネットワークインフラの利活用</p> <p>③考え方 1)WDM装置の既設区間</p> <p>ア 貸出ルールの扱い</p> <p>「a. 空き波長の貸出ルールの整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑</p>	
---	--	--

	なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること」 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見18 コロケーションリソースの利用について、過剰な運用基準を求められるケースも発生していることから、設備利用の効率化のために返却する場合等における運用ルールを明確化すべき。	再意見18	考え方18
<p>■ 指定電気通信設備制度に関する検証について 平成22年8月31日にNTT殿より「マイグレーションの考え方について」が公表されました。今後、メタルから光へのマイグレーションも進む中、コロケーションに係るNTTリソースや設備に対する更なる効率化促進は必要不可欠な状況となってくるものと考え、NTT東西殿及び接続事業者の取り組みの重要度も増していくものと考えます。</p> <p>また、接続事業者においては、自らのコスト競争を高めるためにも、実質的に利用を行う範囲内でのNTTリソースや設備の利用が必要な状況となっています。先般、上述のNTTリソースや設備の返却に関する協議において、故意又は過失による損害賠償が規定されている「コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約書」の締結、並びに接続約款に基づいた手続きを遵守しているにもかかわらず、接続事業者の設備に恒久的かつ物理的な制限(利用不可)をかけることを条件にするなど、過剰な運用基準を求められるケースも発生しております。</p> <p>設備効率化促進の観点からも、接続事業者の設備に物理的な制限をかける必要性の有無も含めて接続事業者が合理的な範囲で効率的な運用を行うことができるよう検証を行い、リソース返却に関する</p>	<p>■ 当社は、他事業者との接続が開始された当初より、局舎コロケーションをオープン化し、2000年には自前工事・保守の実施を含むコロケーションの利用条件・利用手続き等を接続約款に規定しており、利用部門と他社が同等に局舎コロケーションを利用できる環境を整えております。</p> <p>イー・アクセス殿の意見にある「過剰な運用基準」というのは、当社から、当社の電力設備の許容量を超える電流が絶対に流れないよう物理的な措置をお願い申し上げたことを指摘していると推察します。</p> <p>当社がそのようなお願いを申し上げたのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 過去に他事業者の保守作業中に作業者のミス等が発生していること、</li> <li>② 電力設備は、当社と当社局舎コロケーションをしている全他事業者が共用する設備であるため、仮に作業ミス等で過剰に電流が流れた場合には、警察、消防用の緊急通報用回線を含めた全事業者のサービスが停止する重大事故が発生する可能性があること、</li> </ol> <p>から、重要通信の確保や重大事故を発生させないためですので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ コロケーションの運用条件について、他事業者様</p>	<p>■ NTT 東西においては、事故の抑止に努めつつも、多様な事業を展開する事業者がいることを踏まえ、設備効率化の促進に資することから適正かつ柔軟な運用を行うことが望ましい。</p>

<p>運用をルール化するなど、明確にしておく必要があると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>から具体的なご要望があれば、まずは協議させていただきます。 (NTT 西日本)</p>	
---	--	--

### ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見19 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、ルーティング伝送機能(収容局接続機能・中継局接続機能)やイーサネットフレーム伝送機能等の利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象外とすべき。</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>
<p>■【NGN等に係るアンバンドル機能】 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。 具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。 ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考</p>	<p>■【アンバンドル機能の対象に関する検証】 ・「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備利用部門(以下、「営業部門」という。)と接続事業者との間の同等性の確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続することが可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、「他事業者との接続の実績がない状況が続いていること」や「他事業者による利用実績や実需要がないこと」といった現時点の状況のみをとらえて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ NGNに係る各アンバンドル機能については引き続きアンバンドル機能の対象とする必要があると考えます。 昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え方(※6)から特段の変化もないこと、また、NTT東西殿より「PSTNのマイグレーションについて～</p>	<p>■ 収容局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。 この状況に現時点で特段の変化もないことから、収容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 ■ 中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続</p>

えます。  
(NTT 東日本)

■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

■ 【收容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】

- ・ フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。
- ・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

■ イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが

概括的展望～)(2010年11月2日 NTT 東西)が公表されたことにより、NGNの各機能に対する利用要望が更に高まっていくものと考えます。

参照:※6  
平成22年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方16

■ 收容局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると思われることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。この状況に現時点で特段の変化もないことから、收容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ 中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT 東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者の

に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT 東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。

このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることに鑑みると、NTT 東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。

<p>取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>ネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。</p> <p>このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることにかんがみると、NTT東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出する際には、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る機能については、競争促進の観点から、利用の有無にかかわらず、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を競争可能な料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見20 IP 電話サービスに係る機能(IGS接続機能)の接続料においては、いわゆる「逆ざや問題」が現に生じているため、アンバンドルの対象から除外するか、総務省において接続料の適正性を検証すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされ</p>	<p>■ ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備</p>	<p>■ IP電話サービスに係る機能のアンバンドルにつ</p>

たことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

また、現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料よりも高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、

仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】

- ・ 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、昨年度当社意見で「懸念」として指摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ざや問題」が、現に生じております。
- ・ したがって、当社としては、お客様の利便性を確

の接続料を NTT 東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。

(KDDI)

いては、NGN答申において示された考え方とおり、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの意見が示されていること等を踏まえれば、引き続き、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。

- NTT 東西の意見にある指定事業者と非指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成 22 年 3 月に二種指定事業者を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業者の積極的な対応により、現行の接続料の適正性の向上が期待される場所である。

また、接続料は設備の使用料として相手方接続事業者に負担を求めるものであって、事業者間で合意の上接続協定を締結するものであることから、その過程においては、移動通信事業者・固定通信事業者を問わず、可能な限り、事業者間で相互に理解が得られるよう説明を行うことが適当である。

以上を踏まえ、総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視することとする。

<p>保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(H21.10.16)にて、「(不当に高額な接続料に関する)具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当」「(「逆ざや問題」について)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿において、当社PSTN網の接続料やひかり電話網の接続料より高い接続料を設定している固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するように求め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けていただきたいと思います。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見21 光信号伝送装置(OLT)、メディアコンバータ、局内スプリッタについては、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>■【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで7・8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。</li> </ul>	<p>■メディアコンバータやOLT等の局内装置類については、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置</p>	<p>■現在、加入光ファイバと接続する場合においては、意見にある光信号伝送装置(OLT)等局内装置は接続事業者が自前で設置しており、利用実績がないものも存在するが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの接続を希望するところである。</p> <p>したがって、OLT等局内装置のアンバンドルについては、今後も拡大が予想されるFTTHサービス</p>

(NTT 西日本)【再掲】	類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。 (KDDI)	の提供に必要な装置であるため、競争事業者による利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在的なものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。
意見22 アンバンドル機能の対象については現行維持が必要。	再意見22	考え方22
<p>■ アンバンドル機能対象は現行維持が必要 アンバンドル機能対象について、現行維持が必要と考えます。現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。</p> <p>また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書(2009年10月総務省)を受けて、FTTR(ドライカッパサブアンバンドル)やWDM波長といった新たなアンバンドルが実現しています。これら機能によって接続事業者の創意工夫を凝らした新たなサービスの登場が期待され、特にWDM波長のアンバンドルについては、接続事業者のIPネットワーク構築の円滑化や効率化において非常に有用な機能であり、今後更に需要が伸びていくものと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ また、ドミナント規制の見直し議論の結果如何を問わず、ボトルネック設備を有する事業者とその他の事業者の同等性という公正競争の要であるアンバンドル規制の維持は必要不可欠です。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 一般の当社意見で申し上げたとおり、NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・イーサネットフレーム伝送機能</li> </ul> <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT 東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間</p>	<p>■ 考え方 19 に同じ。</p> <p>なお、NTT 東西の再意見にある接続料水準差(逆ざや)については、考え方 20 に同じ。</p>

で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

現在、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあることから、仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、他事業者に対しても接続料の対象コストや算定プロセスの開示を義務付けること等により透明性を確保し、その適正性が検証できる仕組みを早急に導入していただきたいと考えます。

(NTT 東日本)

■ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

・ 特にひかり電話網については、従来第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、昨年度当社意見で「懸念」として指

	<p>摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が、現に生じております。</p> <p>したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月)にて、「(不当に高額な接続料に関する)具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当」「(「逆ざや問題」について)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿において、当社PSTN網の接続料やひかり電話網の接続料より高い接続料を設定している固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するように求め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けていただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見23 技術的に可能な場合にはアンバンドルするという原則に基づき、①收容ルータ・中継ルータ・ひかり電話收容装置における加入者単位のアンバンドル、②ドライカッパの上部区間のサブアンバンドル、③複数の区間にわたるWDM装置のアンバンドルを行うべき。</p>	<p>再意見23</p>	<p>考え方23</p>
<p>■ アンバンドルの在り方については、「接続の基本</p>	<p>■ 【加入者単位でのアンバンドル等】</p>	<p>①收容ルータ等における加入者単位のアンバンドル</p>

的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」との原則が示されています。

- この原則にもとづくアンバンドルにより、ADSL等の安価で消費者ニーズに即した多様なサービスが実現され、事業者間の競争を通じてブロードバンドの普及、消費者利便性の向上に貢献してきましたが、現在、NTT-NGNを中心にアンバンドル化が不十分な点が多くあり、FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で約74.4%と極めて強い独占状態にあり、光IP電話も同様に約68.8%シェアを得ている等、極めて独占性が高く既に今までの競争政策の成果が水泡に帰したといっても過言ではない状況です※2。
- 従って、総務省殿においては、公正競争環境の実現に向けて以下に掲げる項目について早急にアンバンドル化を図るべきと考えます。
  - 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル
  - 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGNサービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でのアンバンドル
  - ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)
  - 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)
  - 接続事業者のIP中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収

当社が、ドライカッパ、ダークファイバ、局舎コロケーション、電柱・管路の開放等、ネットワークのオープン化を推進してきた結果、他事業者は自前でネットワークを構築できる環境が十分整っていると考えています。現に、意欲ある事業者は、独自のIPネットワークを自ら構築し、多種多様なブロードバンドサービスの提供を自ら行い、ブロードバンドユーザを多数獲得されている環境下にあり、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年6月末)は54.9%、特に首都圏では48.5%と熾烈な競争が展開されています。

このようなIPブロードバンド市場における事業者間の接続形態は、当社の固定電話網を中継事業者に貸し出す形態が中心だったPSTN時代とは大きく異なり、独立したネットワーク同士の接続となるため、ご指摘のような加入者単位でアンバンドルを実施する必要性は乏しいと考えます。

また、仮に、当該アンバンドルを実施しようとするれば、以下の理由からコストが嵩み、ユーザ料金や接続料金の高騰につながる可能性があります。したがって、NGN上での加入者単位でのアンバンドルについては行う考えはありません。

- ・ NGNの収容局ルータ上部を接続点とし、NGNアクセス回線の加入者単位でのアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNでは負荷分散による効率的なネットワーク構築の観点から、収容ルータが上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されており、アンバンドルするためにはルータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コストが嵩むこととなります。

なお、「固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話収容装置」とは収容ルータのことをさすと思われませんが、同様の

■ IPネットワークは、PSTN に比べると構築が容易であり、独自のIPネットワークを構築して独自のサービス等を提供している事業者も多いところである。したがって、競争事業者が自らのIPネットワークにユーザを收容することが可能であれば、IPネットワーク同士の競争を促進することが可能となる。

ただし、現状では、①ユーザは、NTTのFTTHサービスを選択すると、コア網はNTT(NGN)を選択するしかないといった実態にあり、②FTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは74%を超え、上昇傾向にある状況である。

以上を踏まえ、総務省においては、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとしている。

#### ②ドライカッパの上部区間のサブアンバンドル

■ ドライカッパの上部区間に係る接続料設定については、まずは接続事業者が具体的な要望をもって、NTT東西と協議すべきものである。

その上で、当該アンバンドル要望が技術的に可能な場合には、NTT東西に過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつアンバンドルするという原則に基づき対応することとなる。

#### ③複数区間にわたるWDM装置のアンバンドル

■ 複数の区間にわたるWDM装置の利用については、NTT東西の再意見にあるとおり、運用上利用可能との考えが示されているところであり、当事者間においてよく協議すべきものとする。

<p>容装置のアンバンドル</p> <p>※2 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ(2009年度第4四半期(3月末))(2010年7月6日)</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>理由から、当該アンバンドル機能の設定は、多額のコストが嵩むことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NGNの中継局ルータを接続点とし、NGNとアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社NGNの仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信すること、②NGN内に閉じたサービスを利用すること、が可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっており、これを変更するには多額のコストが嵩むことになります。</li> </ul> <p>■【ドライカップの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)】</p> <p>2010年1月19日のドライカップの下部区間の網使用料の認可申請の意見募集の際、当社は「上部区間のみを利用する場合の具体的な利用形態等は分かりかねますが、実需要があるとのことであれば、具体的な要望内容を協議で伺った上で、検討させて頂く考え」との意見を表明しております。</p> <p>また、2010年3月29日の答申においても、「ドライカップの上部区間の網使用料の設定については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルするという基本的な考え方に基づき判断することが適当である。」と示されております。</p> <p>しかしながら現時点、ソフトバンク殿からは、パブリックコメントでのご意見にとどまっており、本件についての具体的な協議要望や接続要望を实际にいただいたことは一度もございません。</p> <p>■【特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)】</p> <p>当社は、現行の規定においても、複数の中継区</p>	
--	---	--

間を跨った場合でも両端にWDMが設置されていれば提供することとしており、2010年1月19日の特別光信号中継回線の接続料の認可申請の意見募集において、その旨を表明させていただいております。

今回のご意見を受けて、あらためて当社よりソフトバンク殿に対して説明をしたところ、現行の規定上で利用可能である点をご理解いただいていることを確認しており、既に解決済みの問題だと考えています。

(NTT 東日本)

■ ソフトバンク殿がアンバンドルすべきと御指摘されている機能について、弊社としては以下のとおりと考えます。

■ 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドル

・ NGNの中継局ルータを接続点とし、NGNとアクセス回線を併せて加入者単位のアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNの仕様上、①利用者は通信毎に接続事業者を切り替えて通信したり、②NGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定の接続事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっていることから、現時点では困難であると考えます。

■ 收容局に設置されている NTT-NGN 用の收容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でのアンバンドル

■ 接続事業者の IP 中継網と固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備であるひかり電話收容装置のアンバンドル

・ NGNの收容局ルータ上部を接続点とし、NGNア

	<p>クセス回線の加入者単位でのアンバンドル機能を設定することについては、当社のNGNでは、負分散による効率的なネットワーク構築の観点から、収容ルータが上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されており、アンバンドル化するためにルータ等の容量の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の大幅な変更が発生し、多額の開発コストが嵩むことから、現時点では困難であると考えます。</p> <p>■ ドライカッパの上部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、接続事業者から具体的なアンバンドル要望が寄せられた場合には、接続事業者網との接続形態等を伺い、当社設備の提供の態様や運用面、システム面で必要となる対応等を検討した上で、これらを踏まえた適切な接続料を設定させていただく考えです。</li> </ul> <p>■ 特別光信号中継回線のアンバンドル構成の見直し(複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端においてWDMを対向して設置している区間についても、WDMアンバンドル区間の対象とすべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別光信号中継回線にかかる接続約款変更申請にあたっての当社再意見(平成22年3月)において述べましたとおり、当社としては、要望区間がご指摘の設備形態であった場合においても、空き波長があれば、基本的には提供可能です。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ボトルネック設備と一体で提供されるNGNに係る機能については、競争促進の観点から、これまで実現している競争をNGN上でも確保するために必要な機能を競争可能な料金水準で予めアンバンドルすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	---	--

意見24 NGN 上で 0ABJIP 電話を提供すべく NTT 東西と個別協議を行ったが、交渉が暗礁に乗り上げている。NTT の独占回帰が進み市場競争が成り立たなくなるおそれがあるため、IP電話に係る機能(帯域制御機能)をアンバンドルすべき。	再意見24	考え方24
<p>■ NTT東西殿が提供するNGNアンバンドル化に対して諸方面より指摘がなされていると認識しています。中でもNTT東西殿が提供するひかり電話サービスは中継網内に位置する帯域制御機能を利用することで通話品質を確保していますが、相互接続事業者としてNTT東西殿と同様に帯域制御機能を利用したくアンバンドル化を要望していますが進展しておりません。</p> <p>本来、第一種指定電気通信設備は技術的に可能である限りアンバンドルするものとされています。</p> <p>しかしながら、NGNの帯域制御機能のアンバンドル化について、NTT東西殿との個別協議にて開発を要望した所、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階で、中小規模の事業者が負担しうる許容範囲を遥かに超える費用規模、加えて期待する利益も失われる程の対応期間が想定される旨の回答を受けました。</p> <p>このため弊社が目するNGNを利活用した接続事業者提供の0ABJ-IP電話実現の要望は、現状暗礁に乗り上げております。</p> <p>市場競争の観点からすれば、支配力の強いNTT東西殿が発展的で先進性のあるNGNの展開・拡大を進める最中、競争事業者が追従していくためにはNGN機能のアンバンドル化の推進による参入機会の拡大が必要と考えています。現状のような硬直した状態が長く続くのであれば0ABJ-IP電話市場に関してはNTT東西殿の独占</p>	<p>■ フュージョン・コミュニケーションズ殿とは、3回(2008年6月、2009年11月、2010年3月)協議をさせていただきましたが、ご提示いただいたのは、サービスや実現方式の概要図だけでしたので、より詳細な中身を教えていただかないと、ご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討ができないことから、検討を進めるためには、概要図より詳細な中身を教えていただきたいと申し上げてきたところです。</p> <p>しかしながら、フュージョン・コミュニケーションズ殿から、当時の協議の中において、開発の規模感でも良いから参考になるものはないかとご要望されましたので、フュージョン・コミュニケーションズ殿よりご提示いただいた概要図には、IPv6ネイティブ方式と似た仕組みと、通信品質を確保する仕組みが示されていたため、当社が当時開発に着手していたIPv6 ネイティブ方式の開発費用等を参考として申し上げております。</p> <p>その後、フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、前にご提示いただいた概要図より詳細な中身をお示ししていただいております。当社としては、現時点ではご要望内容が実現可能か否か、実現可能な場合の開発に係る概算額や期間の検討に入れられない状況です。なお当社としては、ご要望があれば引き続き協議させていただく考えです。(NTT 東日本)</p>	<p>■ 接続に係る網改造のコスト負担や技術的条件については、基本的には要望事業者が具体的な接続形態等を示した上で事業者間において協議すべきものと考えているが、NGN 上で接続事業者が0AB-JIP 電話を提供する事例など、当事者間の協議に任せるのみでは、網改造に係るコストが著しく高額になるため公正な競争を行えない場合がある旨の意見が出されているところである。</p> <p>このような意見も参考に、総務省においては、NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。</p>

回帰が進み、市場競争が成り立たなくなることを危惧しております。

前述した通り、NGNは第一種指定電気通信設備に指定されながらも、帯域制御機能を始めアンバンドル化が難航しており、独占排他性を帯びた状況にあると言えます。

つきましては、NGNアンバンドル化の本格的な取り組み、ないしは代替的な規制措置の検討を進めることが喫緊の課題と考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

■ フュージョン・コミュニケーションズ殿からは、ご指摘の帯域制御機能の利用を含む接続要望をいただき、協議を実施いたしました。当社としては、詳細な技術条件に入る前の実現方式の基本的検討段階に留まるものであり、当社としては、現時点、フュージョン・コミュニケーションズ殿において、協議の内容等を踏まえ、要望内容の具体化を進めていただいているところと認識していません。今後、具体的な提案を頂ければ、当社としても、実現方式や概算費用等の詳細な検討を進めてゆく考えです。

(NTT 西日本)

■ フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。

弊社は、無線呼出(ポケットベル)事業を営む通信事業者であります。

弊社のサービスには 0AB で始まる着信者課金と 020 で始まる発信者課金があります。

また 020 番号の発信者課金を利用した付加サービスとして、020 番号にFAXを送るとメールで受信できる D-FAX サービスの利用者も着実に増えております。

弊社は、平成 11 年に NTT 東日本殿(以下、NTT 東)、NTT 西日本(以下、NTT 西)殿と締結した相互接続協定によって、日本全国の固定電話より発信者課金サービスを提供しておりました。

その後、平成 15 年に NTT 東西殿より「法人向けIP電話サービス」(0ABJ-IP 電話)のサービス開始に先がけて、弊社への接続案内をいただいております。弊社としても是非接続していただくことを希望いたしましたが、当時は NTT 東西殿の設備面に問題があるとのことで、接続には至っており、弊社との接続時期は未定となっております。

た。

長期に亘り、NTT 東西殿の社内検討結果が出ない段階において、NTT 東西殿は「法人向けIP電話サービス」(OABJ-IP 電話)のサービスを開始され、「一般加入電話」から「ひかり電話」に番号ポータビリティにて同番号移行を推進されております。これにより弊社の顧客への影響が甚大となり、看過できない状態となったため、接続交渉をさせていただいておりましたが、接続約款に従って申請すれば手続きをするとのことでありました。

しかしながら、接続申請に向けた事前の個別協議だけで1年強の時間を要していること、また接続に際し発生するシステム開発費用等、弊社のような規模の事業者では負担できる費用規模を遥かに超える金額を打診されております。

NTT 東西殿における「一般加入電話」から「ひかり電話」への同番号移行は、PSTNからIPへの移行という面でも、既存の相互接続事業者への配慮が全く行われていない実態は、実質的な他事業者の排除であることを強く認識していただきたいものと考えます。

接続約款は新規接続を前提としていますが、元々、接続協定によって接続されていた相互接続事業者との接続なのか新規での相互接続なのかは分けて考えるべきで、既存の相互接続事業者に関しては、最短の期間かつ最小限の費用で手続きされるよう直ちに改善していただきたいと考えます。

現在も弊社の顧客にはひかり電話からの呼出しができない等、ご不便をおかけしております。

事業者の都合でサービスが利用できたりできなくなったりするような行為は利用者保護の観点からも決して容認すべきではないと考えます。

(東京テレメッセージ)

	<p>■ また、NGNのオープン化に関しては総務省ICTタスクフォース第1・2部会において光の道実現のための論点のひとつとして再度検討されているところですが(※7)、今回のフュージョン・コミュニケーションズ殿からの具体的な帯域制御機能のアンバンドル化要望も受けて関係事業者間にて速やかに検討が開始されるべきであると考えます。</p> <p>※7 総務省ICTタスクフォース第1・2部会 公正競争の一層の活性化に関する論点整理(案) 「②中継網(ボトルネック設備)のオープン化の在り方 ～略～ ■ 上記②の観点からは、ネットワーク事業者同士の接続のための機能だけではなく、コンテンツ配信事業者等の上位レイヤー事業者が、NGN上にサービスプラットフォームを構築するために必要な機能(認証・課金、帯域制御などの通信プラットフォーム機能)についても、アンバンドルする方向で検討することが適当ではないか。」 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見25 8分岐単位での光ファイバ貸出しルールでは新規参入が阻害される等の問題がある。OSU 共用実験にも成功していることから、1分岐単位の接続料設定を行うべき。</p>	<p>再意見25</p>	<p>考え方25</p>
<p>■ FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTTグループのシェアは、2010年3月末で74.4%※6と更なる独占化傾向を示しています。 ・ このような傾向が継続するなかメタルから光ファイバへのマイグレーションが進行しており、メタル回線数の減少等によりレガシー系サービスの接続料は上昇傾向を示していますが、NTT東西殿</p>	<p>■ ブロードバンド市場は、FTTHだけでなく、CATVやWiFi等多様なアクセス手段により提供されており、DSL、FTTH、CATVを合計したブロードバンド全体の当社のサービスシェア(2010年6月末)は、東日本エリアで約54.9%、首都圏では48.5%であること等、熾烈な競争が展開されています。また、線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底した</p>	<p>■ 光の道報告書において示されたとおり、1芯(8分岐)単位での接続料設定と1分岐単位での接続料設定には、以下のようなメリット・デメリットが考えられる。 ①1芯単位の接続料設定は、相対的には設備競争に配慮した方式であるが、少ない分岐回線のみ利用する事業者にとっては割高となる。</p>

の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、8分岐単位での光ファイバの貸出し等の公正競争上の問題のため光サービスへの新規参入が阻害されています。

- ・ このため、自前の設備を持たない競争事業者は、光サービスに参入できない一方で、接続料が上昇傾向のレガシー系サービスに取り残される状況となっており、既存事業者の市場退出の可能性すらも懸念されている状況です。このような状況を放置した場合、競争環境の後退、延いては利用者料金への影響等、消費者利便の低下を誘引させる恐れがあり、当該状況を早急に是正し、FTTH市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。
- ・ なお、イー・アクセス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社ビック東海、ソフトバンクBB株式会社の5社は、NTT東日本殿の商用設備環境を再現してのOSU共用実験に成功※7しており、技術的にも運用面でも問題なく、分岐端末回線毎の貸出しが実現可能であることを確認しています。
- ・ 従って、総務省殿においては、これ以上公正競争環境を後退させないためにも、技術面・運用面からも実現可能な具体策である分岐端末回線あたりの接続料設定等、公正競争上の問題の解消に向けた必要な措置を迅速に講じるべきと考えます。

※6 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（2009年度第4四半期(3月末)）（2010年7月6日）より

※7 FTTHサービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者

オープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば引込線を自前敷設することが可能な環境であり、現にKDDI殿や電力系事業者、CATV事業者等は自前で敷設しています。

こうした自ら設備を構築しているSTNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった電力系事業者からは、「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、「分岐端末回線あたりの接続料設定等は、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではない」との意見が出されているところであり、健全な設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすような措置を講じるべきではないと考えます。

当社としては、これまで主張してきたとおり、OSUの共用については、

- ①今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること、
  - ②現在よりも、提供コストが嵩み、サービス品質が低下すること、
- から、実施する考えはありません。

なお、他事業者からOSU共用の実験に成功したとの意見がありますが、どういう状況でどのような検証結果をもって、正常と確認したのか不明です。

仮に成功したというのであれば、当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、OSU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。

また、ソフトバンク殿は光配線区域について意見されておりますが、当社の光配線区域は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる

②分岐回線単位の接続料設定は、利用分岐回線分だけのコスト負担となるため、サービス競争が促進されると考えられるが、設備競争への影響や効率的な利用のインセンティブが低下するといった懸念が想定される。

上記の点も踏まえ、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を行うことされている。

総務省においては、NTT東西から申請のあった接続料変更案について、平成23年1月25日に認可の適否を示さずに情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行ったところであり、平成22年度内を目途に成案を得る予定である。

<p>によるNTT仕様OSU共用の検証結果～(2010年3月10日) (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上設定しているところです。</p> <p>仮に光配線区域を拡大した場合、所外スプリッタ等の收容効率が高まるメリットはあるものの、引込線が長延化し、光ファイバの開通工事や故障修理の効率性が損なわれる等、光ファイバの敷設・維持運用コストが嵩み、接続料の低廉化に支障をきたすことから、これを変える考えはありません。</p> <p>なお、他事業者が光配線区域の大きさを自由に設定されたいとのことであれば、スプリッタ及びスプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各事業者が自前で敷設することにより実現可能と考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ FTTH市場では、NTT 東・西が大きなシェアを保持している中で、競争事業者も自ら投資を行い、設備競争の推進を図っているところですが、利用者に多様な選択肢を確保する観点からは、ボトルネック設備である NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用できる仕組みも必要です。このため、設備競争による投資インセンティブの確保とサービス競争のバランスを考慮しながら NTT 東・西の光ファイバの貸出しルールを検討することが重要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 当社としては、これまで主張してきたとおり、OSUの共用については、①今後のサービスの多様化や新サービスの提供が困難になること、②現在よりも、提供コストが嵩み、サービス品質が低下することから、実施する考えはありません。当社が共用しなくても、他事業者間で効率的なサービス提供を行うことは十分に可能であることから、O</p>	
---	--	--

	<p>SU共用を要望する事業者間で共用を実施すればよいものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、光の道構想に関する意見募集(平成 22 年 8 月)においては、STNet 殿、ケイ・オプティコム殿といった自ら設備を構築している電力系事業者等からも、設備競争やサービス競争の促進に支障をきたすものであり、実施すべきではないとの意見が出されているところであります。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 分岐端末回線単位での接続料設定は、光アクセス網の進化を止めることになるうえ、インフラ構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした競争を歪めるため、引続き実施すべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備共用では、既存設備への収容率を高めることを優先するあまり、新たな技術を導入しないといったように、各事業者に、アクセス網を進化させようとするインセンティブが働かないため、光アクセス網の進化が停滞</li> <li>・ 設備コストや需要と乖離した接続料設定は、投資リスクを負うインフラ構築事業者との公平性を欠き、投資インセンティブを阻害</li> </ul> <p>加入光ファイバ接続料を含め、今後の接続料設定にあたっては、上記を踏まえつつ、NTT 東西、接続事業者だけでなく、インフラ構築事業者も含めた、競争事業者間の公平性を担保することが必要です。</p> <p>なお、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高まりに対しては、NTT 東西をはじめとした NTT グループ全体に対する行為規制等の強化によって対処すべきであります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
--	--	--

意見26 NGNプラットフォーム機能(帯域制御機能、認証・課金機能、QoS等)について、ユーザ単位で利用できるように、予め構築し、オープン化すべき。	再意見26	考え方26
<p>■ NGNにおける機能の開放が進んでいない</p> <p>NTT-NGNのプラットフォーム機能(帯域制御機能や認証・課金機能)の開放については、昨年実施された「競争セーフガード制度の運用に関する意見」の中でも議論されており、継続してアンバンドル化の検討を行うこととされています。しかし、現時点においてもプラットフォーム機能の開放は進んでいない。2010年8月に実施された「光の道」構想に関する意見募集の中でも、改めて他の通信事業者等から、アクセス網が一体となりIP時代のポトルネックとなりうるNTT-NGNの機能について、『競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザ単位で公正に開放することが必要である』との意見も出されています。</p> <p>・NGNにおける公正な競争環境の整備が必要</p> <p>NGNの機能がユーザ単位で開放されることで、NTT-NGNに收容される加入者が、NTT以外の事業者が提供するNGNのサービスを利用できるようになる。このような環境を整備することで、NGNの通信サービスの領域で通信事業者同士による公正な競争が促進されると考えます。</p> <p>「光の道」の整備および利活用の向上に貢献</p> <p>通信事業者同士による競争が進むことで多様なNGNの通信サービスが出現し、アプリケーションサービスを提供する事業者向けのプラットフォーム機能の整備も進むと考えられます。このような環境になることで、NGN上に様々なサービスが提供されるようになり、ユーザの利活用も促進されることが期待できます。</p>	<p>■ プラットホーム機能については、2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに当社と協議を行うことが適当と整理されておりますが、現時点、他事業者から具体的な要望内容の提示がない状況です。</p> <p>当社は、当社のNGN上で、お客様が多様なサービスを更にご利用していただけるようにしていきたいと考えていますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただき、当社としては、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えています。</p> <p>また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、プラットフォーム機能のアンバンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まず</p>	<p>■ NGN 上においては、NTT 東西が提供する回線情報通知機能やデータコネクト等の新サービスが登場するなど、UNI/SNI 接続によるサービスの多様化が見られるところである。</p> <p>これら以外のプラットフォーム機能(認証、QoS、帯域制御、位置固定等)のオープン化については、まずは当該機能のオープン化を求める事業者が具体的な要望内容をもとに、NTT 東西と協議をすることが適当である。</p> <p>また、ブロードバンド利活用の促進のためには、多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーション等の提供が重要であることから、NGNにおける通信プラットフォーム機能の在り方や、NGN において実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得る予定である。</p>

<p>(社団法人テレコムサービス協会)</p> <p>■ また、NTT東・西が光アクセス回線と一体として構築を進めているNGNは指定設備であって、ブロードバンド・IP時代における新たなボトルネックとなり得ることから、現在の加入電話加入者がNTT以外の電話サービスを選択できるのと同じように、NGN加入者が競争事業者の同等のサービス(電話、放送、VOD、VPN等)を簡単な手続により適正な価格でユーザー単位で利用できるよう、認証、QoS、帯域制御、位置固定等の機能を予め構築し、開放すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>は、要望事業者において要望内容を具体化していただく必要があると考えます。当社は、具体的な要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、当社としては、具体的な要望をお聞かせ頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNIによる機能アンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの機能提供を含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法を選択・提案させていただく考えです。</li> <li>・ なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見27 NGNにおけるIPv6接続の網内折返し機能については、IP網の機能としては当然のものであり無料にすべき。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>■ NGNにおけるIPv6ネイティブ接続の網内折返し機能</p> <p>2011年4月に開始が予定されているNGNにおけるIPv6ネイティブ接続について、NTT東西は「網内折返し機能」の利用を必須とし、かつ有料としています。しかし、本来のIPの機能に従えば網内折返しを実現できるのは当然であり、その機能を有料とすることには疑問があります。現状のNTT-NGNにおいて、この機能の実現のために特別のコストがかかるのであれば、NTTがNGN構築時にIPv6インターネットへの接続を考慮していなかったことに原因があります。</p> <p>・IPv6への移行の促進</p> <p>この「網内折返し機能」が有料となると、従来のIPv4接続と比べてIPv6接続が高コストとなり、</p>	<p>■ 今回、接続事業者よりご要望いただいたネイティブ方式によるIPv6インターネット接続と、網内折返し機能を用いた当社サービスには、共通機能として開発できる部分があり、あわせて開発を行うものです。</p> <p>当該開発にかかる費用は、ネイティブ方式の要望元である接続事業者と当社で按分負担することとしており、当社が負担した開発費用については、本サービスを利用するお客様から回収させていただきたいと考えており、具体的なサービスの料金等については、今後検討していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 今回、接続事業者様よりいただいたネイティブ</p>	<p>■ NGNの網内折返し機能については、IPv6インターネット接続に必要な設備等と共通的に利用することから、当該費用は、ネイティブ接続事業者とNTT東西の間で分担することとされており、NTT東西は当該機能開発に要した費用をユーザ料金として回収することになるが、この料金については、一義的にはNTT東西が決定するものである。</p> <p>他方、当該料金の水準は、IPv6インターネット接続を提供するISP事業者がトンネル方式を選択するか、ネイティブ方式を選択するか等を判断するに当たって重要性の高い情報であることから、NTT東西においては、IPv6インターネット接続に係る接続約款の認可時に要請したように、ISP事業者に対しては、ユーザ約款の届出時期</p>

<p>ISP による IPv6 移行の促進を阻害する恐れもあることから、NTT-NGN の IPv6 ネイティブ接続の料金に関して、十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p>(社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>方式によるIPv6インターネット接続実現のご要望にあわせて、当該サービスの実現に必要なとなる網内折り返し機能を、希望するお客様に提供するための開発を行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網内折り返し機能を提供するために必要となる開発費用は、要望元である接続事業者と、当該機能を用いたサービスの提供を予定している当社で按分負担することとしており、当社が負担した開発費用については、本サービスを利用するお客様から回収させていただく必要があると考えています。</li> <li>・ なお、具体的なサービスの料金等については需要動向や競争環境等を十分に踏まえて検討していく考えです。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>にとられることなく、必要な情報を積極的に開示することが必要である。</p>
---	--	--

**(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証**

**ア 指定要件に関する検証**

意見	再意見	考え方
<p>意見28 全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべき。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>■【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p> <p>(1) 携帯通信事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、公共財を利用して事業を展開している以上、全ての携帯通信事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること。</p> <p>(2) 第一種指定電気通信設備である当社ひかり電話網が 1,000 万番号(東西計:2010 年 3 月末)である</p>	<p>■ 欧州においては、すべての携帯電話事業者が SMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p> <p>■ 第二種指定制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難な市場が形成されており、このよう</p>	<p>■ 接続ルール答申で示されたとおり、二種指定設備に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p> <p>なお、接続ルール答申を受けて策定した二種指定ガイドラインで示したとおり、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的</p>

<p>一方で、携帯電話市場で見ればシェア 25%に満たないとして二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル殿は 2,300 万番号 (2010 年 3 月末)を超えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていること。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア 25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約 2,300 万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。</li> <li>・ したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用要否を違えるべきでないと考えます。</li> </ul> <p>【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の運用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(H21.10.16)を踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定・公表がなされており、同ガイドラインでは、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これま</li> </ul>	<p>な市場で相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つといったその「市場支配力に起因した規制」であると認識しています。</p> <p>そのため、本制度の規制対象、規制内容については市場支配力に応じて検討されるべきであって、約 5,600 万ものユーザを抱え、市場シェア 50%近くを有する事業者が存在する中、当社のような新規参入事業者も含めて本制度の規制を全事業者に一律にするとの NTT 東西殿の主張については、制度本来の趣旨には沿っていないものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 公社時代から継承しているボトルネック設備が存在する固定通信市場と当初から設備競争を行ってきたモバイル市場とでは、歴史的背景が全く異なります。</p> <p>現時点では、モバイル市場は、各事業者による設備競争を基本とした競争が機能し、サービスの多様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便性の向上が実現しているため、「相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つ」という第二種指定電気通信設備制度の規制根拠は合理性に欠くものであると考えます。</p> <p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある事業者が存在することから、当該事業者に対し行為規制が課されていることについては、第二種指定電気通信設備制度の有無にかかわらず、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。</p> <p>従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。</p>	<p>な対応を行うことが適当である。</p>
---	---	------------------------

<p>で第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件</p> <p>第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第 34 条第 1 項及び施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項及び第 3 項に規定されているとおりであり、現在のところ、これら規定に基づき適切に運用されていると考えます。</p> <p>しかしながら、実質的に上位 3 事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社)による移動通信市場寡占化が継続し、また、ソフトバンクモバイル株式会社の市場シェアが上昇し(平成 21 年 7 月 18.6%⇒平成 22 年 7 月 19.3%)、実質的に株式会社ウィルコムも同社が傘下に治める状況となっていることから、上位 3 事業者による寡占状態は進行しているところ(株式会社ウィルコムを含めた上位 3 事業者の市場占有率は 97.5%(平成 22 年 7 月現在))。この寡占化の進展が新規参入事業者の参入や成長を阻害</p>	<p>なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア 25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者の接続料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 【第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件】</p> <p>ドミナント規制の枠組み見直しの検討を行うに当たっては、ドミナント事業者に対する非対称規制を基本コンセプトにすることやグループドミナンス等の問題にフォーカスすべきと考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備規制においては、現在、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)に指定する端末シェアの閾値を 25%とし、一律の規制を行っていますが、EU における市場支配力の存在等に係る議論を参考にして、市場シェア 40%~50%を超える二種指定事業者に対する規制強化等を検討すべきであり、左記の意見にある二種指定事業者の範囲の拡大という考えは適切ではないと考えます。</p> <p>また、移動通信市場における公正競争環境の整備及び競争活性化による消費者利便の向上を図る観点では、二種指定事業者に対するメール転送やネットワークシェアリングの推進等の実効的な措置を実現すべきであり、総務省殿においては、事業者間協議の状況を注視しつつ、その実現に向けた議論を推進して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--	--

し、市場の健全な拡大を阻害していることは明白であることから、施行規則第 23 条の基準を見直して、ソフトバンクモバイル株式会社も第二種指定電気通信設備を設置する事業者として認定することを要望します。当該意見は過去の意見募集においても提起されているところですが、その後の上位事業者による実質的な市場寡占化拡大傾向も鑑み、再度の御検討をお願いする次第です。

この点について、昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果」においては、「有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘について接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点での考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。」と結論付けられています。

しかしながら、そもそも、①閾値(25%)自体の根拠が不明朗であり、「他に採用すべき合理的な割合も存在しない」ことの挙証がなされていないこと、②「現時点での考え方を変更する積極的理由は認められない」と結論づけているが、上述のとおり、上位3事業者による市場寡占状態が進行していることから、既に、「指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合」に至っていることは明白です。

この点について、総務省殿が速やかに検討されることを強く要望します。

(社団法人テレコムサービス協会)

## イ 指定の対象に関する検証

再意見		考え方
<p>意見29 アンバンドルに膨大なコストや期間を要する場合は、二種指定事業者の費用負担で実施すべき。また、注視すべき機能として、パケット着信機能とIMEI通知機能を追加すべき。</p>	<p>再意見29</p>	<p>考え方29</p>
<p>■アンバンドル化すべき機能について</p> <p>昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果」においては、本課題に関連して、「上位レイヤー設備も、公正競争の確保のため、第二種指定電気通信設備の対象にすべきとの指摘について総務省は、接続ルール答申を受け、本年度中に二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインを策定し、二種指定ガイドラインを策定するに当たっては、次の点について検討することとする。</p> <p>① 二種指定ガイドラインにおいて、アンバンドルに係る仕組みを設けること。</p> <p>② アンバンドルに係る仕組みにおいて、「アンバンドルすることが望ましい機能」の対象を第二種指定電気通信設備との接続に係る機能とし、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるに当たっては、当該機能に係る設備を第二種指定電気通信設備に指定することの妥当性についても検討すること。」としています。</p> <p>その後制定された「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月)では、アンバンドルすることが望ましい機能として、①音声接続機能、②ISP接続機能、③レイヤ3接続機能、④レイヤ2接続機能が掲げられています。しかるに、現在、第二種指定電気通信事業者として認定されている事業者のうち1社は、②及び④の機能がアンバンドル化されていません。一方、上記ガイドラインによれば、「接続要望に伴う追加コストがある場合には、原則として、接続事業者におい</p>	<p>■ 当社の開発期間や開発費の算定方法については、認可約款である NTT 東西と同一条件であり、当社においても接続約款として既に公表しているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、開発期間については当社内のサービス開発等と何ら区別することなく対応しており、意図的に遅延させる等の行為は行っておりません。むしろ、接続事業者からの早期に実現したいとの要望により、場合によっては開発完了を待たず運用対応等により、提供の準備が十分に整わない段階で提供を行っているのが実態です。</li> <li>そもそもアンバンドル化とは、網の基本機能として接続料で回収しているものを個別に切り出して提供することであり、パケット着信機能や IMEI 通知機能のような、元々、網に備わっていない機能はアンバンドル化要望ではなく、新たな開発要望と位置付けられるべきものです。</li> <li>なお、IMEI 通知機能については、接続事業者からの要望を受け、接続約款に則り、対応を行っているところです。</li> <li>パケット着信機能は HLR(サービス制御局)と直収パケット交換機との間で通信を行うことにより可能となる機能です。網の構成上、HLR と直収パケット交換機の双方が同一の網内に存在するレイヤ 3 接続において提供可能な機能であり、恣意的にレイヤ 3 接続のみに対応させている訳ではありません。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ パケット着信機能は、MVNO網からのパケット通信の開始を可能とする機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、M2M端末の呼び出し等、端末の能動的な制御が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>IMEI通知機能(以下「端末情報提供機能」という。)は、通信中の端末の種類・個体を識別する番号(IMEI)をMVNO網へ通知する機能であるところ、当該機能の提供を受けることにより、MVNOにおいても、端末種類別の帯域制御等、端末ごとの異なるサービス提供が可能となるものであり、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>したがって、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、二種指定ガイドラインにおいて「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。</p> <p>■ 二種指定ガイドラインは、「他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドルすることが望ましい」としており、二種指定事業者のみが費用負担することを前提としていない。また、二種指定ガイドラインで示したとおり、接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきである。</p>

て応分負担すべきである」となっていますが、当該事業者においては、アンバンドル化に要する追加コストが膨大であると言われ、かつ、当該ガイドラインが「二種指定事業者に過度の経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドル化することが望ましい」としていることから、上記の「応分負担」のかなりの部分を接続事業者が負担することになり、実効的にアンバンドル化及びそれに基づく接続が実現し得ないという事態に陥っていると思われる。

これが真実であるならば、当該ガイドラインや競争セーフガード制度は、実質的に「矛盾」を包含した規定であり、詰まるところ、電気通信事業法自体が機能していないということになります。そこで、まず、総務省殿がアンバンドル化に要するコストと期間を調査し、公表することを要望します。さらに、膨大なコストや期間を要することが事実であった場合は、この現実を踏まえた施策(上記①～④の機能は、第二種指定事業者の費用負担にて実施する、その前提としてガイドラインや規則の整備を行う等)を採ることを要望します。

上記の例は、自ら複雑な網・装置構成を導入し、それを障壁としてアンバンドル化や接続の実質的拒否事由としているとも思える手法です。同様のことは、「アンバンドル化することを注視すべき機能」についても言えます。例えば、パケット着信機能は、M2M 通信を行うときに重要な機能ですが、当該機能をレイヤ3接続のみに対応させ、レイヤ2 接続では即座に実現できない構成にしている第二種指定事業者が存在します。一般的に開発期間は1年以上を要するため、開発による時間差を利用障壁として活用することが可能です。

そこで、「注視すべき機能」についても、第二種指定電気通信事業者ごとの開発期間と開発に要する費用を総務省殿が調査し、公表することを要

■ 必要な機能については、事業者間の協議の中で、双方の合意の下で必要な情報を開示し合意形成を図っていくものと認識しています。

また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「アンバンドルすることが望ましい機能」「注視すべき機能」として列挙されている項目については、事業者間で合意形成に向けた協議が進んでいます。

なお、列挙されている機能のうち「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位置情報の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」については、そもそも接続機能には該当しないものと考えます。

当社は、上記と同様の意見を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に対する意見募集において述べていますが、当該意見に対する総務省の考え方は、「電気通信設備との接続により提供される機能であることから、接続機能に該当する。」とされています。

しかし、このような考え方では、いかなる機能であっても、総務省の裁量によって接続機能と捉えることができ、あまりに広義に解釈が可能であることから、より丁寧に考え方を整理すべきと考えます。

(KDDI)

■ 第二種指定制度については、前回当社意見(※9)でも述べたとおり、制度創設以降、一度も見直しが行われていない中で「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」といった制度への補足的な位置づけの措置が行われてきたことを踏まえれば、現在の本制度自体が有効に機能しているかは疑問であり、テレコムサー

■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、接続に必要なシステム開発等の費用及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきであるが、まずは事業者間において協議すべき事項である。

■ ある機能を「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるに当たっては、当該機能に係る設備を二種指定設備に指定することの妥当性についても検討することとなるが、個々の機能を「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるか否かについては、二種指定ガイドラインで示した判断基準のほか、事業者間協議の状況を踏まえ、必要に応じて個別に判断することが適当である。

<p>望します。</p> <p>また、昨年度の検証結果では、上述のとおり、「当該機能に係る設備を第二種指定電気通信設備に指定することの妥当性についても検討すること。」とされていますが、ある二種指定事業者においては、「アンバンドル化が望ましい機能」であるISP接続さえも、第二種指定電気通信設備として認定されていない設備を利用せざるを得ない状況であると理解しています。この点も含め、ガイドラインに列挙されているアンバンドル化候補の全機能について、第二種指定電気通信設備化の検討を速やかに進めていただくことを要望します。かかる検討が、公正競争、電気通信の発展、利用者利益の確保に寄与することは明白です。</p> <p>また、注視すべき機能として、(レイヤ2接続でもレイヤ3接続でも利用可能な)パケット着信機能とIMEI通知機能を追加することを要望します。後者は、端末による通信能力等を接続事業者が把握するために重要です。</p> <p>(社団法人テレコムサービス協会)</p>	<p>ビス協会殿のご意見は、まさにその実態をご指摘されているものと考えます。</p> <p>そのため、第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も継続的に行われていく必要があります、その際には、光の道構想においても論点として提起された総合的な市場支配力に着目した制度の在り方の検討と連携して進めることが必要と考えます。</p> <p>参照：※9 平成22年度競争セーフガード制度意見書 当社意見 ■第二種指定通信設備制度に対しての継続的な検証・見直し ～略～</p> <p>今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合や本年9月に認可された携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。具体的には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在25%となっていますが、すでに40%以上のシェアを有する事業者が存在することを踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款の認可制、会計分離やアンバンドル制度等のネットワークの開放義務等が考えられます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見30 注視すべき機能として掲げられたものに関して、一部、引き続き注視する必要がある。SMSとEメール転送機能の役割は非常に大きく、スマートフォンの普及等の市場と端末を取り</p>	<p>再意見30</p>	<p>考え方30</p>

巻く環境変化に留意願いたい。		
<p>■ ただし、貴省が平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて、以下の①～⑥にて「注視すべき機能」として掲げられたものに関しては、一部、引き続き注視する必要がある。また、平成21年頃には国内では未だ普及していなかったために深く検討はされてこなかった、いわゆるスマートフォンにおける注視すべき機能はその機能の利用形態に由来から普及している携帯電話機器とは異なる部分があり、機能を注視する上でサービスやユーザがグローバルに広がることも考慮の上で、検討を願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 料金情報提供機能</li> <li>② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能</li> <li>③ 大容量コンテンツ配信機能</li> <li>④ GPS位置情報の継続提供機能</li> <li>⑤ SMS接続機能</li> <li>⑥ 携帯電話のEメール転送機能</li> </ul> <p>注視すべき機能のうち、特に②課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能や④GPS位置情報の継続提供機能に関しては、民間事業者同士の協議の場であるモバイルプラットフォーム協議会他で平成21年初頭から協議をした結果、メニューリストに掲載される公式サイト、掲載されない一般サイトの双方で機能の利用が進みつつあり、当法人としては歓迎する方向であり、関係者各位の協議の結果であり感謝したい。</p> <p>また、今後国内でも普及が見込まれるスマートフォンについては、後述の当法人からの意見として別途提出している「端末で利用するアプリケーション機能」が、その端末の特性から、アプリによって事業者が提供するサービスを柔軟に行うことができ、従来の携帯電話よりもサービス提供の利便性が高くなっている。また、各通信事業者からもスマートフ</p>	<p>■ 必要な機能については、事業者間の協議の中で、双方の合意の下に必要な情報を開示し合意形成を図っていくものと認識しています。</p> <p>また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「アンバンドルすることが望ましい機能」「注視すべき機能」として列挙されている項目については、事業者間で合意形成に向けた協議が進んでいます。</p> <p>なお、列挙されている機能のうち「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位置情報の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」については、そもそも接続機能には該当しないものと考えます。</p> <p>当社は、上記と同様の意見を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」に対する意見募集において述べていますが、当該意見に対する総務省の考え方は、「電気通信設備との接続により提供される機能であることから、接続機能に該当する。」とされています。</p> <p>しかし、このような考え方では、いかなる機能であっても、総務省の裁量によって接続機能と捉えることができ、あまりに広義に解釈が可能であることから、より丁寧に考え方を整理すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)(再掲)</p>	<p>■ 現在、「注視すべき機能」として位置付けられているものについては、スマートフォンの普及等のモバイル市場の環境変化も考慮しつつ、引き続き注視することとする。また、スマートフォン向けアプリケーションの配信方法等に係る御意見については、今後の二種指定設備制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、SMS接続機能については、平成21年9月に携帯電話事業者間において当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされたところであるが、携帯電話のEメール転送機能についても、事業者間協議による合意形成が早期に図られることが望ましい。</p> <p>■ 現在、「注視すべき機能」として位置付けられているものについては、電気通信設備との接続により提供される機能であることから、事業者間で提供される場合には、接続機能に該当する。</p>

<p>オン上のアプリの提供ルールが徐々に明らかになってきているところではあるが、スマートフォンがグローバルに販売展開されていることなどから、そのアプリの提供ルールとして機能の解放が進む一方で、一定の共通認識として、セキュリティ全般、ユーザの認証、著作権の管理などについての仕組みがスマートフォン端末や電気通信事業者によってまちまちになることは、かえって市場の発展を阻害する可能性もある。これらの点は、民間事業者が自ら解決すべき課題でもあり、貴省への要望とは言い難いが、行政省庁の立場として留意願いたい。</p> <p>また、検討が進んでいる⑤SMS接続機能、⑥携帯電話のEメール転送機能のそれぞれに与える影響、果たす役割は、非常に大きいものとする。例えば、SMS接続機能を利用した課金手段などが国外では広く普及しており、スマートフォンにおける事業者のグローバルなサービスの提供では、国内事業者にとっても有効に機能する可能性が高い。また、携帯電話のEメール転送機能なくしては、新たな端末の買い替え・買い増し需要が進まない側面もあり、⑤・⑥のいずれも、従来の注視すべき機能として検討していた段階とは市場環境・端末を取り巻く環境の変化があることに留意願いたい。</p> <p>(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>		
<p>意見31 接続会計制度を導入する等の追加施策の検討が必要。また、二種指定制度自体の見直しの検討行うべき。</p>	<p>再意見31</p>	<p>考え方31</p>
<p>■ 第二種指定通信設備制度に対する継続的な検証・見直しの必要性</p> <p>第二種指定制度については、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスの現状を受けて、昨年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルール</p>	<p>■ 本件については、昨年の情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られたところであり、当社は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に則り、適正に対応していく所存です。</p>	<p>■ 二種指定事業者に対する接続会計制度については、平成22年11月26日に電気通信事業法の改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、同年12月14日に第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)を情報通信行政・郵政行政審議会に諮問したところ。</p>

の在り方について」報告書(2009年10月 総務省)の検討にて、制度設立以来はじめての検証が行われ、その結果、現行制度では補いきれなかった接続料算定の基本的な考え方等を示した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定されました。他方、導入が予定されていた接続会計制度は廃案となりましたが、同報告書において期待された接続料算定の適正化及び透明性向上への効果・役割を十分に果たすためにも、あらためて同制度の導入が期待されることです。また更なる公平かつ公正な競争環境を整えるため、同ガイドラインの運用状況を定期的に検証することや、スタックテストや接続約款の認可制等の追加施策の検討が行われていく必要があると考えます。

他方、第二種指定制度自体の見直し自体については、見送りされています。上述の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」や「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」等の第二種指定制度への補足的な位置づけの措置が今までも行われてきたことを踏まえれば、現在の第二種指定制度自体が有効に機能しているかは疑問であると考えます。そのため第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も行われていく必要があり、その際には、光の道構想においても提起された、第二種指定制度の規制根拠でもある市場支配力に着目した制度の在り方が検討される必要があると考えます。

今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合や本年9月に認可された携帯端末向け新サービス「マルチメディア放送」等のコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに40%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業

なお、欧州においては、すべての携帯電話事業者がSMP指定されており非対称規制とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けているという携帯電話特有の事情、更には、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえ、全携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定すべきと考えます。

(NTTドコモ)

■ 公社時代から継承しているボトルネック設備が存在する固定通信市場と当初から設備競争を行ってきたモバイル市場とでは、歴史的背景が全く異なります。

現時点では、モバイル市場は、各事業者による設備競争を基本とした競争が機能し、サービスの多様化や利用者料金の低廉化といったユーザー利便性の向上が実現しているため、「相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つ」という第二種指定電気通信設備制度の規制根拠は合理性に欠くものであると考えます。

しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある事業者が存在することから、当該事業者に対し行為規制が課されていることについては、第二種指定電気通信設備制度の有無にかかわらず、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。

従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。

なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者の接続

二種指定制度の見直しに係る御意見については、考え方28に同じ。

<p>者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。具体的には、例えば、第二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値は現在 25%となっていますが、すでに 40%以上のシェアを有する事業者が存在することを踏まえ、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考えられ、また、規制内容としては、接続約款の認可制、会計分離やアンバンドル制度等のネットワークの開放義務等が考えられます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI) (再掲)</p> <p>■ 2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申では、「一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。(中略)まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。」と整理され、二種指定事業者に限定した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が整備されたところです。</p> <p>しかしながら、当時接続料が高止まりしていた非指定事業者の接続料は、他の携帯電話事業者と比べ依然として高い状況にあり、また、その算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあり、当該事業者の自主的な取組みに委ねるだけでは、接続料の適正性・透明性の確保は、期待されないと考えます。</p> <p>したがって、総務省殿においては、早急に、携帯事業者間の接続料格差を是正するための措置を講じていただくか、もしくは、第二種指定電気通信設備制度の対象を全ての事業者を対象とする等、接続料の適正性・透明性の向上を図るための仕組みづくりの検討に着手していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
---	--	--

	<p>■ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。</p> <p>イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。</p> <p>また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
--	--	--

**(3) 禁止行為に関する検証**

**3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証**

**イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証**

意見	再意見	考え方
意見32 昨年の NTT 西日本の業務改善命令に象	再意見32	考え方32

<p>徴されるように、NTT 東西が接続の業務に関して知りえた情報を目的外利用している実態がある。業務改善計画の進捗を明らかにするとともに、アクセス部門の分離等の抜本的な措置を講じるべき。</p>		
<p>■ NTT 東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>接続事業者は、NTT 東・西が保有するポトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。NTT 西日本事案のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為が NTT 東・西によって行われている可能性が濃厚であると言わざるを得ません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>なお、こうした問題は、ポトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたことが根本的な原因となっているため、抜本的に解決するには、アクセス部門の NTT 東・西からの完全資本分離を行い、NTT 東・西の利用部門への差別インセンティブを除外するしかないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 接続に関して知りえた情報の目的外利用</p> <p>NTT 東・西殿による FTTH 販売等に係る接続関連情報の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本問題に関しては、総務省殿より、2008年2月18日にNTT 東西殿に対する行政指導が行われ、NTT 東西殿からも適切な対応を実施した旨の報告があったところですが、その後も、競争事業者から本問題事例が発生していることが繰り返し指摘されてき</li> </ul>	<p>■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」における当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入ったの調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。また、行為規制が及ばないNTT 東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTT ファイナンスを通じたグループ各社の請求一本化など、脱法的な行為が公然と行われています。</p> <p>これらの問題は、ポトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れたNTT の在り方についての抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p>加えて、「ポトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力による「グループドミナンスの行使」の問題への</p>	<p>■ 一昨年NTT 西日本及びその県域等子会社において接続情報が目的外に提供された事案が発生したことを受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改善及びその他の措置を講じることを命令するとともに、NTT 東日本に対して業務の運営の在り方について要請を行った。今後は NTT 西日本の業務改善計画、NTT 東日本の実施計画の履行状況等を引き続き注視し、必要に応じて適切な措置を講ずることとする。</p> <p>■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が、今国会への提出に向けて閣議決定された。</p> <p>■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。その結果、特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ポトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアーウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。</p>

<p>たところす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような状況において、昨年 11 月 18 日に報道発表された NTT 西日本殿における情報漏洩事件※ 4(以下、「本件」という。)が発生したことは、総務省殿が、NTT 東西殿からの報告を鵜呑みにして、的確な予防措置を講じなかったことも一因であり、その結果、接続事業者への影響だけでなく、不正に情報を流出された顧客に対しても、影響が発生した事実を総務省殿は強く認識すべきです。</li> <li>本件に対しては、総務省殿は、本年 2 月 4 日に業務改善命令を行い、NTT 西日本殿からの業務改善計画、NTT 東日本殿からの実施計画の提出及び、その対応状況報告を要請しているところではありますが、この対応は NTT 東西殿の報告を鵜呑みとするこれまでの対応と大差がなく、同様の問題が再発すると考えられるため、総務省殿においては、より踏み込んだ対策を行うべきと考えます。</li> <li>現在、NTT 東西殿は、本件に関して、「問題が発生したプロセス」、「昨年 11 月には対象データが存在しないと報告したにも関わらず本年 6 月に対象データが突如発見された理由」、「対象データの内容」、及び「本年 8 月末に完了した外部機関による検証結果」等、利害関係者である接続事業者に対して当然に説明されるべき事項に関しても、十分な説明を行っていない状況にあり、接続事業者としては、NTT 東西殿の講じられた対策が十分なものかどうかを検証できる状況にはありません。総務省殿においては、まず、NTT 東西殿にて、説明責任を果たすことを強く要請いただくべきと考えます。また、そのうえで、NTT 東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入を推進すべきと考えます。</li> <li>しかしながら、これまで問題解決に至らない要因が、本質的には設備管理部門と設備利用部門が同一企業体に存在しているという NTT 東西殿の組織</li> </ul>	<p>対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国で、全ての利用者に多様な選択肢を確保するためには、ボトルネック設備のオープン化によるサービス競争を行うことは不可欠です。その観点では、NTT 東・西と競争事業者との間のイコールフットディングを完全に確保するための手段の一つとして NTT 東・西の構造分離をすることが考えられます。ただし、競争促進のためには、全ての設備を自ら設置することによる設備競争を維持・促進することが大前提であり、設備競争によって、ICTインフラの技術革新が促進され、ユーザーに新しい価値を提供することが可能となると考えます。</li> </ul> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【禁止行為規制について】</li> <li>「接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止」については、2008 年 2 月に総務省殿から NTT 東西殿に対して本制度の検証結果に基づき行政指導が行われ、同年 3 月に NTT 東西殿において適切な処置を図った旨、総務省殿に対する報告が行われたところす。</li> <li>しかしながら、昨年 11 月に NTT 西日本殿が代理店に対して顧客情報リストを不適切に提供した事案(以下、「情報漏洩事案」という。)が発覚したことにより、これまでの処置が不十分であることが露呈した形となり、接続事業者としては、NTT 東西殿における再発防止への取り組み姿勢に大きな疑念を抱かざるを得ない状況です。</li> <li>そのため、接続事業者は、情報漏洩事案の発生原因や NTT 西日本殿における対策の内容を正確に理解するために、昨年 11 月以来、長期に渡り、</li> </ul>	
--	--	--

構造上の問題であることは明白であり、上記対応だけでは、抜本的な解決には至らないものと考えます。従って、総務省殿においては、顧客への悪影響の回避、及び公正競争環境の確保を行うために、タスクフォースにおける議論等を通じて、NTT 東西殿組織の構造分離を推進し、抜本的な解決を図るべきと考えます。

※3 NTT 西日本殿 HP(2009 年 11 月 18 日)  
<http://www.NTT-west.co.jp/news/0911/091118a.html>

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

#### ■ NTT 西日本情報漏洩問題について

競争セーフガード制度の運用において、これまで競争事業者各社から「NTT 東西殿とその県域等子会社等の一体的な事業運営」や「NTT116 窓口における不適切なフレッツ光サービス営業」の事例について、NTT 東西殿の営業面でのファイアーウォールの実態について指摘されてきましたが、NTT 東西殿は従来より十分なファイアーウォールの構築を実施しているとの説明を行い(※2)、検証結果においても注視すべき事項となっています。

参照:※2 平成 21 年度競争セーフガード制度意見書 NTT 東西殿再意見

#### ■NTT 東殿

「(略)なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。」「(略)会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務

NTT 西日本殿に対して幾度となく質問文書を送付する等により、説明を求めてきたところです。しかしながら、一向に明確な回答を頂けず、いまだに多くの疑問点が残っているため、NTT 東西殿における対策の妥当性を接続事業者が判断することは困難な状況にあります(主な疑問点については、別添資料 1 参照)。

さらに、行政指導を受け自ら掲げた再発防止策についても、十分な説明責任を果たさない NTT 東西殿の不誠実な対応は、当事者意識を著しく欠いていると言わざるを得ず、今回策定された業務改善計画及び実施計画(※)が確実に遂行されないのではないかと疑念を払拭することができません。事実、弊社共は計画実施後もファイアーウォール機能の徹底が図られていない事例を確認しており、この疑念を強めている状況です(別添資料 2 参照)。

そもそも、問題の本質は、NTT 東西殿の社内に接続事業者の情報が存在していることであり、その情報を使うことで、NTT 東西殿が競争上優位に立つことができるというインセンティブを保有し、接続事業者のみが、自社の情報を不正に利用されるリスクを負うという不公平な競争環境の構図が存在していることにあると考えます。

従って、本件の完全なる問題解決を図るためには、NTT 東西殿の営業部門と第一種指定電気通信設備管理部門(以下、「設備部門」という。)を別会社化し、設備部門を NTT グループの資本関係からも分離することにより、NTT 東西殿の営業部門と接続事業者の競争条件を完全に同一にすることが唯一の策であると考えます。なお、この別会社化における設備部門の分離の方法については、例えば、弊社共が「光の道」議論で提案しているとおり、アクセス回線を保有するアクセス回線会社と通信会社に完全分社化する方法等があると考えます。

総務省殿においては、真に公正な競争環境を確

<p>で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等を徹底していることから、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。(略)」</p> <p>■NTT 西殿</p> <p>「なお、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組みを実施しております。また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところであり、公正競争上問題はないものと考えます。」</p> <p>しかしながら、昨年末に相次いで発覚したNTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿における接続情報の漏洩問題は、まさにNTT東西殿において接続情報に関するファイアウォールが事実上存在しなかった事例であり、これまでのNTTグループに対する公正競争要件に課題があることを示す極めて重大な問題であると考えます。</p> <p>具体的には、本事例を起こしたNTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿が禁止行為の対象になく、現行の法制度がNTTグループの事業運営実態と大きく乖離している点、本事案が活用業務の認可基準等の公正競争要件に悉く反している点(※3)、そして競争セーフガード制度による検証スキームが形骸化していると考えられる点といった現行の公正競争要件における課題が本事例にて明らかになったと考えます。</p>	<p>保するために、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」等において、上述のようなNTTの組織の在り方に踏み込んだ議論を積極的に推進して頂きたいと考えます。</p> <p>※NTT西日本殿 報道発表資料「業務改善計画等の提出について」別紙 業務改善計画(概要)(2010年2月26日) &lt;<a href="http://www.NTT-west.co.jp/news/1002/100226b.html">http://www.NTT-west.co.jp/news/1002/100226b.html</a>&gt;</p> <p>NTT東日本殿 報道発表資料「実施計画の提出について」別紙 実施計画(概要)(2010年3月2日) &lt;<a href="http://www.NTT-east.co.jp/release/1003/100302a.html">http://www.NTT-east.co.jp/release/1003/100302a.html</a>&gt;</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 注視すべき事項については、NTT西日本情報漏洩問題が発生した事実も踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標を設定</li> <li>・ 各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築するなど、今後の各公正競争要件の見直し検討に資するようなより実効的な検証へと見直す必要があると考えます。</li> </ul> <p>なお、本制度の目的はあくまで電気通信市場における公正競争要件の有効性を問うものであり、例年NTT東西殿が指摘されている「不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせない」との事象とは、性質が異なるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、極めて重大な問題であり、徹底した措置を講じる必要があるとの点につきまして</p>	
---	--	--

<p>参照 :※3 NTT 東西殿に対する各種活用業務認可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月)</li> <li>■次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月)</li> <li>■イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月)</li> <li>■戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(平成17年1月)</li> <li>■集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(平成16年7月)</li> </ul> <p>【営業面のファイアーウォールに対するNTT 東西殿による措置】</p> <p>従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。</p> <p>① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</p> <p>(略)</p> <p>【認可条件】</p> <p>(略)</p> <p>加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと</p> <p>(略)</p>	<p>は、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社と同じ考えであります。</p> <p>しかしながら、弊社としましては、本事案の根本的な原因は、NTT 東西の県域等子会社が何ら制約なく活動できる状況にあるためと考えておりますので、講じるべき具体的な措置としましても、NTT 東西のアクセス部門の構造分離や資本分離ではなく、NTT 東西と同じ規制を県域等子会社にも適用することが、何より必要であると考えます。</p> <p>同時に、委託会社への管理監督義務の明確化等、委託会社を通じた不透明な活動を抑止するための措置も講じるべきであります。</p> <p>公正な競争環境を確保するためには、まずは、抜け道のないルール化・透明性の確保等、NTT グループの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を被せることが必要であり、NTT の経営形態につきましては、「グループドミナンス排除」の観点から見直し検討することが、重要であると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配意しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010年3月2日)を策定しました。</li> </ul> <p>現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム面の措置として、他事業者情報の一括抽出規制及び閲覧規制</li> <li>・ 体制整備として、情報セキュリティ推進部の設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門への</li> </ul>	
---	--	--

<p>これらの課題を解決し公正な競争市場環境を確保するためには、本意見書の冒頭でも述べた通り、以下のようなNTTグループの組織形態及び業務実態に応じた公正競争要件の再構築を行うことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為規制及び特定関係事業者の見直し</li> <li>・活用業務制度の在り方の見直し</li> <li>・競争セーフガード制度について実効的な検証制度への見直し</li> </ul> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 本年2月4日、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いについてNTT西日本殿に対して業務改善命令が出されたこと、および、これに関連してNTT東日本殿に対して行政指導が行われたことを受け、NTT西日本・東日本殿各々による業務改善計画・実施計画の策定、総務省殿への四半期毎の実施状況報告が行われているところです。</p> <p>総務省殿においては、本事案の再発防止のため、十分な原因究明とNTT東・西殿における業務改善策の有効性に対する厳格な検証を行うとともに、接続部門が他事業者から得た情報を営業部門から実効上分離するための根本的な措置を実施いただくことをあらためて強く要望します。</p> <p>本年4月20日に開催された総務省の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「過去の競争政策レビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」の合同ヒアリングにおいて、日本電信電話株式会社殿から「改善策について、今後、第三者機関によるチェックを追加実施する考えです。」との表明があり、これを受けて、NTT東・西殿が自ら選定した外部機関によるチェックが本年8月末までに完了したと伺っておりますが、これについては客観性・透明性・検証可能</p>	<p>移管、県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員教育等の充実として、子会社も含めた規程類の充実、研修の拡充</li> <li>・点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主点検周期の短縮化監査項目の追加</li> </ul> <p>等を実施しています。</p> <p>この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。</p> <p>今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。</p> <p>したがって、公正競争は確保されていると考えており、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直し等の追加的措置は必要ないと考えます。</p> <p>また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。</p> <p>(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み</p>	
--	---	--

性の点から不十分であると考えます。

弊社共、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としては、上記業務改善命令に係る電気通信事業紛争処理委員会殿の答申において指摘されている「措置に対する客観的な検証可能性への配慮」の確保の観点から、NTT 西日本殿のみならず NTT 東日本殿に対しても、利害関係者から独立した公平性のある第三者が、問題点が改善されたか否かについてのチェック項目と手順を予め明らかにした上で定期的に監査を行ってその結果を公表するといった、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるような何らかの透明性の高い監視の仕組みを導入すべきと考えます。

(イー・アクセス、関西ブロードバンド、ケイ・オプティコム、KDDI、彩ネット、ZIP Telecom、ジャパンケーブルネット、ジュピターテレコム、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、新潟通信サービス、フュージョン・コミュニケーションズ、マイメディア、ミクスネットワーク)

■ 他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令(平成 22 年 2 月 4 日)を厳粛に受け止め、業務改善計画(平成 22 年 2 月 26 日)の遂行等を通じ、再発の防止に努めてまいります。

・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。

(NTT 西日本)

項目	実施内容	実施時期
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム種別からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21. 12月
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22. 5月
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22. 6月
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・黒塚等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月
・規程類の見直し	・お客情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・黒塚等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22. 5月
・研修の充実	・当社及び黒塚等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22. 7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22. 5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22. 5月
・業務監査	・実施計画に基づき「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び黒塚等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22. 5月
・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22. 6月

(NTT 東日本)

■ 外部機関によるチェックについては、3 月に策定した他事業者情報の適正な取扱いに関する実施計画の有効性及び取組み状況について、いずれも有効であるとの調査結果を 8 月末に受けており、その旨を総務省にも報告しています。

チェック結果について具体的に申し上げますと、有効性のチェックでは、外部機関が、他事業者情報を扱う業務において他事業者情報が営業部門に渡るおそれが残っていないかという観点からチェックを行いました。その結果、実施計画の対策が、想定されるリスクに対して有効に機能しているとの調査結果をいただいています。

また、実施状況のチェックでは、実施計画が予定どおり実施されているかの観点から、地域子会社

	<p>の営業部門・設備部門に出向き、システムの表示や規程類の確認、社員等への質問を行うなどの方法により、チェックを受けております。その結果、計画どおりに取り組んでいるとの調査結果をいただいております。</p> <p>この外部機関のチェックは、「検証可能性」に配慮して、総務省への実施状況の報告を行うだけでなく、自主的に外部機関にもチェックをしていただくこととしたものです。</p> <p>また、外部機関によるチェックについては、</p> <p>① NTT 東西と資本関係がなく、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有する外部機関が、自らの判断によりチェックする項目や方法を定めて実施</p> <p>② チェックの結果は、9月3日の総務省への実施状況報告、10月22日の事業者説明会におけるご説明、</p> <p>する等、「客観性」「透明性」に十分配慮した検証になっていると認識しております。</p> <p>当社としては、今後も、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社は、昨年度の兵庫及び北陸での事案(以下、昨年度事案)を受け、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策を行うこととした業務改善計画(平成22年2月26日)により、他事業者情報を営業部門から隔絶する措置について、既に策定・実行しているところであります。</p>	
--	--	--

- ・ 業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを8月までに完了しています。チェックの結果、業務改善計画に記載された施策は計画通りに遂行されており、同一ケースの再発抑止に効果がある、という旨の調査結果をいただいております。当該チェック結果については、関係する電気通信事業者様に対し書面でお知らせするとともに、10月22日には説明会を開催しております。当該外部機関には、情報セキュリティに関する多くの監査を実施した実績があり、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有するとともに、当社と資本関係がない機関を選定したことから、当社としては客観的なチェックが行われたものと考えており、今後も必要に応じて外部機関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施していく考えです。また、昨年度事案に関する関係事業者への説明会を合計3回(4月、8月、10月)開催し、事案の全容、事案発生後に講じた措置について説明を行っております。
- ・ したがって、他事業者様が提起されている「NTT東西殿の情報管理プロセスが客観的に検証され、適正性が担保されるような仕組みの導入」、「透明性の高い監視の仕組みの導入」などの新たな措置は不要であると考えます。  
(NTT西日本)
- 当社は、本事案については、営業部門における他事業者情報に係る顧客情報管理システム端末に不十分な点があったこと、並びに営業部門における他事業者情報の取扱いに関するルール等が徹底されていなかったことに起因すると考えております。
- ・ 他事業者情報の取扱いについては、業務改善命令(平成22年2月4日)を踏まえた業務改善計画

	<p>(平成 22 年 2 月 26 日)に則り、顧客情報管理システム端末における他事業者情報の一括抽出規制、閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管するなどの業務面の措置を講じております。更に、規範意識強化及び監査・監督体制強化の観点から、社内規程や運用ルールの見直し、点検の強化、研修の充実等の取組を実施しております。この取り組みについては、外部機関より、業務改善計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8 月末で完了しており、今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、NTT 東西の組織のあり方については、競争セーフガードの検証対象ではないと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見 3 3 NTT 東西の 1 1 6 窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている。こうした事例の発生を防ぐため、ファイアウォール措置を実質的に担保する体制の構築が必要。</p>	<p>再意見 3 3</p>	<p>考え方 3 3</p>
<p>■ NTT 東・西の 1 1 6 窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT 東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ 1 1 6 窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告</p>	<p>■ 【116 におけるフレッツ勧誘】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿も指摘しているとおり、116 窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例は依然として存在しており、電気通信市場の公正な競争環境に支障を及ぼしている状況に変化はありません。この問題については、2009 年 2 月に総務省殿から NTT 東西殿に行政指導が行われたにも係らず、依然として改善されていない状況に鑑み、当該行為に対して罰則を課す等の実効性のある指導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離させることや、それぞれの受付窓口業務を NTT</li> </ul>	<p>■ 本意見に指摘されている事案について、NTT 東西は、116 番への加入電話又は INS ネット 64 の移転申込みを行う顧客に対し、当該顧客からの要望が無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行うことを厳格に禁じており、公正競争を阻害している事実はないと主張している。</p> <p>■ 本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても行政指導や注視すべき事項とするなどの対応を行ってきたところであるが、一昨年 NTT 西日本及びその県域等子会社において接続情報が目的外に提供された事案が発生したこと</p>

<p>されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT 東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 接続に関して知りえた情報の目的外利用</p> <p>116におけるフレッツ勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西殿の116窓口において利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業について、当該行為が行われることのないよう2007年度、2008年度の検証において、NTT 東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請されその履行状況の報告を求めるとする措置が行われたところです。</li> <li>しかしながら、弊社共にて実施したアンケートによると、上述の行為に関する事例は昨年度とほぼ同じ傾向を示しています。総務省殿のこれまでの対応は不十分であり、その結果、FTTH市場におけるNTT 東西殿の独占化に拍車をかけている現状は極めて問題であり、直ちに是正を行う必要があると考えます。</li> <li>具体的には、総務省殿において、指導後の違反事例について罰則を課す等、より実効性のある指導を行うと共に、116窓口とフレッツサービス受付セ</li> </ul>	<p>グループ以外の会社に委託する等の踏み込んだ措置を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 116窓口における不適切なBフレッツ勧誘については、今までも競争セーフガード制度において行政指導や注視すべき事項への指定の対処がなされていますが、毎年のように問題事例の報告が絶えず行われており、現在の競争セーフガード制度上の対処だけでは抜本的な対策は難しいと考えます。</p> <p>現在の116窓口におけるBフレッツサービス営業の考え方は、「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」(平成18年6月総務省)において、利用者利便性の観点から、当面利用可能と整理されているところです。しかしながら、本年度の競争セーフガード制度の検証においては、行政指導等の対処はもちろんのこと、毎年のように問題事例の報告がなされている現状を踏まえ、公正競争確保の観点から再度考え方の整理が行われるよう、次の検討ステップへの道筋が示されるべきであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 当社の116窓口においては、お客様が他社DSLサービスをご利用の場合には、加入電話の移転・廃止等の注文を受け付けた際に当該事業者へもサービス廃止等の手続きが必要となることから、従来よりその旨の注意喚起を行うこととしています。</p> <p>しかし、その場合でも、他事業者名を特定することはできないことから、具体的なADSL事業者名を当方から案内することはできません。</p> <p>また、営業部門において他事業者情報を取扱わない体制を構築する観点から、他事業者情報の閲覧規制を2010年5月に実施した結果、お客様がど</p>	<p>を受け、昨年2月、他事業者情報の取扱いに関する業務の在り方について、NTT 西日本に対して業務の方法の改善及びその他の措置を講じることを命令、NTT 東日本に対して業務の運営の在り方について要請を行った。</p> <p>これを受けて、NTT 東西において、116窓口における他事業者情報の閲覧規制を実施している。仮にNTT 東西による措置が徹底されず116窓口において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下「共同ガイドライン」という。)に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触する又は潜脱することとなるおそれがある。</p> <p>このため、NTT 東西における改善計画、実施計画の適切な履行が図られるよう、引き続き注視していくこととする。</p>
--	---	--

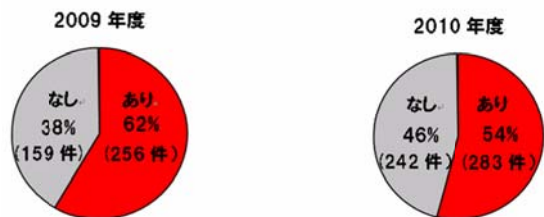
ンターの所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置を併せて対策として実施すべきと考えます。当該問題が放置された結果、NTT グループの独占の進行による市場支配力の拡大に、歯止めをかけることができなければ、総務省殿は規制機関としての信頼を勝ち取ることができないものと考えます。

(弊社共実施のアンケート)

116 における回線移設手続き時の利用 ADSL 事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果

①利用 ADSL 事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象)

Q:NTT116 番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL 事業者まで連絡するようという案内が、NTT からありましたか。



②具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB) 利用の案内 (対象:①で「利用 ADSL 事業者への連絡案内があった」と回答した方)

Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内が NTT116 番担当者の方からありましたか？

のサービスをご利用しているのか把握することができなくなっていますが、他事業者からは、移転・廃止等の注文受付時に他事業者へ連絡するよう注意喚起を行うことは継続してほしいとの要望を受けています。

これを踏まえて、加入電話の移転、廃止等の注文を受付した場合、全てのお客様に対し他事業者サービスの利用有無を確認したうえで、お客様から他事業者へ契約変更・廃止等の手続きを行う必要がある場合には、当該事業者へご連絡いただくよう注意喚起を行うこととしました。

したがって、閲覧規制の前後を問わず、当社からお客様に対しご利用中のADSL事業者へ連絡するよう注意喚起を行っていることについて、公正競争上の問題は一切ないと考えます。

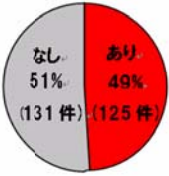
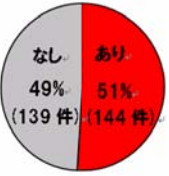
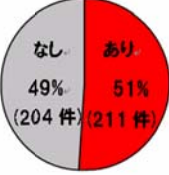
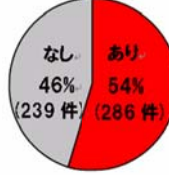
また、当社は、116 番への加入電話又はINSネット 64 の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客様からのご要望が無いにもかかわらず、フレッツ光の営業活動を行うことについても、当該行為を厳格に禁じています。

なお、当社の 116 窓口におけるフレッツ光の対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害するものではありません。

以上のとおり、ソフトバンク殿、KDDI殿によるいずれの指摘もあたらず、公正競争を阻害している事実はないことから、これまでに実施した措置に加えて、新たな措置を講じる必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものをを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員

<p>2009年度</p>  <p>なし 51% (131件) あり 49% (125件)</p> <p>2010年度</p>  <p>なし 49% (139件) あり 51% (144件)</p> <p>③フレッツ勧誘有無（対象：全アンケート回答者対象） Q：NTT が提供されているインターネットサービス（フレッツ）についての勧誘はありましたか？</p> <p>2009年度</p>  <p>なし 49% (204件) あり 51% (211件)</p> <p>2010年度</p>  <p>なし 46% (239件) あり 54% (286件)</p> <p>調査期間：2010年6月中旬～2010年6月下旬 調査方法：Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 回答総数：525件 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更に、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を不可としております。また、閲覧規制の実施にあたっては、各事業者様のご意見を踏まえ、お客様利便性確保の観点から、116にて加入電話の移転、廃止等の注文を受付した際、他事業者サービスをご利用の場合には当該事業者あてに当該サービスの移転等手続きを連絡していただく必要がある旨を、従来同様、注意喚起を行うこととしています。</li> <li>また、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。</li> <li>なお、フレッツサービス等の受付センタと116センタを同一とするか否かは当社の業務運営の問題であり、そもそも、競争セーフガード制度の検証対象ではないと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見34 NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われている。規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社にも適用する等の措置を講じるべき。</p>	<p>再意見34</p>	<p>考え方34</p>
<p>■ 県域等子会社とNTT 東・西及びNTTグループ各</p>	<p>■ 各社殿意見にあるNTTグループドミナンスに関す</p>	<p>■ NTT 東西から県域等子会社への業務委託は</p>

<p>社の一体営業</p> <p>NTT 東・西の県域等子会社による携帯電話の販売は、NTT 東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じて NTT ドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、これは子会社を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。こうした子会社を通じた固定と移動のセット販売や、NTT 西日本事案のような接続で知り得た情報の本体から子会社への提供を踏まえると、県域等子会社を介した NTT グループの一体営業の実態が浮かび上がります。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲を子会社等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 子会社を通じた脱法的な共同営業</p> <p>NTT 東西殿への規制の子会社への適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共調べによると、県域等子会社が運営する一部の販売店において、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が依然として散見されますが、※5 これは子会社を介した実質的な NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の一体営業に他なりません。</li> <li>このような県域等子会社を通じた排他的な一体営業等の実態については、これまでも各接続事業者から指摘されてきたところであり、総務省殿の考え方においても公正競争阻害の恐れが指摘されているところです。</li> <li>しかしながら、これまでに総務省殿から出された指導は、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うことにとどまるものであり、さらに 3 年連続して指導が出されている</li> </ul>	<p>る各事案は、競争セーフガード制度においても毎年のように報告されていますが、検証結果としては注視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には未だ至っておりません。</p> <p>各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西日本情報漏洩問題をみても明らかなように、現在は NTT グループ間の連携が非常に容易で強大な市場支配力の行使が可能な組織構造になっていることにあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競争要件の見直しが一切行われてきていなかったことにあると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。</p> <p>会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>また、県域等子会社による NTT ドコモの代理店業務については、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、排他的な一体営業はありません。</p>	<p>NTT 東西の経営の効率化の観点から行われていることから、それを制限するような措置をとることは望ましくないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば、NTT 東西がその子会社に業務委託した場合に当該子会社が委託を受けた業務に関し反競争的な行為を行うことは当該規制を事実上潜脱するものとして看過し得ないと考えられる。このことから合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところであり、当該基本方針等に基づき、子会社等との一体経営への対応を含む電気通信事業法等の改正案が、今通常国会への提出に向けて閣議決定されている。。</p> <p>なお、本件については、これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態の報告を要請する等の対応を行ってきたが、上記改正法案に係る規定の整備等と並行して、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく必要があるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。</p>
--	---	---

<p>にもかかわらず、今に至るまでなんら事態の改善につながっていないことに鑑みれば、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できないことは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方で、当該問題は、タスクフォース「光の道」ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において、取り挙げられ、県域等子会社の規制の在り方等について議論が行われているところです。ワーキンググループで議論を尽くし、NTT 東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることは当然のこと、ドミナント規制の在り方の見直し議論が行われる中で電気通信事業法第 31 条等を見直すことで、県域等子会社にもNTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用すべきと考えます。</li> </ul> <p>※4 県域等子会社のホームページ上で、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売している旨を掲載 NTT-西日本-東海 &lt;<a href="http://www.NTT-west-tokai.co.jp/original/index.html">http://www.NTT-west-tokai.co.jp/original/index.html</a>&gt; NTT-西日本-中国 &lt;<a href="http://www.NTT-west-chugoku.co.jp/keitai.html">http://www.NTT-west-chugoku.co.jp/keitai.html</a>&gt; (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 1. 県域子会社・販売代理店における情報管理について NTT西日本あるいはNTT西日本の代理店を名乗る者からの自宅固定電話へのプレッツサービスの勧誘が、いまだ散見されます。 この点、NTT西日本は、販売代理店等が独自に作成した名簿等を用いて架電しているものであり、</p>	<p>したがって、県域等子会社を特定関係事業者に指定して規制を強化する必要はないと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>■ 販売代理店については、従来より各社独自の情報に基づいて営業活動を展開しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様情報及び他事業者情報(以下、他事業者情報等という)を取り扱う業務を委託する場合は、当該委託先に対し、業務委託契約書等において、他事業者情報等の適正な取扱いに関する管理・監督・指導についての責任者の設定、他事業者情報等の目的外利用の禁止や情報セキュリティに関する安全管理措置、事故発生時のペナルティ等について規定するとともに、規範意識強化の観点から、公正競争条件確保や情報セキュリティ強化に向けた社員研修を徹底して実施しているところです。</li> <li>特に県域等子会社等については、情報管理体制や自主点検等についてより厳格な情報管理義務を定め、NTT 西日本と同等の情報管理ルールを課しているところであり、また県域等子会社の営業部に対し、業務用PCの総点検を実施するなど、更なる点検強化を図っています。</li> <li>なお、他事業者情報等を取り扱う業務を再委託する場合には、NTT 西日本の書面による同意を必要としております。また、一次委託先に対し、再委託先にも一次委託先と同等の情報管理を義務づけるよう求めるとともに、再委託先の行為について、一次委託先が責任を負うことを規定するなど、厳格な管理・監督を行っております。 (NTT 西日本)</li> </ul> <p>■ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものと考え</p>	
--	---	--

<p>NTT西日本としては関知していないとのスタンスですが、昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過(※)を鑑みると、接続情報や顧客情報が利用されているとの疑念がぬぐえないことから、改めて、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め全県域等子会社・全販売代理店を調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>特に、業務委託先等への管理・監督責任があるNTT西日本においては、不適切な行為が発覚した場合は、当該契約を打切るという断固とした姿勢をもって、再委託や再々委託等、間接的な契約先を含め県域等子会社・販売代理店の管理・監督を行うことが肝要と考えますので、その点強く指導いただくことを要望いたします。</p> <p>※兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供の発生状況・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接規制のかからないNTT西日本-兵庫、販売代理店が介在する形で発生した</li> <li>・ 廃棄した顧客データと概ね一致する顧客データが、NTT西日本-兵庫内に存在していたにもかかわらず、本年6月になってはじめて認知されている</li> </ul> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>ております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の県域等子会社による NTT ドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアーウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。</li> <li>・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、適正な取扱いについて業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところではありますが、他事業者情報の取扱いについては、業務改善命令(平成 22 年 2 月 4 日)を踏まえた業務改善計画(平成 22 年 2 月 26 日)に則り、顧客情報管理システム端末における他事業者情報の一括抽出規制、閲覧規制などのシステム面での措置、受注等処理業務の一部を設備部門へ移管するなどの業務面の措置を講じるとともに、規程等の見直し・点検の強化・研修の充実等の規範意識強化、監査・監督体制の強化の措置を講じております。この取り組みについては、外部機関より、業務改善計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しており、今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。</li> <li>・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、県域等子会社に対してNTT東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見35 ドコモショップは NTT ドコモの一部と見な	再意見35	考え方35

<p>すことができることから、NTT ドコモと同等の禁止行為規制を課し、グループ他社の商品の販売禁止等の措置を講じるべき。</p>		
<p>■ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ドコモショップにおける B フレッツ販売</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共は過年度の本制度の意見において、一部のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等による値引きの実態について指摘しておりますが、依然として、このような状況が継続しています。</li> <li>・ この点について、総務省殿は、2009 年度の本制度の運用に関する意見及びその考え方において、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとの考え方を示していますが、これは実態に即したものになっていないと考えます。</li> <li>・ ドコモショップについては、専ら株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTT ドコモ」という。)殿の製品、サービスを取り扱う店舗である実態、及び多くのユーザの認識を考慮しても、ドコモショップに、NTT グループ以外の事業者のサービス契約を目的に訪問するユーザは想定できず、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられません。このような状況を踏まえると、ドコモショップは NTT ドコモ殿の一部とみなすべきであり、代理店が運営する店舗での行為であるとしても、実質的な排他性が十分に存在するものと考えます。</li> <li>・ 従って、総務省殿は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライ</li> </ul>	<p>■ 各社殿意見にある NTT グループドミナンスに関する各事案は、競争セーフガード制度においても毎年のように報告されていますが、検証結果としては注視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には未だ至っておりません。</p> <p>各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西日本情報漏洩問題をみても明らかのように、現在は NTT グループ間の連携が非常に容易で強大な市場支配力の行使が可能な組織構造になっていることにあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競争要件の見直しが一切行われてきていなかったことにあると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTT ドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社と NTT ドコモとの間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、NTT 東西とドコモによる排他的な営業行為に当たらないと考えます。</p> <p>したがって、NTT グループ商品の取扱いを禁止する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTT ドコモ殿との代理店契約とは別に、当社と</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について NTT 東西及び NTT ドコモは、ドコモショップを運営する代理店が、自らの経営判断によってそれぞれと販売契約を結び販売しているにすぎず、NTT 東西と NTT ドコモとの間に共同の営業行為は発生していないとしており、排他的営業行為に該当するとの論拠が十分に得られているわけではない。</p> <p>あくまで販売代理店が独自の判断で NTT 東西と代理店契約を締結し販売している場合にはこれをもって直ちに排他性があると言えるものではないが、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(平成 4 年 4 月 28 日)(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p>

<p>ン」という。)に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置や、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォールの確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置を早急を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>の販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。</li> <li>なお、過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT 東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、新たに具体的な根拠等が示されているものでもないことから、改めて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で NTT 東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</li> </ul> <p>(NTT ドコモ)</p>	
<p>意見36 家電量販店における NTT 東西・NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモの各サービスの一体的な販売活動は公正な競争環境を阻害するため、NTT 東西及び NTT ドコモに対し販売代理店の監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべき。</p>	<p>再意見36</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取</p>	<p>■ 家電量販店等を通じた、特定関係事業者やドミナ</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案のうち、NTT</p>

<p>扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISP に対する差別的取扱い) OCN の優先的取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が依然として行われています。</li> <li>これら事案が、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の主張するように、代理店の判断によるものか、実態を調査すべきと考えます。</li> <li>仮に代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿においては、十分な検証を行わず NTT 西日本殿の情報漏洩問題を引き起こしたというこれまでの検証の甘さを認識の上、より踏み込んだ検証を行うべきと考えます。</li> <li>具体的には、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨に鑑み、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿は、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。上記対応を行わないのであれば、市場における問題の放置に他ならず、総務省殿として信頼を再び勝ち得ることは</li> </ul>	<p>NTT 事業者同士のサービスの一体的な販売は、事実上、固定と移動をセットで販売する一体営業であり、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条を潜脱する営業活動であることから、禁止行為の対象範囲を拡大する必要があると考えます。</p> <p>前述の通り、販売代理店であっても、販売活動自体は、禁止行為対象事業者による行為と同じであるため、NTT 東・西は代理店の販売活動についても指導・監督責任があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家電量販店等の販売代理店がどのISPを取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、NTT 東西と NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモとの排他的な共同営業には当たりません。また、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</li> <li>(NTT 東日本)</li> <li>■ 過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、本年度の意見についても、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。</li> <li>■ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにも関わらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題で</li> </ul>	<p>東西がOCNを優先的に取り扱っているとの指摘については、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズは、家電量販店が自らの判断で個別に契約関係を結んでいるにすぎず、家電量販店を通じた営業活動については独立して実施されているとしている。また、フレッツ光とNTT ドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与等の指摘については、NTT ドコモは販売代理店がNTT ドコモとの代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策としてポイント付与を行っているとしており、両事案において、排他的営業行為に該当するという論拠が十分に得られているわけではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ しかし、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</li> </ul>
---	---	---

<p>できないものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 2. 家電量販店等を通じた営業活動について 家電量販店等での NTT 東西・NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT 各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされております。 そのようななか、フレッツでの地デジ対策として、NTT グループが資本参加する事業者が提供する映像サービス(フレッツ・テレビ、ひかりTV)も同様に取扱われる等、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していくものと想定されます。 結果的に、家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、また NTT 再編の趣旨にも反するものと考えます。 また、NTT 各社サービスの一体的な販売活動が拡大することは、情報通信市場全体の競争環境に深刻な影響を及ぼすことから、一概に家電量販店等の経営判断によるものと結論づけることなく、NTT 各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、検証することが必要であると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>あると考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ 弊社は、NTT 東日本、西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を通じた営業活動について独立して実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。 さらに、昨年度の競争セーフガード制度における検証結果において「当該代理店の販売施策が『自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠は十分でない』」との考え方が示されております。 このような状況において、代理店の営業活動に関する追加的なルール整備を行うことは、その合理性を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。 (NTT コミュニケーションズ)</p> <p>■ ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で NTT 東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。 (NTT ドコモ)</p>	
<p>意見37 NTTファイナンスのNTTグループカードによるセット割引や、NTT が検討中であるとされるNTTファイナンスによる料金一括請求について</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>

<p>は、NTT グループの排他的な連携により公正競争を害するものである。</p>		
<p>■ NTT ファイナンスによる NTT グループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT 持株の傘下にある NTT ファイナンスが、NTT ドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有する NTT 東・西と、NTT グループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。また、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> <p>さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTT ドコモの携帯電話、NTT 東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTT コミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中に NTT ファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>これが事実であるならば、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、本来は持株会社体制の廃止によって対処すべきです。それが実現するまでの暫定的な応急措置として、「関係事業者」の判断基準に、資本関係のみならず、当該事業者の取引総量において NTT グループが占める割合を含める(例:取引総量の50%以上を NTT グループが占めるのであれば、関係事業者とみなす。)こと等により、排他的か否かを実効性の観点から判断すべきであると考えます。その上で、公平な取扱いにより競争を機能させるという観点から、接続事業者が NTT グループと同等に、</p>	<p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTT に対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年の NTT 再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この間、NTT は、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。</li> <li>・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。</li> <li>・ NTT としては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。</li> <li>・ このような観点から、NTT 東西及び NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。</li> </ul>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTTドコモは自社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しているとしている。</p> <p>当該特典は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせ提供されており、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。</p> <p>また、御指摘の一部新聞報道については、NTTは、6月1日付のニュースリリースにおいて、顧客の利便性向上の観点から料金請求の一本化に取り組む検討を行っているが具体的な内容は固まっていないとしている。</p> <p>しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年12月4日)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注</p>

<p>例えば NTT 東・西の加入電話やフレッツ等を自社サービスとセットで請求スキームを用意すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉(ISP に対する差別的取扱い) NTT ファイナンス殿を介した優先的取扱い &lt; NTT グループカードによるセット割引 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 持株殿傘下(NTT 持株殿 91.1%所有)の、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについて、共同ガイドラインで禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当する恐れがあることを過年度の弊社共の意見で指摘しているところ。</li> <li>同サービスの対象である NTT グループ外の企業は、大手 ISP2 社(NEC ビッグロブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿)に過ぎず、昨年度の時点から当該サービスの対象企業に変化はなく、実質的な一部の電気通信事業者に対する優先的取扱いが解消されたとはいえません。</li> <li>このような状況を黙認することは、NTT グループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTT グループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTT グループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドラインに規定する「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の禁止を厳格に運用する観点から、関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「おまとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</li> <li>近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。</li> <li>それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故に NTT グループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</li> </ul> <p>(NTT)</p> <p>■ 当社から NTT ファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまで NTT ファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。 (NTT ドコモ)</p>	<p>視していくこととする。</p>
---	---	--------------------

等の措置を講じるとともに、NTT 持株殿の子会社・関連会社に対し、NTT グループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置を講じることが必要と考えます。

〈NTT ファイナンスによる一括請求〉

- ・ 本年6月1日に、NTT ファイナンス殿が NTT グループ企業の料金一括徴収サービスを開始する旨が日本経済新聞より報じられました。
- ・ 現状では、NTT ファイナンス殿及び NTT グループ企業からは当該サービスの開始について正式発表されていませんが、固定ユーザ約 6500 万、移動体ユーザ約 5600 万という契約数※6をもとに NTT ファイナンス殿が料金一括徴収サービスを開始すれば、巨大なアドバンテージを持ったファイナンス企業が誕生することとなり、クレジットカードや料金徴収に関する市場において、大変な脅威となることが想定されます。
- ・ NTT ファイナンスについて、独占禁止法上の問題が生じないか、公正取引委員会が監視する必要がある一方、総務省殿においては、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等が NTT ファイナンス殿を中核として、脱法的に排他的な割引サービス提供等のグループ連携を行わせないよう、未然の防止や監視等の措置を講じる必要があると考えます。

※5 NTT グループ HP(2010年3月末データ)〈

<http://www.NTT.co.jp/ir/fin/subscriber.html>〉

固定は加入電話、INS ネット、フレッツ ADSL、フレッツ光、ひかり電話契約数の合計値、移動体は携帯電話契約数。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

意見38 レイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能について、その接続料算定プロセスをすべて公開し、総務省も再度検証すべき。	再意見38	考え方38
<p>■ 接続料の適正性の検証</p> <p>事業法第30条第3項第3号は、「他の電気通信事業者(以下中略)に対し、その業務について不当に規律をし、又は干渉すること」を禁止しています。一方、事業法第34条第3項第4号は接続料の水準を規定し、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」は、より具体的に、接続料原価の算定プロセスや原価として算入すべきコストや利潤等を記載しています。然るに、当該ガイドラインにおいても、接続料算定式(特定された原価から接続料をどのように導出するか)については記載されておらず、接続約款に記載されている接続料が適正であるか否かを検証するしくみが全く明らかにされていません。このことにより、第二種指定電気通信事業者が、事業法第34条第3項第4号が規定する接続料水準より高い接続料を接続事業者に課し、相対的に自己にとって有利な取引を行い、「他の電気通信事業者の業務について不当に規律している」可能性を否定できません。第二種指定電気通信事業者がどのような算定式を用いて接続料を算定したのか、特に、設備の処理能力(容量)に基づく接続料であるべきレイヤ3接続機能とレイヤ2接続機能について、その接続料算定プロセス(特に算定式)をすべて公開するとともに、総務省殿においても再度検証していただくことを強く要望します。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>■ 当社の移動体接続料については当然適正に算定されています。</p> <p>接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、固定市場のように規制を課する必要性は認められず、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度については基本的に不要であると考えます。</p> <p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力のある事業者が存在することから、当該事業者に対し行為規制が課されていることについては、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。</p> <p>現行の行為規制以外については、ガイドライン等で行政がルール化することは、かえって市場全体の接続料の適正性を歪めたり、硬直化を招くことになりかねないため、事業者間の協議による自主的なルールに基づいて実現することが適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 本件については、昨年の情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の検討において整理が図られ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、事業者は定められた様式により「総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当」とされ、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かに</p>	<p>■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、二種指定事業者は、接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当であり、総務省は、当該接続料の算定が二種指定ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととしている。ただし、当該算定根拠には、二種指定事業者の経営上の機密に関する情報が含まれていることから、少なくとも、算定プロセスを全て公開することは適当でない。</p>

ついて、必要な検証を行う」とされているところです。

当社は、当該ガイドラインに則り、適正に対応していく所存ですが、総務省殿においては、二種指定事業者以外の事業者を含め、提出された算定根拠に基づき接続料の適正性について検証を行い、事業者間の接続料格差の適正化を図っていただきたい。

(NTTドコモ)

■ 2009年10月16日の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申では、「一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示している。(中略)まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。」と整理され、二種指定事業者に限定した「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が整備されたところです。

しかしながら、当時接続料が高止まりしていた非指定事業者の接続料は、他の携帯電話事業者と比べ依然として高い状況にあり、また、その算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあり、当該事業者の自主的な取組みに委ねるだけでは、接続料の適正性・透明性の確保は、期待されないと考えます。

したがって、総務省殿においては、早急に、携帯事業者間の接続料格差を是正するための措置を講じていただくか、もしくは、第二種指定電気通信設備制度の対象を全ての事業者を対象とする等、接続料の適正性・透明性の向上を図るための仕組みづくりの検討に着手していただきたいと考えま

	<p>す。 (NTT 東日本)(再掲)</p> <p>■ 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。</p> <p>イー・アクセス殿、テレコムサービス協会殿が主張されるとおり、同ガイドラインに基づく接続料の算定プロセスやそのガイドラインの運用状況の検証については、当社としても必要だと考えますが、その検証に関しても、全ての携帯事業者を対象に行われるべきであると考えます。</p> <p>また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)(再掲)</p>	
<p>意見39 コンテンツのメニューリストへの掲載については、通信事業者による不当な扱いを受けているといった状況はない。</p>	<p>再意見39</p>	<p>考え方39</p>

<p>■ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(08年8月改訂。以下「共同ガイドライン」)では、事業法上の問題となる具体的な行為の例が「第4 コンテンツの提供に関連する分野」などに掲げられており、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(以下、当法人)に所属する会員企業等であるコンテンツプロバイダーでは、特にメニューリストへの掲載について、通信事業者より不当な扱いを受けるといった状況は見当たらないと考える。よって、禁止行為規制の運用状況としては、民間事業者間での協議により円滑に運用されているものとする。</p> <p>(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>		<p>■ 本意見では特にメニューリストへの掲載について、通信事業者より不当な扱いを受けるといった状況は見当たらないとしているが、第二種指定電気通信設備を設置する事業者のうち禁止行為規制の適用を受ける者が特定のコンテンツプロバイダに対し不当な規律・干渉を行っていると思われる場合は第30条第3項第3号に抵触するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p>
<p>意見40 NTT東日本は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていない。</p>	<p>再意見40</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ 当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えておりますが、昨年度の検証結果においても、複数の事項が引き続き注視していくものとされています。</p> <p>引き続き注視していく事項として検証結果に記載されること自体、当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせかねないことから、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に注視事項とされたものについて、現に公正競争上の問題が生じていないものは、あらためて注視事項として記載しないよう見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」における当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、行為規制が及ばないNTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTTファイナ</p>	<p>■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検証結果」に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、平成20年2月18日、平成21年2月25日、及び平成22年2月19日、NTT東西に対して要請を行い、その講じた措置について報告を受けたところである。</p> <p>要請した事項については、NTT東西による取組みがなされているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT東西の取組みが不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p> <p>■ NTTに係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえ</p>

	<p>ンスを通じたグループ各社の請求一本化など、脱法的な行為が公然と行われています。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門を NTT 東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があり、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力による「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 注視すべき事項については、NTT 西日本情報漏洩問題が発生した事実も踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標を設定</li> <li>・ 各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築するなど、今後の各公正競争要件の見直し検討に資するようなより実効的な検証へと見直す必要があると考えます。</li> </ul> <p>なお、本制度の目的はあくまで電気通信市場における公正競争要件の有効性を問うものであり、例年 NTT 東西殿が指摘されている「不公正な行為を行っているかのような誤解を生じさせない」との事象とは、性質が異なるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 《制度の運用について》 競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題</p>	<p>で「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が、今国会への提出に向けて閣議決定された。</p> <p>■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととする。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。</p>
--	--	--

	<p>提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、少なくとも、全てを注視事項として、継続的にウォッチすることが必要であります。</p> <p>昨年兵庫県にて発生した NTT 西日本による接続情報の不正提供は、NTT 西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT 東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT 東西及び NTT 東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対して NTT 東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p> <p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT 東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っているものと考えます。</p> <p>《規制強化について》</p> <p>NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原因でもあります。</p> <p>そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTT グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。</p>	
--	--	--

	<p>また、活用業務は、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて認可可否を検証すべきであると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	
--	--	--

### 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見41 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTTデータ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきである。</p>	<p>再意見41</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ 特定関係事業者制度の形骸化 NTTドコモ殿等の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定関係事業者の範囲を検討するに当たり、総務省殿は昨年度、以下のような考え方を示しています。 「一昨年度の検証結果では、まずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない。」</li> <li>ここ2、3年における営業部門の統合やNTTファイナンス殿による一括請求等、NTTグループ会社間の連携が加速度的に進展している環境変化が、NTT再編の趣旨の形骸化につながることは明らかであり、「一昨年度の検証結果を変更する特段の事情」に十分値するものと考えます。</li> <li>従って、総務省殿においては、業務の連携等を図るグループ会社等が増大している点も踏まえて、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・</li> </ul>	<p>■ 特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコムが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることに加え、活用業務が認められたことによってNTT東・西の業務範囲が拡大し、本来NTTコムが担うべきNGNのような業務をNTT東・西が行うこととなった結果、特定関係事業者制度が前提とするNTT東・西とNTTコムとの関係が、NTT東・西内部の設備部門と利用部門との関係に置き換わることによって同制度が形骸化し、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間の同等性が損なわれて、同制度の効果が発揮できていない状況にあると考えます。</p> <p>このような状況が生じた根本的な原因は、前述のとおり、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、ボトルネック設備を保有するNTT東・西に対して、活用業務制度を</p>	<p>■ 電気通信事業法第31条第1項及び第2項は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制には該当しない行為について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことに鑑み、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、特定関係事業者との間においてさらに厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。</p> <p>■ 子会社等との一体経営への対応については、これまでも競争セーフガードの検証等に基づきその状況を注視してきており、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、電気通信事業法等の改正案が、今国会への提出に向けて閣議決定されている。また、上記の措置を含む合同部会取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととされている。</p>

<p>ティ エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者に対しても特定関係事業者の指定の範囲を拡大すべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>認めたとあると考えます。 従って、上記のような NTT 東・西の利用部門と競争事業者との間の非同等性の問題を除けば、特定関係事業者の指定の範囲拡大に賛同しますが、本来は、IP・ブロードバンド時代の NTT の在り方や活用業務制度について抜本的な見直しを行い、真の公正競争環境を確保することが必要と考えます。 加えて、総合的な市場支配力に着目した事前規制の導入をただちに実施すべきであり、具体的には、禁止行為の範囲についても、第一種指定電気通信設備を設置する事業者だけでなく、それに関連した子会社・団体等まで範囲を拡大すべきと考えます。 委託先である県域子会社やサービスを販売する代理店であっても、NTT 東・西の責任において業務を委託・販売代理契約をしており、実態上は、禁止行為対象事業者である NTT 東・西による行為と同等であることから、管理・監督責任のある NTT 東・西の責任範囲とすべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映しています。 会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しています。</p>	<p>■ よって、特定関係事業者の指定範囲の拡大については、上記の措置の有効性を検証することが適当であり、引き続き注視していくこととする。</p>
--	---	---

したがって、公正競争上の問題はなく、県域等子会社を禁止行為規制の対象及び特定関係事業者とする必要はないと考えます。

また、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しており、現に NTT グループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話ー携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は大きく変化しています。

このような中で当社だけが柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

当社は従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、公正競争上の問題はないことから、NTT ドコモや NTT データ等を特定関係事業者指定して規制を強化する必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に関して、NTTドコモ殿等の NTT グループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。

・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の

	<p>禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画(平成22年2月26日)の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
--	---	--

## 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

### (1) 検証の対象

意見	再意見	考え方
<p>意見42 NTTコミュニケーションズが、NTT再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバンド営業を行っている事例が存在している。マイルイン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要である。</p>	<p>再意見42</p>	<p>考え方42</p>
<p>■ NTTコミュニケーションズ殿によるNTT東西殿顧客情報の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共のユーザより「NTTコミュニケーションズ殿のサービス利用実績がないにもかかわらず、NTTコミュニケーションズ殿の担当者から自身の加入者情報を元に営業活動を受けた。情報の入手経路を問いただしたところ、NTT再編の際に当該個人情報について承継したため、把握しており、それを用いて営業している旨の説明を受けた」といった事例が毎年報告されています。</li> <li>・ NTTコミュニケーションズ殿が、NTT再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報を利用し、プラチナライン等のアウトバンド営業を行うことは、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(八)(九)を潜脱</li> </ul>	<p>■ 弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サービスのご利用実績があるお客様に対して実施しているものであり、ご利用実績のないお客様に対してNTT再編時に取得した加入者情報を利用したアウトバンド営業を行っているという事実はありません。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>■ NTTコミュニケーションズは、アウトバンド営業については再編後に自社サービスの利用実績がある顧客に対して実施しているとしており、公正競争上の問題が発生しているという論拠が十分に得られているわけではない。しかし、同社が、NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後に同社の利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。このため、同社による営業活動について引き続き注視していくこととする。</p>

<p>するものと考えられ、競争事業者に比して極めて有利な立場で営業を行えるものであり、決して認められない行為です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省殿においては、注視するとして当該状況を放置するのではなく、NTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に承継した契約者情報の利用実態の調査を行うとともに、マイラインサービスでNTTコミュニケーションズ殿のサービスを利用していない顧客の情報を廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</li> </ul>		
<p>意見43 NTT東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられており、禁止行為規制及びNTT再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあることから、所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>再意見43</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ 地域会社と長距離会社の営業業務集約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過年度の本制度の意見において、弊社共が指摘してきたところですが、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿による共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)は継続的に行われている状況です。</li> <li>・ 総務省殿においては、NTT東西殿の法人営業をNTTコミュニケーションズ殿へ集約した際に、NTTコミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、これでは全ての顧客情報がNTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の三社間でも共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等を助長する要因となります。</li> <li>・ このような状況を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、日本</li> </ul>	<p>■ NTT再編成の際、長距離会社(NTTコミュニケーションズ)は、NTT東・西とは独立した営業部門を設置することとされ、提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすることが義務付けられたと認識しています。</p> <p>本事案が事実であるならば、「日本電信電話株式会社の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」の「(九)地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること」に抵触する行為であるといえることから、直ちに踏み込んだ検証を行う必要があると考えます。また、NTT東・西及びNTTコミュニケーションズは、事実関係を自ら明らかにすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT東西は、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。</p>

<p>電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）の改正等により NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社が NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社が NTT コミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありませぬ。</p> <p>なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者と NTT コミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社が NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社が NTT コミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題は無いものと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものです。弊社は NTT 東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。</p> <p>(NTT コミュニケーションズ)</p>	
<p>意見44 活用業務制度の導入により NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、また NTT 東西の業務範囲規制が形骸化している。公正競争確保の観点から、NTT のアクセス網の分離等を実現すべき。</p>	<p>再意見44</p>	<p>考え方44</p>

<p>■ 業務範囲規制の形骸化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」との規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。</li> <li>しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービス、NTT-NGN 上のサービスを実質的に主要業務として拡大させることで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたすばかりでなく、NTT 東西殿の業務範囲規制自体の形骸化を招く結果となっています。</li> <li>NTT 再編の趣旨を踏まえれば、上述のとおり NTT 東西殿の業務範囲は地域電気通信事業に限定されるべきであり、業務範囲規制の形骸化を解消し、公正競争環境を促進するためにも NTT 東西殿の構造分離が必要不可欠と考えられます。従って、このような観点からも十分な議論を行い、早急に構造分離を実現すべきです。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</li> </ul>	<p>■ そもそも活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範囲の拡大が 2001 年に法制化されたものと認識しています。</p> <p>また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT 法、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>当社は、今後も光サービスの利活用促進に向けて、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。 (NTT 東日本)</p> <p>■ 我が国の情報通信市場においては、情報通信技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参入によって激しい競争が繰り広げられており、当社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかです。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となっており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化の進展し、また、コンテンツ・アプリケーションや端末など通信サービスの上下のレイヤとの一体性が高いビジネスモデルなどが登場し始めています。</li> </ul> <p>こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくために</p>	<p>■ NTT 法第 2 条第 5 項の規定に基づき、総務大臣は、NTT 東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT 東西が活用業務を営むことについて認可しなければならないとされている。総務省としては、「東・西 NTT の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方」(以下、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」という。)に従い、NTT 東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを審査した上で、認可に係る判断を行ってきた。</p> <p>■ グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図ることを前提に、市場環境の変化や消費者のニーズに迅速に対応できるよう制度・ルールの見直しが必要である。こうした観点から、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該方針等に基づき、NTT 東西の業務範囲の弾力化等に関する電気通信事業法等の改正案が今国会への提出に向けて閣議決定された。</p> <p>■ なお、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置に</p>
--	---	--

	<p>は、活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠であり、また、多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>について検討を行う。</p>
<p>意見45 IP化の進展と多様なユーザニーズに対応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべき。</p>	<p>再意見45</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP化の進展と多様なユーザニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>こうした趣旨に照らし、今後も東・西 NTT がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、昨年度の検証時に総務省の考え方で「パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」と示されたとおり、活用業務制度について、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサ</p>	<p>■ NTT 東日本の意見にある「活用業務制度については、(中略)当時県内通信に限定された NTT 東西の業務範囲の拡大が法制化されたもの」との認識は、同制度が導入された際の前提条件を無視し、競争が促進された場合例外的に認められる活用業務をあたかも本来業務であるかのように意図的に曲解したものと云わざるをえず、到底是認できるものではありません。</p> <p>活用業務認可制度については、NTT 東・西の本来業務を地域通信市場に限定した NTT 再編の趣旨に大きく反しており、本来であれば、持株会社体制に起因するグループドミナンス、ボトルネック設備の保有、競争の促進、公正競争環境の確保についての諸問題を解決することが必須であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないまま NTT 東・西の業務範囲拡大が認められてしまったということに根本的問題があると考えます。</p> <p>活用業務認可制度導入時の考え方(IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申 平成12年12月21</p>	<p>■ 考え方 44 に同じ。</p>

サービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。

- ・ 今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。

(NTT 西日本)

日)では、「東・西 NTT の業務範囲の規制緩和が認められるためには、公正競争条件が整備され、また、NTT による自主的な競争促進措置が講じられること等により、地域通信市場において競争が確実に進展することが見込まれることが必要」であり、「競争の進展が見込まれないと判断された場合は、完全資本分離を含む NTT グループの経営形態の抜本的な見直しに着手することが必要」とされています。

しかしながら、地域通信市場においては、NTT 東・西が公社時代より一貫して独占的な地位にあり、同市場での競争が進展したとは断じていえない結果になっていることに加え、NTT 西日本事案が発生する等、公正競争環境が確保されている状況にはなく、毎年、競争セーフガード制度において、NTT グループによる公正競争を阻害する事例が指摘されているところです。その一方で、NTT による自主的な競争促進措置は全く講じられておりません。

また、活用業務が認められたことにより NTT 東・西が展開している NGN についても、NTT 東・西自身が保有する光アクセス回線と一体として構築されており、さらに競争事業者との接続を前提とせず、ネットワークのオープン化が十分に図られていません。このため、NGN と一体となった光ファイバの市場シェアは 74.5% と非常に大きく、引き続き上昇している状況となっており、これは、独占市場である固定電話市場の市場支配力を放置したまま、活用業務を認めたことによる影響が大きいと言えます。

上述のような事例は、活用業務の認可要件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること」、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において規定されている「東・西 NTT が活用業務を営むために講ずべき措置(公正競争を確保するための 7

つのパラメータ)」にも明らかに反しています。  
以上のような状況が、活用業務制度導入時における考え方、活用業務の認可要件、ガイドラインで示されている内容を明らかに逸脱しているにも拘わらず、これまで放置されてきたことを踏まえ、総務省は、過去のレビューを厳格に行った上で、真の公正競争を確保するために、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野にいった NTT の在り方についての抜本的な見直しを実施する必要があると考えます。

(KDDI)

■ 【活用業務認可条件について】

- ・ 活用業務の認可においては、営業面でのファイアーウォールの確保が判断基準の一つとされていますが、情報漏洩事案の再発防止等に接続事業者が一社として納得できていない状況にも係らず、本年 10 月に新たな活用業務の認可が行われました。このような状況を踏まえれば、活用業務認可の審査が厳粛に行われていないと言わざるを得ません。
- ・ 真に公正な競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、競争環境に歪みを生じさせる活用業務の認可を続けるのではなく、あらゆる事業者に競争上の同等性を担保することが必要です。そのためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

■ 活用業務制度は、今後拡大が想定されている業務内容(例、ISPなど)を念頭に入れて、運用スキーム、その在り方を含め、見直しを行う時期に来てい

	<p>ると考えます。</p> <p>活用業務認可制度の本来の趣旨は、日本の通信市場の競争活性化を目的とし、NTT グループ各社間のヤードスティック競争及び相互参入による直接競争を促進させるために、県内通信サービスだけでなく他サービスにおいても参入を可能とさせる意義も有して、NTT 再編時に設立されたものと認識しています(※10)。</p> <p>しかしながら、現状は、活用業務認可制度を通じて様々なサービスが認可されてきた一方で、NTT グループ各社間のヤードスティック競争及び直接競争は行われることはなく、IP電話やNGNといった県間役務への業務拡大だけが着々と進められ、FTTHにおける NTT の独占化傾向など、NTT グループの市場支配力を強める要因の 1 つとなっており、本制度設立の趣旨として期待された効果は一切出ていないと考えます。</p> <p>参照:※10</p> <p>平成 8 年 2 月 総務省 電気通信審議会「日本電信電話株式会社の在り方について—情報通信産業のダイナミズムの創出に向けて—」答申</p> <p>2 NTT の再編成の意義</p> <p>2-1 再編成を必要とする理由</p> <p>(1) ボトルネック独占解消による競争の促進</p> <p>(ア) 前述したように、ボトルネック独占の弊害を防止する観点から、非構造的措置に加えて、構造的措置を併せて講ずることにより、競争促進の効果を抜本的に高めることが必要である。</p> <p>(イ) 具体的には、NTT の独占部門と競争部門を分離することによって、競争部門の競争を一層促進するとともに、再編各社間のヤードスティック競争、あるいは直接競争によってボトルネック独占力の行使を防止するとともに、それ自体の解消を目指すことが必要となる。これにより、NTT の経</p>	
--	--	--

	<p>営効率化のインセンティブが向上することが期待される。</p> <p>3-2 新しい市場における NTT の姿 再編成後の NTT の姿は次のようになる。</p> <p>(1) 基本的視点 次のような基本的視点に基づき、再編成を行うこととする。</p> <p>(ア) NTT の潜在的な力を全面的に開花させ得る、自由化を目指した体制とする。</p> <p>(イ) 多元的な主体による公正有効競争を促進する体制とする。</p> <p>(ウ) 再編成会社間のヤードスティック競争とともに、相互参入による直接競争の創出を目指す。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 《規制強化について》</p> <p>NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原因でもあります。</p> <p>そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTT グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務は、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて認可可否を検証すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
意見46 NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービス	再意見46	考え方46

<p>は、依然として NTT 東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、広告宣伝方法の更なる見直しや「フレッツ・テレビ」という名称の禁止等の追加的措置を講じる必要がある。</p>		
<p>■ NTT 東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>2009年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成22年6月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。</p> <p>NTT 東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体が NTT 東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオペティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 1. 「フレッツ・テレビ」について</p> <p>「フレッツ・テレビ」に関して、2008年度検証結果に基づく NTT 東日本に対する行政指導において「利用者がフレッツ・テレビサービスを NTT 東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされまし</p>	<p>■ フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていません。</p> <p>また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオペティキャストである旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないように努めているところです。</p> <p>したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要はないと考えます。</p> <p>当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていくとともに、地デジ対策にお困りのお客様への解決の一助としてもご要望にお応えしていきたいと考えています。</p> <p>なお、KDDI殿が提出されている、「平成22年6月時点の広告物(別添資料参照)」は、実際に使用された広告物の一部のみを抜粋しており、放送サービスの提供主体がオペティキャストである旨が別面に明記されているにもかかわらず、その事実には言及することなく紹介されています。</p> <p>このような添付資料は、当社の広告イメージを損ね、本文における記述と相まって、当社の広告物における公正競争遵守に向けた取り組みを不当に貶める結果となりかねないことから、意見として取り上</p>	<p>■ NTT 法においては NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。</p> <p>このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。</p>

<p>た。</p> <p>その点に関して、NTT 西日本の広告・CMにおいて、一定の表示はなされているものの、それ以上に「NTT 西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、「フレッツ・テレビ」が NTT 西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p> <p>放送事業への参入を許されていない NTT 西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が引続き行われ、またCMによるマス訴求を拡大している状況にあることから、放送サービスに関して「フレッツ」ブランドの利用を禁止する等、NTT 西日本に対し、より一層の改善措置を指導すべきであります。</p> <p>また、このような NTT 西日本による他社サービスの大々的な販売促進活動が、NTT 法第2条第4項第1号の規定(目的達成業務)等に照らして、逸脱するものになっていないかも検証することが必要と考えます。</p> <p>加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つ NTT グループとスカイパー SATI によって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について、検証することも重要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>げるべきでないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。</p> <p>※広告物への主な掲載内容</p> <p>-「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。</p> <p>-フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。)</p> <p>※CMでの掲載内容</p> <p>-「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス(地上／BS)を受信するサービスです。</p> <p>-フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。)</p> <p>また、一昨年度、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。</p> <p>現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。</p> <p>当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客</p>	
---	--	--

	<p>様ニーズに応じていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、フレッツ・テレビの提供について、他の放送事業者様からのご要望がある場合には、事業者を問わず協業に向け協議させていただき所存です。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見47 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等の上位レイヤサービスを通してNTTグループの不当なグループ連携が進められている。	再意見47	考え方47
<p>■ NTT 東・西／NTT ドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTT ネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象である NTT ドコモが、NTT グループ内の自己の関係事業者のみ(NTT コム、NTT レゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT 東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があることから、抜本的に解決するには、持株会社体制を廃止するしかないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 2. NTT グループにおけるID連携について</p> <p>本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT IDログインサービス」「NTT ネット決済」が提供開始されました。</p> <p>このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向す</p>	<p>■ 【グループドミナンスの行使(NTT ID ログインサービス、NTT ネット決済)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿が指摘しているとおり、「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」は、サービス名称のとおり、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を行うことを想定できるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものと考えます。</li> <li>・ このような行為が公然と行われる状況を防ぐためには、NTT グループのドミナンス性の完全な排除が必要であり、NTT グループの資本分離等の抜本的な措置を行うべきと考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 各社殿意見にある NTT グループドミナンスに関する各事案は、競争セーフガード制度においても毎年のように報告されていますが、検証結果としては注視すべき事項に留まっており、抜本的な解決には未だ至っておりません。</p> <p>各社殿意見に共通し特に重要なことは、NTT 西日本情報漏洩問題をみても明らかなように、現在はNTTグループ間の連携が非常に容易で強大な市場支配力の行使が可能な組織構造になっていることにあり、市場環境や業務実態にあわせた各公正競</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものであり、特定の事業者について排他的な差別的取扱いを行うものではないとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。</p>

<p>るものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しようとするものであります。</p> <p>特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するため、その是非についても検証いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>争要件の見直しが一切行われてきていなかったことにあると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 「NTT ID ログインサービス」、「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 当社がNTT ID ログインサービスに提供している当社のIDを利用して認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置（88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成）に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。</li> <li>・ こうした様々な経営改善施策については、我が</li> </ul>	
---	--	--

	<p>国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。</li><li>・ このような観点から、NTT 東西及びNTT ドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。</li><li>・ 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となる NTT 東西及び NTT ドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</li><li>・ 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度（事後規制）に転換するべきであると考えます。</li><li>・ それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故に NTT グループのお客様だけ</li></ul>	
--	---	--

	<p>が享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</p> <p>(NTT)</p>	
<p>意見48 NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の公正競争要件に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要である。</p>	<p>再意見48</p>	<p>考え方48</p>
<p>■ NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年頻繁に行われていることが見受けられます。単なる人事交流にとどまるのではなく、グループ一体化を推進するための要素として、またグループ全体の競争力強化の要素として、NTT 持株殿を中心に戦略的に人材配置が行われている節も見受けられます。</li> <li>本件については、これまでの検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされていますが、守秘義務遵守の誓約書を提出さえすれば、NTT グループ会社間での役員異動が自由に行える、という状態を暗黙的に認めることは、グループの連携強化を後押しするものにほかならず、NTT グループと競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。</li> <li>従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT デ</li> </ul>	<p>■ NTT グループ間での役員等の人事異動が公正競争上問題として指摘されるのは、持株会社体制によるグループ一体経営がその根本的な原因となっているためです。</p> <p>種々の事例に鑑みると、グループ間の役員等異動が顧客情報の共有やグループ全体の営業活動の温床となっており、グループドミナンスが発揮されている状況である可能性が非常に高いため、抜本的に解決するためには早急に持株会社体制を廃止すべきと考えます。加えて、特定関係事業者の範囲を拡大し、役員兼任の禁止だけでなく転籍を含む異動を禁止する等の措置を直ちに講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 再編成後の人事については、NTT の再編成に関する基本方針で示された東西地域会社と NTT コミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。</p> <p>これについては、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(三)及び「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくこととする。</p>

<p>一タ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加えて、こうしたグループ会社間の人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、タスクフォースの議論において NTT グループの持株会社体制自体を見直すべきと考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</li> <li>■ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再編成後の人事については、NTT の再編成に関する基本方針で示された NTT 東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。</li> <li>■ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。</li> </ul> <p>(NTT コミュニケーションズ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。</li> <li>■ さらに、役員の人異動に際し、退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書</li> </ul>	
---	---	--

	<p>の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見49 NTTブランド力は競争環境に大きな影響を及ぼすため、そのブランド力の影響を検証し、早急にブランド使用に係るルールを確立する必要があります。</p>	<p>再意見49</p>	<p>考え方49</p>
<p>■ さらに、県域等子会社や NTT グループ各社は、NTT 法第8条によって本来使用が NTT 持株および NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」= NTT ブランドを「NTT 東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより、NTT 再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NTTブランドの優位性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT グループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMC の展開や上位レイヤへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。</li> <li>これまでの本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTT ブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるにとどまっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。</li> <li>タスクフォース等で NTT 組織の在り方について検</li> </ul>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、県域等子会社や NTT グループ各社は、NTT 法第8条によって本来使用が NTT 持株および NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」= NTT ブランドを「NTT 東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより、NTT 再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(1997年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>■ 隣接市場間における事業者選択の一定の相関関係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。よって、ブランド力が公正競争にもたらす影響について豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要であり、NTT のブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ NTTドコモについては、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東西がNTTドコモと連携して活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合にNTTドコモと共同営業を行うとすれば、NTT東西とNTTドコモのブランド力が相乗的に機能する等により公正競争が阻害されることが懸念されることから、両者の共同営業を禁止する旨を掲げている。</p> <p>■ また、「NTT 東日本ー〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p>

<p>討されている現時点において、総務省殿による「NTT」ブランドカの詳細分析がなされることは重要であり、特に NTT 東西殿の県域等子会社である「NTT-●●」といった社名が公正競争上に与える影響等の分析をする必要があると考えます。歴史的成り立ち等に起因し、消費者にとって「NTT」ブランドは優位性をもつものと見受けられるため、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT グループの実質的な一体経営を防止するため、「NTT」や「エヌ・ティ・ティ」の名称の県域子会社等における使用を制限する方向で運用すべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見50 NTT 西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」については、地域ごとの料金設定に合理的理由があるか、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないかについて改めて検証する必要がある。</p>	再意見50	考え方50
<p>■ 3.「光ぐっと割引」について</p> <p>地域限定キャンペーンとして5年以上継続して実施されており、既に恒常的な割引メニューとなっている NTT 西日本の「光ぐっと割引(※)」について、以下の事項を検証することが必要と考えます。</p> <p>① FTTH市場環境の変化やFTTHの普及状況等を踏まえると、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が失われていると考えられることか</p>		<p>■ 共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定することが掲げられているところである。</p> <p>累次の活用業務認可に係る運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申</p>

<p>ら、利用の公平の観点から、改めてその是非を検証することが必要</p> <p>② 活用業務制度を利用して提供され、また指定電気通信役務でもある NTT 西日本のフレッツ光やひかり電話の利用者料金について、「光ぐっと割引」が適用されることによって、競争阻害的な料金設定になっていないか検証することが必要</p> <p>※フレッツ光の月額利用料が最初の1年間：3,150 円(税込)となる割引。大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静岡県・ 広島県・福岡県を対象に地域限定で、平成 17 年から実施。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>		<p>請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきたところである。</p> <p>競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくこととする。</p>
<p>意見51 NTT グループ以外の事業者による固定・携帯事業の一体的な提供等の市場環境・競争環境の変化に応じ、NTT グループに係る累次の公正競争要件については、適宜見直しを行う必要がある。</p>	<p>再意見51</p>	<p>考え方51</p>
<p>■ 電気通信市場は、ドコモ分社や NTT 再編成(地域・長距離分離)時とその様相を一変させ、NTT グループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社で提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、競争事業者のお客様が、固定／移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれることとなります。</li> <li>したがって、NTT グループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。</li> </ul>	<p>■ 現状において、既に役割を終えている公正競争要件はないと考えます。</p> <p>NTT 西日本事案が発生する等、公正競争環境が確保されていない状況は明らかであることから、むしろ累次の公正競争要件では不十分であり、より実効性を担保できるよう見直すべきと考えます。</p> <p>現行の規制を実効あるものとするためには、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 【公正競争要件における検証の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西殿より、公正競争要件の撤廃を含めた</li> </ul>	<p>■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が、国会への提出に向けて閣議決定された。</p> <p>■ また、合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化な</p>

<p>(NTT 西日本)</p>	<p>見直しを求める意見が提示されていますが、ボトルネック性やグループドミナンス等に起因する問題が解決していない中では、現行規制の撤廃は認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、本制度において競争事業者から指摘されている問題事例では、子会社や代理店等の活用による脱法的行為が多く存在しており、電気通信市場における公正競争環境を実現するためには、NTT 東西殿に対する更なる規制強化とともにその子会社や代理店等も含めた規制の適用について、早急に検討を行う必要があると考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 《規制強化について》</p> <p>NTT 東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場における NTT シェアの高まりの原因でもあります。</p> <p>そのため、NTT グループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTT グループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や NTT 等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務は、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて認可可否を検証すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>ど、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。</p>
------------------	---	--

### 3 その他

意 見	再 意 見	考 え 方
-----	-------	-------

意見52 これまでの行政指導に対するNTT東西の措置の実効性を検証し、必要であれば追加の措置を講じるべき。第三者による監視・検査等の仕組みを導入する等を行い、競争セーフガード制度の実効性をさらに高めるべき。	再意見52	考え方52
<p>■ 1. これまでの行政指導に対する措置の再検証について</p> <p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p> <p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っていると考えます。</p> <p>なお、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも、検討に値するものと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 左記意見に賛同いたします。</p> <p>先般の当社意見のとおり、電気通信事業法に基づき、対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入った調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 本年度の意見募集においても、昨年発覚したNTT西日本情報漏洩問題やNTTグループの一体的な営業(子会社を通じた共同営業、人事交流等)等のNTTグループの市場支配力の濫用が懸念される事例に対して数多くの意見が各社より主張されており、公正な競争環境確保を考える上で課題となっているNTTグループの公正競争要件の再構築については、今後「光の道」戦略大綱に基づき早急に検討される必要があります。</p> <p>そのような中で、各社殿が共通的に意見されているNTTグループの各公正競争要件の遵守状況に対する実効性のある検証及び監査スキームの導入について、弊社としても賛同致します。</p>	<p>■ 考え方1に同じ</p>

本来は競争セーフガード制度がその大きな役割を担うひとつと考えますが、NTT 西日本情報漏洩の問題だけを取り上げても、スキームによる効力の拡充が必要と考えます。

具体的には前回当社意見でも述べた通り(※1)となりますが、それに加えて各社殿のご意見にあるような第三者の監査機関の導入検討も必要であると考えます。NTT 西日本情報漏洩問題に関しては、以前から各競争事業者より数多くの問題点の指摘が示されていたにも拘らず、NTT 東西殿からの報告内容を確認すること以外措置はなく、結果的に当該問題発覚が遅れた大きな原因になったと考えます。現行制度では各公正競争要件の遵守状況について、実際の状況を確認し担保できるような手段は存在せず、その解決方法のひとつとして、第三者の監査機関の導入は非常に有用であると考えます。

参照※1 平成 22 年度競争セーフガード制度意見書 当社意見

■競争セーフガード制度の在り方

～略～

競争セーフガード制度は、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であると考えますが、NTT 西日本情報漏洩問題を契機に、本来の競争セーフガード制度整備の目的に立ち戻り、具体的事例に対しては、検証後の各公正競争要件見直し検討への道筋がより明確となるような実効性の高いスキームへの再構築が必要であると考えます。具体的な見直し内容としては、以下のような点が挙げられます。

・報告内容に対する検証

要請事項に対する報告内容(NTT 東西殿等)について、実効性の有無等の検証を実施

	<p>・実効的な検証・検討スキームの構築  注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事例を調査し、報告書同様に今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築</p> <p>・PDCAサイクルの確立  制度全体の運用状況を定期的(例:3 年毎)に検証し、市場環境や NTT グループの組織・業務形態の変化等を鑑みて問題点があれば、公正競争要件の見直しを含め随時改善を行うといったPDCAサイクルの確立  (イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 当社は、これまでも公正競争確保に十分配慮して事業活動を行ってきたところですが、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除し、より厳格な仕組みを構築する観点から、お客様利便の確保にできるだけ配慮しつつ、システム面に踏み込んだ措置、体制等の見直しを講じることとし、実施計画(2010年3月2日)を策定しました。</p> <p>現在、この実施計画の内容に沿って、セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム面の措置として、他事業者情報の一括抽出規制及び閲覧規制</li> <li>・体制整備として、情報セキュリティ推進部の設置、他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管、県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</li> <li>・社員教育等の充実として、子会社も含めた規程類の充実、研修の拡充</li> <li>・点検・監査の徹底として、子会社も含めた自主点検周期の短縮化監査項目の追加</li> </ul>	
--	--	--

等を実施しています。

この取り組みについては、外部機関より、実施計画の有効性及び実施状況についてチェックを受け、8月末で完了しています。

今後も、点検・監査については、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、継続的かつ徹底して繰り返し実施していきます。加えて、社員教育の充実を行い、情報セキュリティ強化について社員の意識向上を継続的かつ徹底的に図っていく考えです。

したがって、公正競争は確保されていると考えており、機能分離、構造分離や禁止行為規制の見直し等の追加的措置は必要ないと考えます。

また、資本分離を行うと、多様化し高度化するユーザニーズに応えていくことが難しくなり、かえってユーザの利便性を低下させる等の問題があると考えます。

(参考)実施計画に基づいて実施した主な取り組み

項目	実施内容	実施時期
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためのシステム上の措置を実施。	H21.12月
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22.6月
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取り組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22.5月
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22.7月
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22.5月
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22.5月
・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22.5月
・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22.8月

	<p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 外部機関によるチェックについては、3月に策定した他事業者情報の適正な取扱いに関する実施計画の有効性及び取組み状況について、いずれも有効であるとの調査結果を8月末に受けており、その旨を総務省にも報告しています。</p> <p>チェック結果について具体的に申し上げますと、有効性のチェックでは、外部機関が、他事業者情報を扱う業務において他事業者情報が営業部門に渡るおそれが残っていないかという観点からチェックを行いました。その結果、実施計画の対策が、想定されるリスクに対して有効に機能しているとの調査結果をいただいています。</p> <p>また、実施状況のチェックでは、実施計画が予定どおり実施されているかの観点から、地域子会社の営業部門・設備部門に出向き、システムの表示や規程類の確認、社員等への質問を行うなどの方法により、チェックを受けております。その結果、計画どおりに取り組んでいるとの調査結果をいただいています。</p> <p>この外部機関のチェックは、「検証可能性」に配慮して、総務省への実施状況の報告を行うだけでなく、自主的に外部機関にもチェックをしていただくこととしたものです。</p> <p>また、外部機関によるチェックについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① NTT 東西と資本関係がなく、情報セキュリティに関する豊富な経験とノウハウを有する外部機関が、自らの判断によりチェックする項目や方法を定めて実施</li> <li>② チェックの結果は、9月3日の総務省への実施状況報告、10月22日の事業者説明会におけるご説明、</li> </ol> <p>する等、「客観性」「透明性」に十分配慮した検証になっていると認識しています。</p>	
--	--	--

	<p>当社としては、今後も、必要に応じて外部機関の力も活用しながら、引き続き情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返し実施していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
意見53 現行の競争セーフガード制度の運用だけでは問題の根幹が解決できない。NTT 法等の関連法規を抜本的に改正すべき。	再意見53	考え方53
<p>■ 競争セーフガード制度の意義</p> <p>競争セーフガード制度は、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度及び NTT 法に関連した公正競争要件の有効性・適正性を確保するために、発生した問題に対処し、また、発生する蓋然性が高い問題を未然に防ぐことを目的として創設された制度です。当該制度は、NTT グループや第二種指定電気通信設備を保有する事業者が、適正に事業を実施しているか否かを検証するために一定の効果を発揮しているところであり、今後もこの制度を継続して運用していただきたいと考えます。</p> <p>しかしながら、現在の制度及びその運用によって、問題の根幹にある重要な課題が解決されていないことも歴然たる事実です。その原因は、NTT 法及び NTT 等に係る公正競争要件など、NTT の事業並びに業務を律する法令等の規定が、現状の実質的な独占体制を排除していないことに起因すると考えます。</p> <p>即ち、持株会社である日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等の100%親会社であり、また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対しても株式持分比率が高い筆頭株主であることから、すべての情報が持株会社に集積され、また、持株会社の意向により、実質的に各子会社・関連会社に対して、統一的な指示が</p>	<p>■ これまでも、NTT グループにおける累次の公正競争に関する措置、ルールの整備が行われてきましたが、NTT グループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」等の問題については、ブロードバンド・IP時代への移行期である現在においても未だ解決に至っていません。</p> <p>むしろ、NTT 西日本事案のような公正競争上の問題が発生するとともに、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大などによって競争事業者間との同等性が損なわれており、公正競争環境が確保されている状況にあるとは到底いえません。</p> <p>加えて、NTT 東・西のNGNはボトルネック設備である光アクセス回線と一体で構築されており、競争事業者との接続を前提としていないことから、これまで実現していた有効な競争が損なわれてきており、NTT グループは、競争を排除し、NGNを梃子に市場支配力の拡大、グループ連携の強化を図るなど、状況はますます悪化していると言えます。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT 東・西の組織内に留めたこと、持株会社体制を維持してきたこと、それらを解消しないまま、活用業務による NTT 東・西の業務範囲拡大を認めたことに根本的な原因があるため、本質的な問題解決のためには、活用業務制度の是非を含む、持株会社体制の廃止やグループ解体を視野に入れた</p>	<p>■ 総務省では、「競争セーフガード制度に基づく検証結果」に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、平成 20 年 2 月 18 日、平成 21 年 2 月 25 日、及び平成 22 年 2 月 19 日、NTT 東西に対して要請を行い、その講じた措置について報告を受けたところである。</p> <p>要請した事項については、NTT 東西による取組みがなされているところであるが、今後の競争セーフガード制度の運用を通じた検証において引き続き注視し、NTT 東西の取組が不十分なため市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定に違反している等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じる。</p> <p>■ NTT に係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、合同部会の取りまとめ等を踏まえて「光の道」構想に関する基本方針等を策定・公表したところである。当該基本方針等に基づき、機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に関する電気通信事業法等の改正案が今国会への提出に向けて閣議決定された。その後も合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行う。</p>

<p>発出されているのが現状であると考えられるからです。</p> <p>これは、少数株主のいない100%子会社を主体とした事業連合体である限り、自然発生的かつ必然的に起こる至極当たり前の事象です。</p> <p>特に、NGN や光ファイバ網に係る各種の問題、通信レイヤーのみならず上位レイヤーまでの垂直統合を固定・移動通信の双方について積極的に進めている NTT グループの状況を鑑みると、役員の兼任禁止や各種料金設定の制約条件の付与に代表される現在の法制度下での公正競争要件自体が不十分であり、NTT 持株会社が複数の事業会社を保有する現在の資本関係自体を大幅に見直す必要があることは自明であると考えます。また、昨年来、かかる状況が全く変化していないことから、可及的速やかな見直しが必要と考えます。</p> <p>以上の点を鑑み、NTT 法を始めとする関連法規自体の抜本的な改定を、本格的に検討・実施していただくことを要望します。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	<p>NTT の在り方についての抜本的な見直しが不可欠と考えます。</p> <p>加えて、「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」といった同等性の問題、および、NTT グループの総合的な市場支配力による「グループドミナンスの行使」の問題への対処として、第三者機関による監視体制の導入等や行為規制の範囲の子会社等への拡大をただちに実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見54 公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会は、実質的にNTTグループの営業拠点となり、公益法人を介したグループの事実上の一体営業であり、禁止行為に反する。よって、禁止行為の対象範囲をグループ参加の団体等まで拡大すべき。</p>	<p>再意見54</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ (財)日本電信電話ユーザ協会、(財)日本公衆電話会(PCOM)</p> <p>公益法人である日本電信電話ユーザ協会、日本公衆電話会は共に、事実上、公社時代からの顧客基盤をそのまま継承し、NTT 再編前の経営形態のまま運営されています。(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTT グループのOBが本部の役員に就任し、現役の NTT 東・西、NTT ドコモの役員・支店</p>	<p>■ 本件は、財団法人である「日本電信電話ユーザ協会」及び「日本公衆電話会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。</p> <p>また、NTTグループ各社の商品・サービスの割引等は「日本電信電話ユーザ協会」及び「日本公衆電話会」が各団体の判断で特典として実施しているも</p>	<p>■ 御指摘の(財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日)に基づいた適切な指導監督に努めていく。</p>

<p>長等が地方の協会の理事・顧問等になっているなど、実質的に NTT グループ傘下にあり、全都道府県支部の拠点は、NTT 東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置され、会員に対して NTT グループ各社の商品・サービスについて割引等を行っています。これは、私企業の利益のために存在しているわけではない公益法人を介した事実上の一体営業であり、禁止行為に反する行為といえます。</p> <p>これらの営業活動は、禁止行為対象事業者の電気通信業務の主たる部分を委託するものであって、実態上は対象事業者による行為と同じであるため、禁止行為の対象範囲をグループ傘下の団体等まで拡大する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>のであり、公正競争上の問題は生じていないことから、禁止行為の範囲を拡大する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> <li>・ (財)日本電信電話ユーザ協会及び(財)日本公衆電話会については、昨年度の競争セーフガード制度において、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導・監督に努めていく。」とある通り、主務官庁により適正に指導・監督がなされているものと考えます。</li> <li>・ なお、当社と(財)日本電信電話ユーザ協会との間に各種サービスの販売等に関わる契約は一切ございません。</li> </ul> <p>(NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■</li> <li>・ 本件については、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」等の電気通信事業法上の規定に抵触するものではなく、NTT グループ会社間の内部相互補助等も行っておりません。</li> <li>・ なお、法人向けの料金割引については、本件に限らず個別案件ごとに提供条件等を勘案し、相対契約によりその提供を行っているものです。</li> </ul> <p>(NTT ドコモ)</p>	
	<p>再意見55 NTT の競争事業者の意見のうち、現在の NTT と肩を並べる企業の育成に障壁となる部分への意見以外特に利害関係者の難癖に近い意見については取り上げるべきではない。</p>	<p>考え方55</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ NTTグループに対し批判的なコメントが多く寄せられていますが、NTT 利用者からするとはっきりいって迷惑です。セーフガードのおかげで他社が展開す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法に基づく指</li> </ul>

	<p>るようなサービスが NTT から提供されにくい、もしくは後出しになる事案が多発しているだけでなく、サービス品質も低下しています。我々エンドユーザーが望むものは、NTT の開放ではなく自由な選択肢にあります。これは例えば端末系伝送路だけでなく、中継伝送路や長距離伝送路の全てにおいて複数の選択肢が存在すると事とそれらの事業者間を意識せずとも接続可能な社会の実現です。批判する他者は、その実現は可能であるにもかかわらず自ら利益率の高い事業だけを選択しながら、リスクの高い事業に対しては NTT に押し付けたままであり、ユニバーサル料金等と言うわかりにくいコスト負担をユーザーに転嫁し、対立企業は自らその域に踏み込もうとしていません。過渡期にはそのような状況も仕方がないとは思いますが、NTT を民営化して相当の期間が経過しております。NTT の対立事業者にのみ甘いセーフガードは国営を考え、そろそろ見直されるべきです。特に NTT の営業姿勢を批判している KDDI 等はその勧誘方法については、まるで NTT から KDDI へ地域全体が移行を決定したかのような詐欺まがいの営業を行わせています。(自宅へ訪問してきた勧誘員を追い返した経験があります)営業活動に対しては個々の企業ポリシーに委ねられているとは思いますが、必要以上の競争原理導入がこのような市場の品位低下、サービス低下を招いている事は明白です。歴代の総合通信基盤局長殿はこの事態をどのように見られていたのか不思議でなりません。以上、長々と前置きをさせていただきましたが、現在の NTT と肩を並べる企業の育成に障壁となる部分への意見以外特に利害関係者の難癖に近い意見については以後、取り上げる事のなきよう強く求めるものであります。以上。</p> <p>(個人)</p>	<p>定電気通信設備制度及び NTT 法に関連した NTT グループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。</p> <p>総務省としては、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて、指定電気通信設備の対象や NTT 等に係る公正競争要件の見直し等の所要の措置を速やかに講じることとなるが、これらについては、市場実態等に応じて、従来の公正競争要件等を緩和・撤廃するだけでなく、追加的措置等を講じることもあり得るところであり、個別の事例・事案ごとに必要な措置を判断することになると考えている。</p>
--	---	--

	再意見56	考え方56
	<p>■ 1. 政府が旧電電公社へ出資する必要性を考え直すべき時が来た！</p> <p>現在、政府が出資するNTT 持ち株会社の傘下には、加入者電話・固定電話事業を行なう NTT 東西社、長距離電話事業、ISP 事業(OCN ブランド)を行なう NTT コミュニケーションズ社、携帯電話事業を行なう NTT ドコモ社、情報処理システム事業を行なう NTT データ社、ポータルサイト事業(goo ブランド)を行なう NTT レゾナント社、通信回線工事事業を行なう NTT ファシリティー社等、多種多数が存在する。</p> <p>1-1 .納税者向けユニバーサルサービス以外の事業のために政府出資が必要なのか？</p> <p>NTT 持ち株会社の傘下には、電話・電報事業の他に、インターネット関連事業、通信工事事業等を含め、多種多数の子会社が存在する。</p> <p>だが、そもそも、交換機技術時代の旧電電公社が民営化された際に、政府が大株主になってまで、納税者に対するサービス実施を確保しなければならないと考えられた事業の種類は、加入者電話・固定電話(ユニバーサルサービス)だけに限定されていたのではないのか？</p> <p>ISP 事業やポータルサイト事業のようなインターネット関連ビジネスの世界には、完全民間資本の優れた競合他社が存在している。</p> <p>(ただし、光ファイバー設備の保有問題が関連するので、優れた競合ではあるが、不利不公正を強いられる立場である。)</p> <p>従って、NTTコミュニケーションズ社(のISP事業)や NTT レゾナント社までもを、政府が大株主である持ち株会社の傘下に配置する必要性は、全く無いと考えられる。</p>	<p>■ 考え方 55 に同じ。</p>

	<p>1-2 IP 電話技術に適した、フェアな事業群・企業群の再構成が必要である</p> <p>交換機電話網から IP 電話網への技術変更が進めば、市内市外、東西(南北)や短距離長距離という、交換機電話網時代における従来概念は、意味をもたなくなるはずである。</p> <p>そうであるならば、IP 電話網が普及した時代においてまでも、加入者電話事業に、NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社(長距離電話)という区別を設けて、その筆頭に、NTT グループ持ち株会社をわざわざ設置する必要性は、全く無いと考えられる。</p> <p>(もしも政府出資の会社が必要だと考えるのであれば、NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社(長距離電話)を統合した会社を新規に設置し、その会社へ政府が出資しさえすれば、ユニバーサルサービスを十分に提供できるのではないだろうか?)</p> <p>2. NTT グループ持ち株会社の解散と、政府出資先の限定化</p> <p>現行 NTT グループの事業・子会社構成をそのまま継続させてしまうと、政府が大株主として上位に存在する必要性が無い事業までもが、持ち株会社の傘下に含まれてしまう。これでは、他事業者との健全な競争を阻害してしまう。</p> <p>2-1. 本来あるべき新しい姿</p> <p>本来あるべき姿へ移行するためには、下記 1~4 を実施する必要があると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行持ち株会社をいったん解散する。</li> <li>2. NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社(長距離電話)を統合した会社を新規設置する。</li> <li>3. ユニバーサルサービス負担を前提に、上記 2 の新設会社に政府が出資する。</li> </ol>	
--	---	--

	<p>4. NTT グループ保有のボトルネック設備を、上記 2 とは別の新規設立完全別資本公司へ移行する。</p> <p>2-2. 早急に取り組みを開始すべき資本面の課題 ここで大きな課題が発生する。 現行NTT持ち株会社の株主から大きな反発が予想されることである。 しかし、政府は、納税者が必要とする最低限度の通信サービスを、納税者に対し保障しなければならない立場ではあっても、民間企業同士の純粋なサービス・技術競争を、政府出資企業が営利的優位となるように間接誘導する立場であってはならないはずである。</p> <p>3. 政府が自覚すべき、NTT 持ち株会社大株主としての責任 政府は、NTT 持ち株会社解散を前提に、NTT グループが抱える通信・情報処理事業を再度組織変更するよう、NTT グループに対して強く指導すべきである。(当然、NTT 法も大幅改正すべきである。) 政府は、持ち株会社他株主に対して、政府が出資・関与する必要性のあるサービス・事業範囲とその程度を、再定義して説明しなおすべきである。 (他株主は、政府の間接誘導による、NTT グループの競争優位性を期待すべきではない。)</p> <p>(個人)</p>	
--	--	--

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて報道資料を配布するものとします。

### 3 意見の提出方法

意見書鑑に必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### (1)郵送する場合

〒100-8926東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスクの条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク:3.5インチ、2HD

光ディスク:コンパクトディスク

光磁気ディスク:MOディスク

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

#### (2)FAXを利用する場合

FAX番号:03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### (3)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: compe-sg@ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「@」を「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## 4 意見提出期限

平成23年4月4日(月)午後5時(必着)(郵送の場合は、同日付け必着)

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。別紙にはページ番号を記載してください。

(別紙)

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	
	イ 指定の対象に関する検証	
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	
	イ 指定の対象に関する検証	
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT東西に所要の措置を要請する事項	
	イ 引き続き注視する事項	
	ウ その他の事項	

〈記載要領〉

・「意見」欄には、御意見の具体的内容を御記入下さい。

## 競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

2008年7月  
総務省

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月公表、07年10月改定)を踏まえ、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)に基づき電気通信事業の公正な競争を確保するため、以下の要領により競争セーフガード制度を運用する。

### 1 競争セーフガード制度の目的

総務省は、事業法及びNTT法に基づき、電気通信市場における公正競争確保の観点から各種の競争セーフガード措置を講じてきた。

近年、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることが必要である。

このため、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む。以下同じ。)の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証することとし、当該検証の仕組みを「競争セーフガード制度」として運用する。

なお、本制度は事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的とするものであり、これにより、新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではない。ただし、本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではない。

### 2 指定電気通信設備制度に関する検証

#### (1) 検証の目的

指定電気通信設備制度に関する検証は、関係法令に定める要件に照らして指定が適正に行われているか、指定電気通信設備の指定の対象が適正に定められているか、アンバンドル機能の対象が適正に定められているか、禁止行為に該当する行為が行われていないか等を検証し、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないと思われる場合には、速やかに所要の措置を講じることを目的とする。

#### (2) 第一種指定電気通信設備に関する検証

## ア 指定要件に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第一種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

## イ 指定の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び施行規則第23条の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成13年総務省告示第243号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方にに基づき検証を行う。

- ① 第一種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備」(事業法第33条第1項)であること(いわゆる「ボトルネック性」を有すること)を要件とする。
- ② 指定の対象は、「伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備」(事業法第33条第1項)<sup>1</sup>であり、当該設備のボトルネック性の有無を判断するに際しては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみによりボトルネック性の有無が判断されるものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、政策の予見可能性を確保する観点から、以下の2つの項目のいずれかに該当するものを「注視すべき機能」と位置付け、次年度における検証の際、特に重点を置いて検証を行うこととする。
  - (a) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備として指定する要件を満たしているとは判断されないものの、市場動向等によってはボトルネック性を有する可能性があると思われる設備
  - (b) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備の指定を解除するに足る合理的な理由が認められないものの、市場動向等によっては指定電気通信設備の指定を解除する可能性があると思われる設備なお、上記(a)及び(b)により「注視すべき機能」と位置付ける場合、これにより、当該設備について事業法上の指定電気通信設備に係る法的効果が変わるものではない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲内で必要に応じて所要の検証を行う。

<sup>1</sup> 指定電気通信設備の指定の対象については、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含めて検証を行う。

## ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第33条第4項第1号口の規定により、総務省令で定める機能(アンバンドル機能)ごとの接続料を接続約款に定めて総務大臣の認可を受けることが必要とされ、その具体的な機能は、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている。

当該アンバンドル機能の対象の妥当性について、96年12月19日付電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」及び08年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において示された考え方を踏まえ、検証を行う。

## (3) 第二種指定電気通信設備に関する検証

### ア 指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第二種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

### イ 指定の対象に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成14年総務省告示第72号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方にに基づき検証を行う。

- ① 第二種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」(事業法第34条第1項)であることを要件とする。
- ② 上記の要件に該当するか否かについては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみにより指定の是非を判断するものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、原則として、第一種指定電気通信設備の検証において行う「注視すべき機能」の検証は行わない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲で必要に応じて所要の検証を行う。

## (4) 禁止行為に関する検証

### 4-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

#### **ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証**

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であって事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第30条第3項各号に掲げる行為<sup>2</sup>(以下「禁止行為」という。)をしてはならないこととされている。

このうち、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において禁止行為に係る規制の適用を受ける事業者の指定要件は、事業法第30条第1項及び施行規則第22条の3第2項に規定しており、当該規定に基づき適切に指定が行われているか否かについて検証を行う。

#### **イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証**

指定電気通信設備制度における禁止行為は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(08年3月改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

#### **4-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証**

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)との間において、事業法第31条の規定により、役員兼任が禁止されているほか、接続や電気通信業務以外の附随的な業務について、特定関係事業者に比して不利な取り扱いの禁止等の規律<sup>3</sup>が適用されて

---

<sup>2</sup> 具体的には、

- 1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 2) その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 3) 他の電気通信事業者(事業法第164条第1項に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

の3項目が掲げられている(事業法第30条第3項第1号～第3号)。

<sup>3</sup> 具体的には、

- 1) 事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
- 2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

いる。

上記の禁止行為規制についても、共同ガイドラインにおいて、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

### (5) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記の検証結果を踏まえ、総務省は、必要に応じて次の措置を速やかに講じる。

- ① 指定電気通信設備又はアンバンドル機能の対象について見直しが必要であると認められる場合、情報通信審議会の審議を経て、所要の措置を講じる。
- ② 禁止行為規制の運用について、不適正な事案が判明した等の場合、事業法第30条第4項又は第31条第3項の規定により、当該行為の停止又は変更を命じるなど、所要の措置を講じる。

## 3 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

### (1) 検証の目的

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT等」という。)については、移動体通信業務の分離(92年)、NTT再編成(99年)等により公正競争確保のための構造的措置を講じ、その際、各事案ごとに公正競争要件が課されている。

また、NTT法第2条第5項の規定により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)は総務大臣の認可を受けて、地域通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(いわゆる「活用業務」)を営むことができるが、当該認可に際しては、NTT東西の地域通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを要件とし、当該要件を確保する観点から、個別事案ごとに認可条件を付す等の措置を講じてきている。

上記の公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、また市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行う<sup>4</sup>。

---

の2項目が掲げられている(事業法第31条第2項第1号及び第2号)。

<sup>4</sup> 活用業務の認可に際しては、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に基づいて審査が行われるが、本制度における検証は、当該ガイドラインそのものを検証対象とするものではない。

## (2) 検証の対象

検証の対象とするNTT等に係る公正競争要件は別紙のとおりである<sup>56</sup>。検証は、次の要領で行う。

- ① 各公正競争要件について、実態上の運用面において違則行為がないか否か検証を行う。
- ② 各公正競争要件について、市場実態を踏まえ、追加的な措置が必要か否か又はその役割を終えたと認められるものがあるか否か検証を行う。
- ③ そのほか、上記①及び②に関連した所要の検証を行う。

## (3) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記(2)の検証結果を踏まえ、公正競争確保の観点から問題があると認められる場合は、NTT法第16条の規定等に基づき所要の措置を速やかに講じる。また、累次の公正競争要件のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

なお、累次の公正競争要件の見直しについては、別紙を現行化することにより行うこととする。

## 4 検証の具体的手順

上記2及び3の検証は、毎年度実施することとする。その際、検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めることとし、検証に当たっては、これを踏まえることとする。総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告するものとする。

なお、当該検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図ることとし、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図ることとする。

## 5 その他

競争セーフガード制度は07年度から運用する。なお、本ガイドライン(別紙を除

---

<sup>5</sup> 本ガイドラインの運用を開始した後において、活用業務認可等が行われて認可条件として公正競争要件が課された場合であって、本節(3)に定める現行化が行われる前であっても、当該追加条件について本ガイドラインに基づく検証対象となる。

<sup>6</sup> NTT等に係る公正競争要件の検証に際しては、活用業務認可申請に当たりNTT東西が公正な競争を確保するために講じたこととした措置の遵守状況についても併せて検証する。

く。)については、定期的(概ね3年ごとを想定)に見直しを行うこととし、見直しに際しては、意見公募を実施するなど手続の公正性・透明性の確保に努めるものとする。

## 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件

### 1 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件<sup>7</sup>

#### (1)新会社<sup>8</sup>のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT<sup>9</sup>と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系新事業者と同一の条件とする。

#### (2)取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

#### (3)NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

#### (4)出資比率の低下

中核となる会社<sup>10</sup>の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

#### (5)資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

### 2 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成9年郵政省告示第664号）における承継会社<sup>11</sup>への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項

- (一) 地域会社<sup>12</sup>と長距離会社<sup>13</sup>との間の役員兼任は行わないこと
- (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- (三) 持株会社<sup>14</sup>及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- (四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- (五) 地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者と

<sup>7</sup> 92年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表。

<sup>8</sup> 現在の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

<sup>9</sup> 現在の日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に相当する。

<sup>10</sup> 2008年7月の合併前の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

<sup>11</sup> 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

<sup>12</sup> 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指す。

<sup>13</sup> エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

<sup>14</sup> 日本電信電話株式会社を指す。

- の間のものと同等にすること
- (六) 地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
  - (七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
  - (八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
  - (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
  - (十) 持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とすること

3 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可に当たって付した条件

- 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して平成15年2月認可）
  - 1 県間伝送路を自ら構築する場合は、当該県間伝送路に関して、他事業者からの要望内容を踏まえて、ダークファイバの利用に係る料金及び条件を作成し、公表すること。
  - 2 県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。
  - 3 地域IP網を用いた新たな県間のフレッツサービスを提供しようとする場合は、当該サービスの内容を踏まえて、必要に応じてあらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する活用業務として認可申請を行うこと。
- 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
  - 1 NTT東日本【NTT西日本】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
  - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
  - 3 NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
  - 4 県間伝送路等をNTT東日本【NTT西日本】自ら構築する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発一〇五〇IP電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
  - 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発一〇五〇IP電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録においてNTT東日本【NTT西日本】を選択

した利用者のみにも適用する等、固定電話発着・050IP電話着サービスとそれ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。

- 2 県間伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発着・携帯電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年3月認可）
- 1 平成17年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収支の見込みを速やかに報告すること。
  - 2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年7月認可）
- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
  - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
  - 3 集合ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものをを用いた営業活動を行わないこと。
  - 4 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。
  - 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成17年1月認可）
- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
  - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
  - 3 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものをを用いた営業活動を行わないこと。
  - 4 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る

接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。

- 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、戸建て住宅向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定（NTT東西に対して平成18年11月認可）
- 1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。
  - 2 NTT西日本【NTT東日本】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。
  - 3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】がサービス提供サーバ（通信制御を行うために設置するものを除く。）を用いて他の電気通信事業者のエンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新たなサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）  
（情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係）
- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。  
なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。  
（県間伝送路等に係る公正競争要件）
  - 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。  
（NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件）
  - 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定する

に当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(自己の関係会社とコンテンツ提供事業者等との公平な取扱い)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス並びに地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者とを公平に取り扱うこと。

(コンテンツ配信向けサービスに係る技術的インターフェース等の共通化等の検討)

- 6 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東日本【NTT西日本】と接続したISP事業者を経由してコンテンツ配信を行うコンテンツ提供事業者とを公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 7 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

- 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

（加入者情報の流用防止）

4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを利用した営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報を利用した営業活動を行わないよう管理すること。

（IP電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等）

5 NTT東日本【NTT西日本】は、IP電話サービスの提供に際し、自社の加入電話（ISDNを含む。）の利用者の電気通信番号について自社のIP電話サービスへの同番移行を行う場合は、OAB～J番号IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。あわせて、OAB～J番号IP電話サービスにおける利用者利便の向上及び公正競争確保の観点から、自社のIP電話サービスと他事業者のOAB～J番号IP電話サービスとの間で相互に同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現性について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

（サービス内容等の変更に伴う認可申請）

6 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

（情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係）

1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

（県間伝送路等に係る公正競争要件）

2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

- 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

## 参 考

### 競争セーフガード制度に係る参照条文等

#### ○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

##### （目的）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

##### （事業）

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、総務大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

##### （監督）

第十六条 会社及び地域会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社及び地域会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## ○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
  - 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
  - 三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。
- 4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- 5 （略）

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この項において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

- 2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
  - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
  - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通

信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

- 3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

4 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2～3 (略)

- 4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～18 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定め

るものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2～7 (略)

## ○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二條の三 法第三十條第一項の規定による指定及び同條第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十條第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四條第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三條の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の五 法第三十一條第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三條の二 法第三十三條第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十三條第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

3 法第三十三條第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以

下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの

- イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの(以下「第一種指定端末系交換等設備」という。)
  - ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの(以下「第一種指定中継系交換等設備」という。)
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
- イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)
  - ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。)
- 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
- 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
  - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(前号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数
  - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 符号(信号を除く。)、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備(以下この項において「交換設備」という。)であつて次に掲げるもの
    - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(以下「第二種指定端末系交換設備」という。)
    - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(以下「第二種指定中継系交換設備」という。)
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

- イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
- ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
- ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
- 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

○接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（機能）

第四条 法第三十三条第四項第一号 ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これらに附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内容	対象設備	
一 端 末 回 線 伝 送 機 能	帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び基地局設備（端末設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するものを除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
	帯域分割端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。）	
	基地局設備用端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）により通信を伝送する機能（基地局設備との間を伝送するものに限る。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び交換機に回線を終端するための装置により構成されるものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
	光信号端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に限る。）
	総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）により通信を伝送する機能（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側	第一種指定端末系伝送路設備（光信号伝送用の回線に限る。）（第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。）

		の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	
	その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）
二 端 末 系 交 換 機 能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（手動によるもの並びに本項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	
	優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	
	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ（利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。）を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する	

	機能	
加入者交換機専用トラックポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
加入者交換機共用トラックポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	I インタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
三の二 光信号電気信号変換機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	光信号電気信号変換装置（第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。）
三の三 光信号分離機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置
三の四 加入者交換機接続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能（六の項の中継伝送専用機能を除く。）	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換

			機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
五 中 継 系 交 換 機 能	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（手動によるもの並びに本項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
	中継交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
	中継交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
六 中 継 伝 送 機 能	中継伝送共用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。）	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能	
	中継交換機接続伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備	

		(第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能(中継伝送専用機能を除く。)	
	光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置を除く。))に限る。)
六の二 ルーティング 伝送機能	一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定收容ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。)	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ
	一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルータ(専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。)で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	
	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定中継ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	
	関門交換機接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
六の三 イーサネットフレ	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路	

ム伝送機能	を行う機能	設備
七 通信路設定 伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（手動によるもの及び第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）（手動によるものを除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
七の二 データ 伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 呼関連データベース機能	呼関連データベースへの接続により番号変換又は認証等を行う機能	呼関連データベース
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 手動交換機能	手動により通信の交換等を行う機能	第一種指定端末系交換等設備（手動によるものに限る。）及び第一種指定中継系交換等設備（手動によるものに限る。）
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック（電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号）を提供する機能	クロック提供装置

#### 備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。
- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
  - イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者を支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能
  - ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加

入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能

- 三 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

## ○平成13年総務省告示第243号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条の2第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という）第23条の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる単位指定区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

- 一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）
  - イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
  - ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 G. 992. 1 Annex C 又は G. 992. 2 Annex C に準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 SIPサーバ
- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置、伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第六項又は前項に掲げるものを除く。）

別表

単位指定区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の一部のうち中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の一部のうち木曾郡南木曾町立の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域及び岐阜県の区域のうち中津川市馬籠の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の一部のうち中津川市馬籠の区域を除く区域に長野県木曾郡南木曾町立の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社

静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

## ○平成14年総務省告示第72号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第1項から第6項までに掲げる電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

別表

- 1 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 2 KDDI株式会社
- 3 沖縄セルラー電話株式会社

○平成20年総務省告示第361号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の3第1項の規定に基づき、同法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者を次のように指定する。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

○ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針  
(01年11月、総務省・公正取引委員会)

Ⅱ 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い

② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定

③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供

④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務

⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い

⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること

⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い

⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

(例)

ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い

イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為

(例)

○ 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定

○ 96年12月19日付電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」

1 アンバンドルについての考え方

アンバンドルとは、他事業者が特定事業者の網構成設備や機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることである。これは他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきである。また、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、積極的にこれを推進すべきである。

このため、特定事業者は、他事業者が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないこととする。これにより、技術やサービスの進展に対応して、他事業者の要望に応じて、多様なアンバンドルが進んでいくことになると考えられる。

なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。

○ 08年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」

第3章 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化（アンバンドル）

1. 検討上の留意点

NGNのアンバンドルを検討するに際しても、1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべきであると考えられる。すなわち、アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべきである。ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。

また、NGNの固有の事情を考慮することも当然必要となる。具体的には、NGNは、1) 通信事業者が構築する統合管理型のIP網であること、2) 既存の地域IP網やひかり電話網等がマイグレーションしていくネットワークであること、3) 現時点では、未だ稼働しておらず具体的なサービス提供形態・接続形態が必ずしも明確ではない点もあること、に留意することが必要である。

一点目については、旧来のPSTNでは、一の機能が複数の設備の積み上げ等で実現されていたのに対して、IP網では、一の設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となる。したがって、PSTNとは異なり、一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要になると考えられる。

二点目については、NGNでは、既存の地域IP網やひかり電話網等で提供されていたのと同様のフレッツサービスやIP電話サービス等が提供される予定であるが、これら既存サービスと同様のサービスについては、その具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等を把握しやすいため、そのアンバンドルは比較的容易に検討可能であり、その検討の際には、サービスの継続提供を可能とするように配慮することが必要になると考えられる。ただし、NGNにおいても、PSTNでアンバンドルされていた機能と同様の機能をすべてアンバンドルすることの適否については、一点目で述べたPSTNとIP網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて検討を行うことが適当である。

三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能について、現時点でアンバンドルの要否を検討することは困難と考えられることから、現行制度上アンバンドルされている33機能も、制度創設時の11機能から段階的に追加されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる。